

# 平成19年度 事業報告書

自 平成19年4月 1日

至 平成20年3月31日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

# 平成19年度事業報告書

## 1. 国民の皆様へ

製品評価技術基盤機構（NITE：ナイト）は、生活用品の安全、化学物質の安全など、国民生活の安全・安心に深く関わる各種製品やサービスの安全に関する情報を、基盤的技術をもとに解析し、広く社会、行政、産業界に発信している国の機関です。常勤職員約400人が全国11カ所で、「暮らしの安全・安心」のため、「安心を未来につなぐナイトです」を合言葉に業務を展開しています。

平成19年度は、製品安全関係業務では、平成19年5月に改正消費生活用製品安全法が施行され、重大製品事故の報告・公表制度が創設されたことによって、NITEが扱う製品事故の報告が大幅に増加したことから、地域関係機関と地方支所のネットワークの強化、拡充を図るなど、製品事故の調査・原因究明体制を質・量ともに強化する取り組みを行いました。さらに、同法及び電気用品安全法の一部改正があり、NITEが経年劣化に関する技術的な調査を行うこととなるなど、NITEの役割が益々大きくなっています。

また、製品安全以外でも、標準化、講習業務等を含めた生活安全分野全体、バイオテクノロジーにおける生物遺伝資源の収集・保存・提供の拡充、利用拡大等、化学物質管理における関連法規の改正への対応とリスクコミュニケーションの深化、適合性認定分野におけるアジア太平洋試験所認定協力（APLAC）、日本認定機関協議会（JAC）などの国内外の連携等、すべての分野において目標を達成すべく取り組んでおり、各分野の成果が、国民、産業、行政の信頼に大いに応えていると考えております。

「安全」を柱とするNITEの活動は非常に責任の重い業務であります。我々の判断や対外的な報告が国民、産業界等に及ぼす影響が非常に大きくなりうることに十分に思いを致し、一方で、慎重になりすぎて事なかれ主義になっては、NITEの存在価値がなくなってしまいます。国民の安全のため、積極・果敢に国民に対し直接間接に働きかけることを決して忘れることのないようにするため、職員一人ひとりが、改めて国民の信頼、支持の重要性を念頭に置き、消費者、顧客の目線で、社会のニーズをしっかりと掴み、国民のために職務を遂行して参りたいと考えております。

## 2. 基本情報

### (1) 法人の概要

#### 法人の目的

独立行政法人製品評価技術基盤機構は、工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的としております。（独立行政法人製品評価技術基盤機構法第3条）

業務の範囲（機構法第11条）

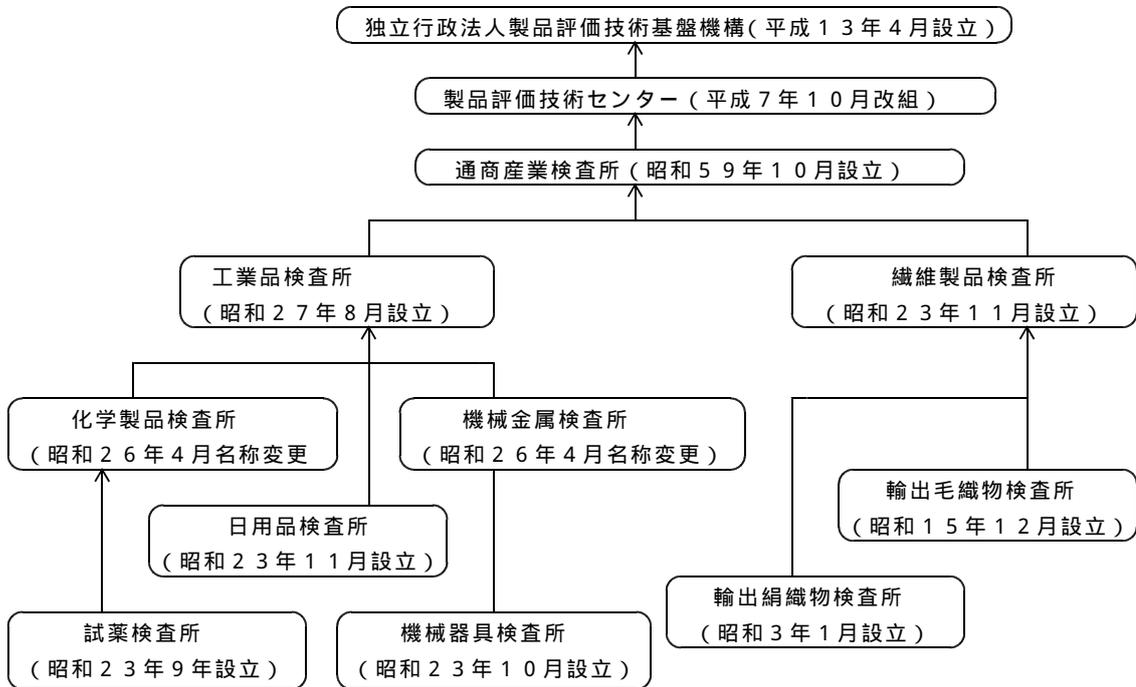
当機構は、独立行政法人製品評価技術基盤機構法第3条の目的を達成するため、以下の業務を行います。

- a. 工業製品その他の物資に関する技術上の評価
- b. 工業製品その他の物資に関する試験、分析、検査その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他の当該事業の適正な実施に必要な能力に関する評価
- c. 工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供
- d. 1の評価の技術に関する調査及び研究
- e. a～dの業務に附帯する業務
- f. 工業標準化法（昭和24年法律第185号）第21条第1項及び第2項並びに第40条第1項の規定による立入検査並びに第42条第1項第8号の規定による検査
- g. ガス事業法（昭和29年法律第51号）第39条の17第1項第8号の規定による検査並びに第47条第1項及び第3項の規定による立入検査
- h. 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第42条の4第1項第8号の規定による検査又は質問並びに第46条第1項及び第2項の規定による立入検査又は質問
- i. 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第19条第1項の規定による立入検査
- j. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第64条第1項第8号の規定による検査又は質問並びに第83条第1項及び第5項の規定による立入検査又は質問
- k. 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）第31条第1項第8号の規定による検査並びに第41条第1項及び第2項の規定による立入検査
- l. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年）法律第117号）第33条第1項から第3項までの規定による立入検査、質問又は収去
- m. 計量法（平成4年法律第51号）第148条第1項及び第2項の規定による立入検査（同法第144条第1項に規定する認定事業者に対するものを除く。）
- n. 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）第30条第5項の規定による立会い及び第33条第1項の規定による立入検査、質問又は収去
- o. 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成13年法律第111号）第37条第4項の規定による立入検査又は質問
- p. 遺伝子組換え生物等の使用等の規制等による生物の多様性の確保に関する法律（平成）15年法律第97号）第32条第1項の規定のによる立入り、質問、検査及び収去

沿革

平成13年4月 独立行政法人製品評価技術基盤機構設立

独立行政法人製品評価技術基盤機構の前身は次の図のとおり。



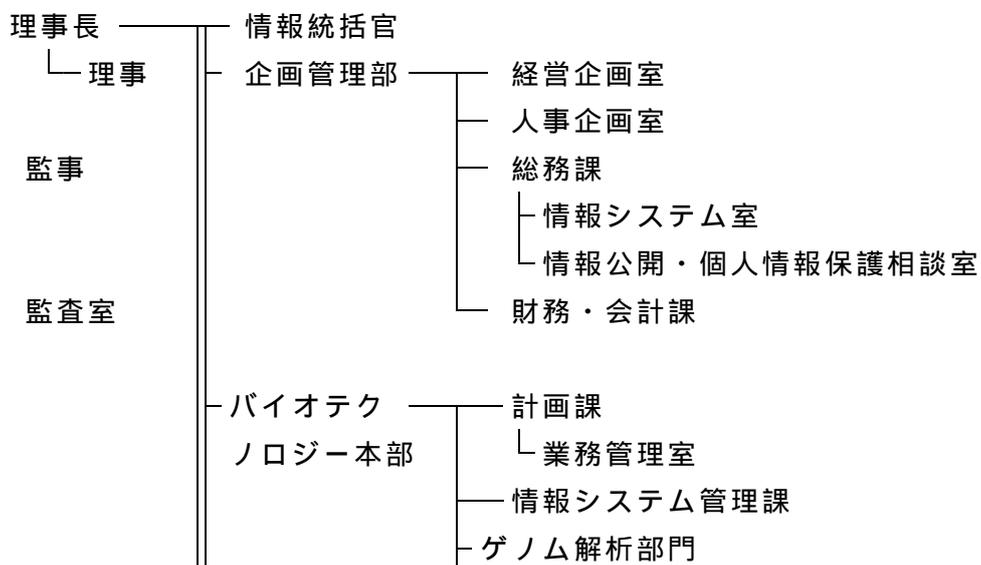
設立根拠法

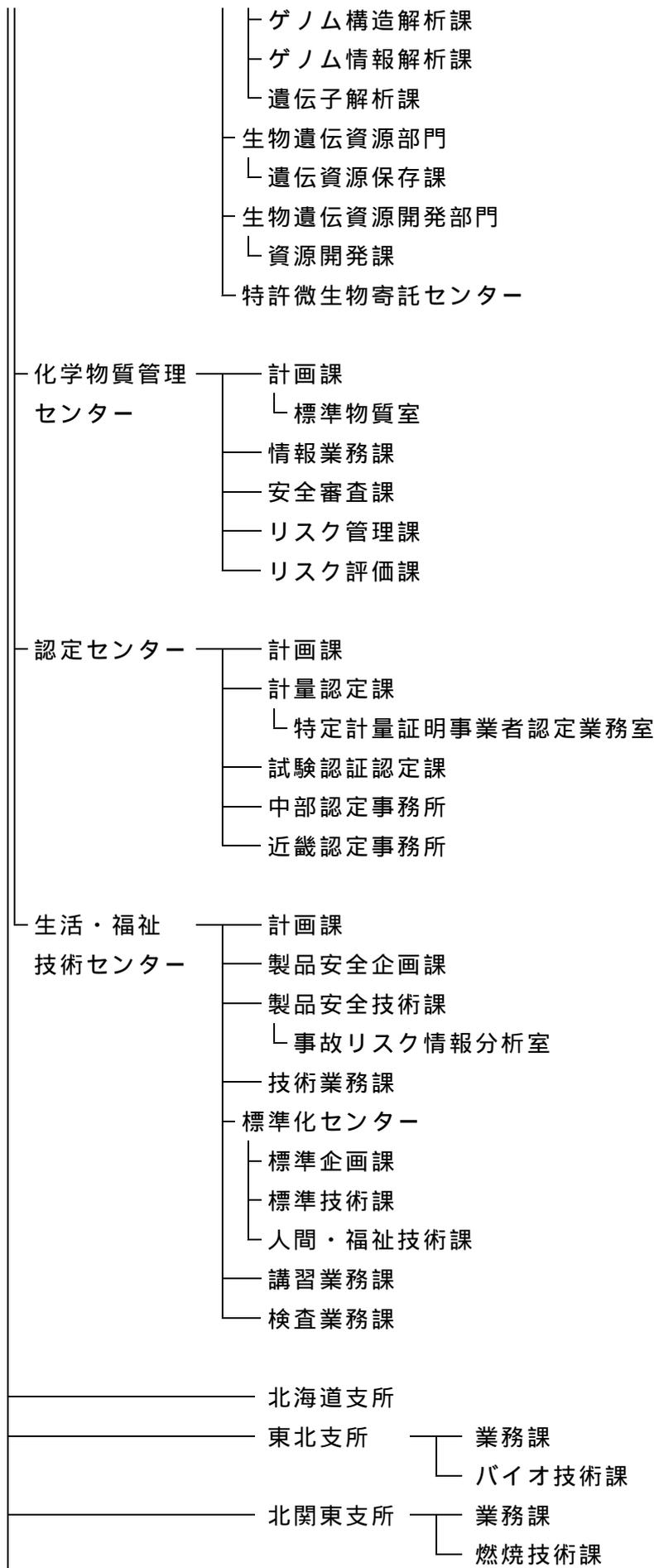
独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成11年法律第204号）

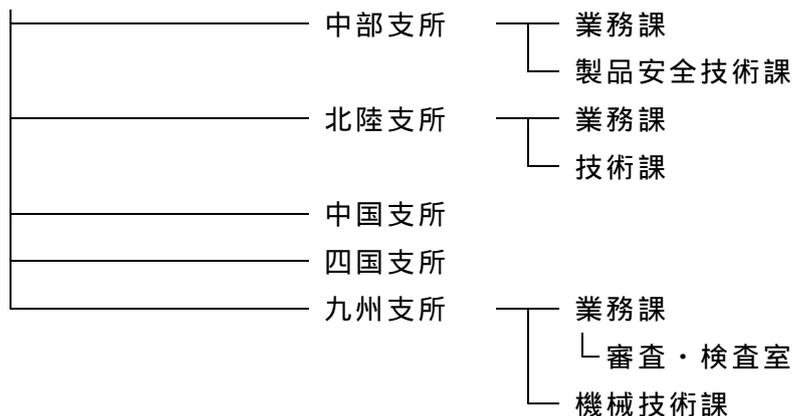
主務大臣（主務省所管課）

経済産業大臣（経済産業省産業技術環境局知的基盤課）

組織図







( 2 ) 本所・支所等の住所

- 本 所 : 東京都渋谷区西原2-49-10  
 ハイテクノロジー-本部 : 千葉県木更津市かずさ鎌足2-5-8  
 生活福祉技術センター : 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第 2 号館別館  
 北海道支所 : 北海道札幌市北区北八条西2-1-1 札幌第一合同庁舎  
 東北支所 : 宮城県仙台市宮城野区東仙台4-5-18  
 北関東支所 : 群馬県桐生市堤町3-7-4  
 中部支所 : 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館  
 北陸支所 : 石川県金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎  
 中国支所 : 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第 3 号館  
 四国支所 : 香川県高松市寿町1-3-2 高松第一生命ビルディング 5 F  
 九州支所 : 福岡県福岡市南区塩原2-1-28

( 3 ) 資本金の状況

( 単位 : 百万円 )

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	19,072	-	-	19,072
資本金合計	19,072	-	-	19,072

( 4 ) 役員 の 状 況

役 職	氏 名	任 期	担 当	経 歴
理事長	御園生誠	自 : 平成17年 4月 1日 至 : 平成21年 3月31日		昭和41年 4月 東京大学工学部合成化学科 助手 採用 昭和41年10月 東京大学大学院工学系研究科 博士課程修了 昭和53年 1月 東京大学工学部合成化学科 講師 昭和54年 3月 同 助教授 昭和58年 4月 同 教授 平成 9年 4月 東京大学大学院工学系研究科応用化学専攻 教授 兼 評議員

				平成11年 3月 東京大学定年退官 平成11年 4月 工学院大学工学部環境化学工学科 教授 平成12年 7月 日本学会議会員
理事	野中哲昌	自：平成17年 4月 1日 至：平成21年 3月31日	企画、人事、 予算、知的 財産	昭和56年 4月 通商産業省 基礎産業局 採用 平成 5年 7月 同 通商産業検査所 総務部企画課長 平成 7年 6月 同 工業技術院 標準部標準企画室長 平成 8年 5月 同 生活産業局生活文化産業企画官 平成 9年 6月 日本貿易振興会ハソック・センター 次長 平成13年 5月 経済産業省 製造産業局化学物質管理 課化学物質安全室長 平成15年 6月 同 資源エネルギー庁資源・燃料部 石油 精製備蓄課長 平成17年 3月 (役員出向)
理事	所村利男	自：平成17年 4月 1日 至：平成21年 3月31日	労務、会計、 文書・情報 管理、広報	昭和42年 2月 通商産業省 金沢繊維製品検査所 採用 平成13年 4月 製品評価技術基盤機構 生活・福祉技 術センター所長 平成16年 6月 同 企画管理部次長
監事	前川美之	自：平成17年 4月 1日 至：平成21年 3月31日		昭和42年 4月 三菱化成工業(株) 入社 昭和63年 6月 三菱化成(株) 水島工場 保安環境部長 平成 6年10月 三菱化学(株) 黒崎事業所 管理部長 兼 同事業所 T P M推進室長 平成 8年 6月 同 取締役 化成品加ハニ企画部長 平成11年 6月 同 常務執行役員 化成品加ハニ プレジデント 平成15年 6月 同 常務取締役 兼 常務執行役員 技術・生産センター長 平成16年 6月 同 代表取締役 兼 専務執行役員 技術・生産センター長 (現：三菱化学株式会社顧問)
監事	地崎 修	自：平成19年 4月 1日 至：平成21年 3月31日		昭和47年 4月 通商産業省 化学工業局 採用 昭和60年 6月 同 基礎産業局エネルギー対策室長 昭和61年 5月 日本貿易振興会サントリスセンター次長 平成元年 7月 通商産業省 中国通商産業局商工部長 平成 3年 8月 同 工業技術院 標準部繊維化学規格 課長 平成 5年 6月 同 基礎産業局生物化学産業課長 平成 7年 7月 石油公団 備蓄計画部長 平成 9年 6月 通商産業省 大臣官房付 平成 9年 6月 同 退職 平成 9年 7月 (財)ハインダストリー協会 専務理事

(5) 常勤職員の状況

機構の平成19年度末常勤職員数は411名(平均年齢44.1歳)であり、前期末比増減は3.07%となっている。なお、常勤職員数の対前年度末増減比は1.

20%である。

(前期末常勤職員数 424名)

	平成18年度末	平成19年度末
常勤職員	416名	411名
うち任期付研究員	16名	15名
うち国からの出向者	10名	9名
非常勤職員	131名	137名
うち研究・技術専門家	57名	56名
うち技術員等	74名	81名
出向者	17名	14名
うち国の機関への出向者	16名	13名
その他	1名	1名

### 3. 簡潔に要約された財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	2,149	流動負債	2,482
現金・預金	1,728	運営費交付金債務	394
その他	421	その他	2,088
固定資産	17,654	固定負債	2,584
有形固定資産	17,576		
無形固定資産	4	負債合計	5,066
投資その他の資産	74		
		純資産の部	
		資本金	19,072
		政府出資金	19,072
		資本剰余金	4,446
		利益剰余金	110
		純資産合計	14,737
資産合計	19,803	負債純資産合計	19,803

百万円未満を四捨五入している関係上、合計等の金額について、一致しない場合がある(以下同じ。)

損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用 (A)	9,001

業務費	7,822
人件費	4,058
減価償却費	801
その他	2,964
一般管理費	1,161
人件費	950
減価償却費	11
その他	200
財務費用	18
経常収益 ( B )	8,825
運営費交付金収益等	7,618
自己収入等	1,197
その他	10
臨時損失 ( C )	151
臨時利益 ( D )	156
前中期目標期間繰越積立金取崩額 ( E )	57
当期総損失 ( B ) - ( A ) - ( C ) + ( D ) + ( E )	114

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	999
人件費支出	4,847
運営費交付金収入	7,588
自己収入等	1,603
その他の収入・支出	3,345
投資活動によるキャッシュ・フロー	433
財務活動によるキャッシュ・フロー	184
資金にかかる換算差額	0
資金増加額	381
資金期首残高	1,347
資金期末残高	1,728

行政サービス実施コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
業務費用	7,945

損益計算上の費用 (控除)自己収入等	9,152 1,208
(その他の行政サービス実施コスト)	
損益外減価償却相当額	512
損益外減損損失相当額	-
引当外賞与見積額	3
引当外退職給付増加見積額	50
機会費用	405
行政サービス実施コスト	8,808

#### 財務諸表の科目

##### 貸借対照表

現金及び預金：現金、預金

その他（流動資産）：機構の業務活動から生じる未収金、たな卸資産等

有形固定資産：土地、建物、機械装置、車両、工具、器具及び備品など機構  
が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

無形固定資産：電話加入権

投資その他の資産：権利金

運営費交付金債務：機構の業務を実施するために国から交付された運営費交  
付金のうち、未実施の部分に該当する債務残高

その他（流動負債）：機構の業務活動から生じる未払金及び未払費用等

その他（固定負債）：資産見返運営費交付金及び資産見返物品受贈額

政府出資金：国からの出資金であり、機構の財産的基礎を構成

資本剰余金：国から交付された施設費を財源として取得した資産で機構の  
財産的基礎を構成するもの

利益剰余金：機構の業務に関連して発生した剰余金の累計額

##### 損益計算書

業務費：機構の業務に要した費用

人件費：給与、賞与、法定福利費等、機構の役職員等に要した経費

減価償却費：業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費  
用として配分する経費

財務費用：支払利息

運営費交付金収益：国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した  
収益

自己収入等：手数料収入、受託収入などの収益

臨時損益：固定資産の売却損益等

前中期目標期間繰越積立金取崩額：前中期目標期間において自己収入で取得した固定資産の減価償却費相当分の取崩し

#### キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：機構の通常の業務の実施にかかる資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動にかかる資金の状態を表し、固定資産の取得・売却等による収入・支出等

財務活動によるキャッシュ・フロー：借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済など

資金にかかる換算差額：外貨建て取引を円換算した場合の差額

#### 行政サービス実施コスト計算書

業務費用：機構が実施する行政サービスのコストのうち、機構の損益計算書に計上される費用

損益外減価償却相当額：償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている）

損益外減損損失相当額：機構が中期計画等で想定した業務を行ったにもかかわらず生じた減損損失相当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている）

引当外賞与見積額：財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の賞与引当金見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう賞与引当金見積額を貸借対照表に注記している）

引当外退職給付増加見積額：財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の退職給付引当金増加見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう退職給付引当金見積額を貸借対照表に注記している）

機会費用：国の財産を無償又は減額された使用料により賃貸した場合の本来負担すべき金額など

## 4．財務情報

### （１）財務諸表の概況

経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、利益剰余金（又は繰越欠損金）、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの経年比較・分析（内容・増減理由）（経常費用）

平成19年度の経常費用は9,001百万円と前年度比326百万円減(3.5%減)となっている。これは受託業務の減が主たる要因である。

(経常収益)

平成19年度の経常収益は8,825百万円と前年度比387百万円減(4.2%減)となっている。これは受託業務の減が主たる要因である。

(当期総損失)

上記経常損益の状況及び固定資産の除売却による臨時損益(19年度は5百万円の益)、並びに前中期目標期間繰越積立金取崩額57百万円を計上した結果、平成19年度の当期総損失は114百万円となり、前年比160百万円減となっている。

(資産)

平成19年度末現在の資産合計は19,803百万円と前年度末比548百万円減(2.7%減)となっている。これは資産の減価償却の進行が主な要因である。

(負債)

平成19年度末現在の負債合計は5,066百万円と前年度末比33百万円増(0.7%増)となっている。これは資産見返運営費交付金等が減額となった一方で前受金及び運営費交付金債務が増加したのが主たる要因である。

(利益剰余金(又は繰越欠損金))

平成19年度末現在の利益剰余金は110百万円と前年度末比171百万円減(60.8%減)となっている。これは当期総損失を114百万円計上したことと、前中期目標期間繰越積立金を57百万円取崩したのが主たる要因である。

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

平成19年度の業務活動によるキャッシュ・フローは収入が999百万円と、前年度比849百万円増(566.4%増)となっている。これは国庫納付金の支払額505百万円がなくなったことと、講習事業の収入(前受金)が増加したのが主たる要因である。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

平成19年度の投資活動によるキャッシュ・フローは支出が433百万円と、前年度比65百万円減(13.0%減)となっている。これは固定資産の取得が減となったためである。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

平成19年度の財務活動によるキャッシュ・フローは支出が184百万円と、前年度比140百万円減(43.3%減)となっている。これはファイナンス・リース契約が減少(延長リース)したためである。

表 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区 分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
経常費用	10,764	10,739	11,043	9,327	9,001
経常収益	10,878	11,092	11,056	9,213	8,825
当期総利益	114	357	17	45	114
資産	24,234	24,189	21,475	20,351	19,803
負債	7,247	7,348	5,145	5,033	5,066
利益剰余金	523	880	897	281	110
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,718	1,435	304	150	999
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,465	614	873	498	433
財務活動によるキャッシュ・フロー	332	306	343	324	184
資金期末残高	2,418	2,932	2,019	1,347	1,728

注1 対前年比において、当期総利益が変動をしている要因は、講習事業の損失等により経常損失176百万円を計上したためである。

注2 対前年比において、利益剰余金が変動をしている要因は、前中期目標期間繰越積立金を57百万円取崩したことと、当期総損失114百万円計上したためである。

注3 対前年比において、業務活動によるキャッシュ・フローが変動している要因は、18年度において505百万円国庫納付したこと及び19年度において講習事業の収入(前受金を含む)が331百万円増加したことが主な要因である。

#### セグメント事業損益の経年比較・分析(内容・増減理由)

バイオテクノロジー分野の事業損益は35百万円と、前年度比53百万円減(299.2%減)となっている。これは、下記記載の注1が主な要因である。

化学物質管理分野の事業損益は3百万円と、前年度比0百万円増(3.6%増)となっている。これは受託事業で購入した資産の償却益が主な要因である。

適合性認定分野の事業損益は0百万円と、前年度比1百万円減(104.9%減)となっている。これは下記記載の注1が主な要因である。

生活安全分野の事業損益は32百万円と前年度比40百万円減(525.4%減)となっている。これは下記記載の注1が主な要因である。

講習関係業務の事業損益は119百万円と、前年度比28百万円増(18.6%増)となっている。これは手数料収入が当初見込みより増収したことと、同業務の経費が節減できたことが主な要因である。

表 事業損益の経年比較

(単位：百万円)

区 分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
バイオテクノロジー分野	31	6	34	18	35
化学物質管理分野	0	1	1	2	3
適合性認定分野	14	16	2	1	0
生活安全分野	13	0	85	8	32
講習関係業務	86	366	35	147	119

注1 バイオテクノロジー分野及び適合性認定分野並びに生活安全分野が、対前年比において著しい変動を生じさせた要因は、受託事業で購入した資産の減価償却費が主な要因である。

## セグメント総資産の経年比較・分析(内容・増減理由)

バイオテクノロジー分野の総資産は11,035百万円と、前年比777百万円減(6.6%減)となっている。これは同分野を構成している有形固定資産の工具器具備品等を除却したことが主な要因である。

化学物質管理分野の総資産は1,654百万円と、前年比13百万円減(0.8%減)となっている。これは同分野を構成している有形固定資産の減価償却が進んだことが主な要因である。

適合性認定分野の総資産は1,211百万円と、前年比146百万円減(10.8%減)となっている。これは同分野を構成している有形固定資産の一部を売却及び除却したことが主な要因である。

生活安全分野の総資産は2,640百万円と、前年比48百万円増(1.8%増)となっている。これは平成19年5月の改正消費生活用製品安全法の施行を受けて、同分野を強化するため有形固定資産の工具器具備品等を取得したことが主な要因である。

講習関係業務の総資産は192百万円と前年比32百万円減(14.3%減)となっている。これは同業務を構成している有形固定資産の減価償却が進んだことが主な要因である。

表 総資産の経年比較

(単位：百万円)

区 分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
バイオテクノロジー分野	14,190	13,423	12,128	11,812	11,035
化学物質管理分野	1,130	1,611	1,498	1,667	1,654
適合性認定分野	1,903	1,578	1,701	1,356	1,211
生活安全分野	2,997	2,763	2,425	2,592	2,640
講習関係業務	167	139	242	224	192

目的積立金の申請、取崩内容等

当期は当期総損失 114 百万円を計上したため、目的積立金の申請をしていない。前中期目標期間繰越積立金取崩額 57 百万円は、前中期目標期間中に受託事業により取得した資産の減価償却費相当額を取り崩したものである。

行政サービス実施コスト計算書の経年比較、分析（内容・増減理由）

平成 19 年度の行政サービス実施コストは 8,808 百万円と前年度比 277 百万円減（3.0%減）となっている。これは引当外退職給付増加見積額が減少したことが主たる要因である。

表 行政サービス実施コストの経年比較 (単位：百万円)

区 分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
業務費用	8,268	8,087	8,110	7,893	7,945
うち損益計算書上の費用	10,764	10,758	11,067	9,446	9,152
うち自己収入	2,496	2,671	2,957	1,553	1,208
損益外減価償却累計額	695	683	712	512	512
損益外減損損失相当額	-	-	-	4	-
引当外賞与見積額	-	-	-	-	3
引当外退職給付増加見積額	157	231	291	184	50
機会費用	478	443	498	493	405
行政サービス実施コスト	9,598	9,445	9,611	9,086	8,808

注 1 引当外退職給付増加見積額の減少については、退職者数の増加による退職手当支給額の増加及び昇給抑制により俸給額の増加幅が減少したことが要因と考えられる。

(2) 施設等投資の状況 (重要なもの)

当事業年度中に完成した主要施設等  
サーバー室等整備 (取得原価 102 百万円)

当事業年度中において継続中の主要施設等の新設・拡充  
エレベータ交換工事 (予算額 120 百万円)

当事業年度中に処分した主要施設等  
該当なし。

## ( 3 ) 予算・決算の概況

( 単位：百万円 )

区 分	1 5 年度		1 6 年度		1 7 年度	
	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算	決 算
収 入						
運営費交付金	7,832	7,832	7,722	7,722	7,682	7,682
施設整備費補助金	35	35	180	180	184	184
受託収入	904	916	917	842	1,082	1,168
講習関係収入	1,701	1,859	2,118	2,094	1,095	684
その他収入	110	194	166	180	249	238
支 出						
業務経費	3,212	3,542	3,059	3,059	2,965	3,070
施設整備費補助金	35	35	180	180	184	184
受託経費	904	931	917	982	1,082	1,042
講習関係経費	1,445	1,389	1,752	1,693	1,212	1,072
一般管理費	4,730	4,488	4,830	4,926	4,966	4,946
区 分	1 8 年度		1 9 年度			
	予 算	決 算	予 算	決 算	差 額 理 由	
収 入						
運営費交付金	7,626	7,626	7,588	7,588		
施設整備費補助金	120	120	102	102		
受託収入	842	929	207	590	受託契約の増	
講習関係収入	383	322	396	653	前受金の増	
その他収入	180	195	193	192	手数料収入等の減	
支 出						
業務経費	6,446	6,349	6,461	6,307	経費の節減	
施設整備費補助金	120	120	102	102		
受託経費	842	927	207	591	受託契約の増	
講習関係経費	653	566	593	556	経費の節減	
一般管理費	1,360	1,325	1,319	1,222		

注 1 平成 1 8 年度より第 2 期中期目標期間

注 2 平成 1 7 年度以前（第 1 期）においては、人件費を全て一般管理費として計上していたが、第 2 期は人件費を業務経費及び一般管理費それぞれに配分する変更を行った。

## ( 4 ) 経費削減及び効率化目標との関係

## 経費削減及び効率化目標

当機構においては、運営費交付金を充当する業務については、業務経費について、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、第二期中期目標の期間中、平均で前年度比 1 % 以上の削減を行うとともに、一般管理費については、第二期中期目標期間中、毎年度、平均で前年度比 3 % 以上の削減を行う。

また、新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、効率的な業務の運営を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努めることを目標としている。

このような人的資金的制約の下、国民生活、社会経済上の要請や行政ニーズに的確に対応していくため、民間で実施可能なものは積極的にアウトソーシング、外部人材の活用等を進め、国との的確な役割分担の下、機構が真に担うべき事務及び事業に特化して、より一層の効率化を図ることとしているところである。

上記目標の当中期目標期間における推移

当中期目標期間

(単位：百万円)

区 分	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
一般管理費	1,325	-	1,222	7.8						
業務経費	6,349	-	6,307	0.7						

注1 一般管理費については、19年度に契約済みで未支出(20年度の一般管理費として計上予定)の案件60百万円があるため、予算執行上は1,282百万円となり、前年度比3.2%となる。

注2 業務経費については、消費生活用製品安全法の改正に基づく追加業務(重大事故に係る技術上の調査)が含まれている。

同追加業務に関しては19年度の運営費交付金予算額の算定において70百万円が計上されており、この予算額を、仮に、表中の業務経費決算額から除いて比率を計算すると、1.8%となる。

[備考] 各年度の比率については、当機構の削減目標が対前年度比であることから、前年度を100%とした場合の比率を記載

## 5. 事業の説明

### (1) 財源構造

当法人の経常収益は8,825百万円(前年度9,213百万円)で前年度比387百万円の減となっています。これは主に受託収入の減によるものです。

経常収益の内訳は、運営費交付金収益が7,612百万円(経常収益の86%)、受託収入が590百万円(同7%)、講習関係収入が433百万円(同5%)、手数料等収入174百万円(同2%)となっています。

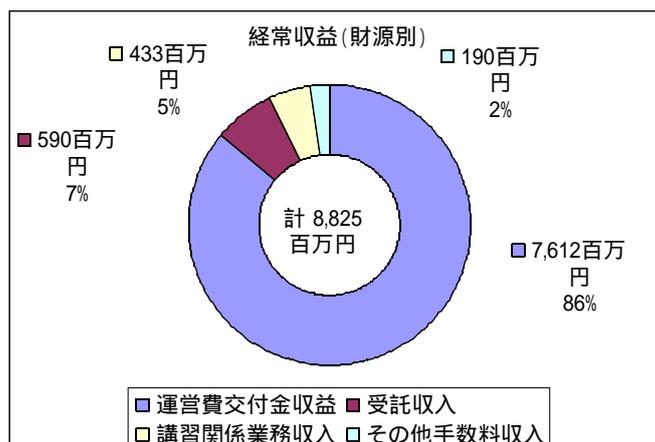
運営費交付金が収益全体の86%と大部分を占めていますが、これは当機構の業務の大部分が法律に基づく規制執行を担っていることによるものです。

受託収入は、590百万円で前年度比339百万円の減となっています。これは前年度で終了した受託事業があるほか、民間で実施できることは民間で実施するという考え方の下、当機構にしか受託出来ない業務に限定してきていることによるものです。

講習関係収入は、433百万円となっており、平成16年度の2,059百万円から大幅な減少となっていますが、これは、受講者数が5年間で大きく変動するためであり、本年度は受講者が少ない年度にあたっているためです。

なお、本事業は、電気工事士法及び特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する

法律に基づく講習受講者からの受講料のみによって賄っております。



財源構造の推移

(単位：百万円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
運営費交付金収益	7,349	7,743	7,679	7,654	7,612
講習関係業務収入	841	450	1,635	929	590
受託収入	1,466	2,059	1,109	424	433
講習手数料等	187	158	210	194	174
その他	1,035	681	422	12	16
経常収益合計	10,878	11,092	11,056	9,213	8,825

## (2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

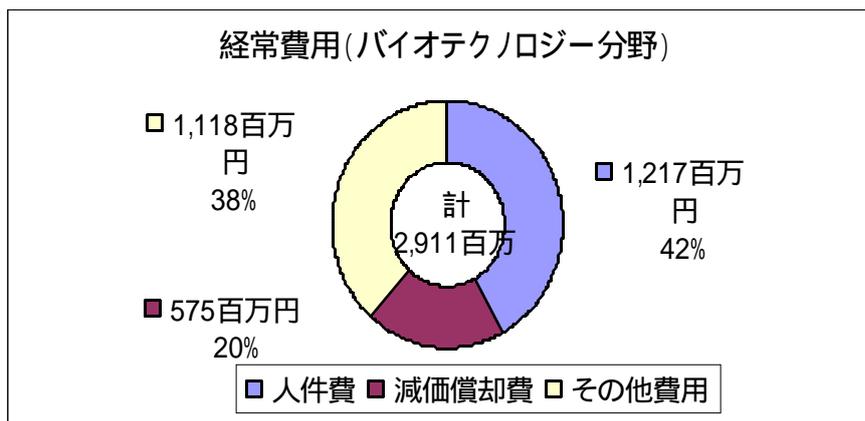
### ア バイオテクノロジー分野

バイオテクノロジー分野では、我が国を代表する微生物を中心とした中核的な生物遺伝資源機関として研究開発や産業上有用な生物遺伝資源を戦略的に収集し、永続的に保存するとともにその提供体制を強化すること等により生物遺伝資源の利用拡大を推進することを目的として、a)生物遺伝資源の戦略的収集・保存・提供、b)国内及びアジア諸国との生物遺伝資源機関ネットワークの構築、c)ゲノム解析等基本的機能の充実と社会的貢献、d)海外資源国との二国間協力体制の構築、e)特許微生物の寄託業務、f)カルタヘナ担保法に基づく立入検査等業務及びカルタヘナ担保法施行に係る調査業務を実施している。

同分野の事業の財源は、運営費交付金2,474百万円(運営費交付金収益及び資産見返交付金戻入の合計、以下同じ。)、自己収入等396百万円となっており、受託収入及び微生物分譲に係る収入により他の分野に比べ自己収入の割合が比較的多い構造となっている。

同分野の事業に要する費用は、2,911百万円で対前年度比9.7%の減となった。

なお、他の分野に比べ微生物の保存・分譲等に必要な設備機器等を多く抱えており、以下のとおり、他の事業に比べて減価償却費の割合が大きい支出構造となっている。

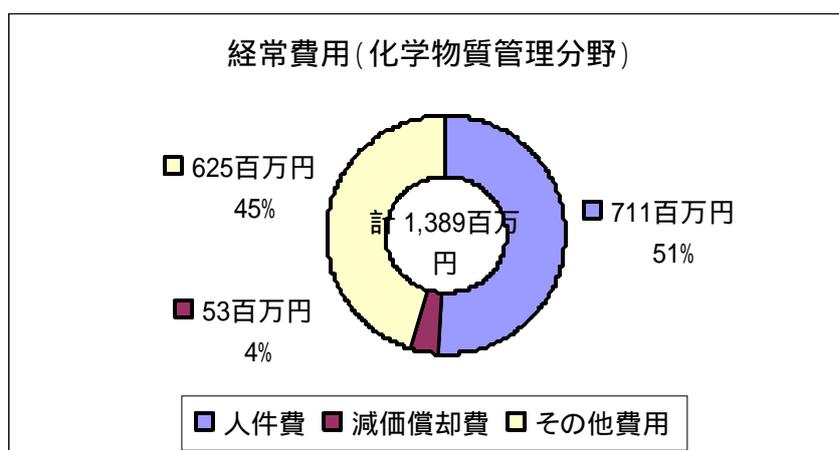


#### イ 化学物質管理分野

化学物質管理分野では、化学物質に関する国民における安全性に係る理解の深化、事業者による法令への対応と自主管理、国による管理法令の円滑な施行、及びこれら各層における相互理解の促進等に資することを目的として、a)化学物質の有害性等の情報の整備提供、b)化学物質のリスク等に係る相互理解のための情報の整備提供、c)化学物質のリスク評価・管理に係る業務、d)リスク評価手法等の調査と手法開発、e)化学物質審査規制法施行支援、f)化学物質排出把握管理促進法施行支援及び化学物質排出把握管理促進法に関する情報の収集及び解析を実施している。

同分野の事業の財源は、運営費交付金 1,141 百万円、自己収入等 250 百万円となっている。なお、自己収入の大部分は受託収入である。

同分野の事業に要する費用は、1,389 百万円で対前年度比 8.1% の減となった。なお、費用の内訳は、他の分野に比べ整備機器を保有していないため、減価償却費の割合が小さく、その他費用(主に情報システム関係のリース費用)の割合が大きい支出構造となっている。



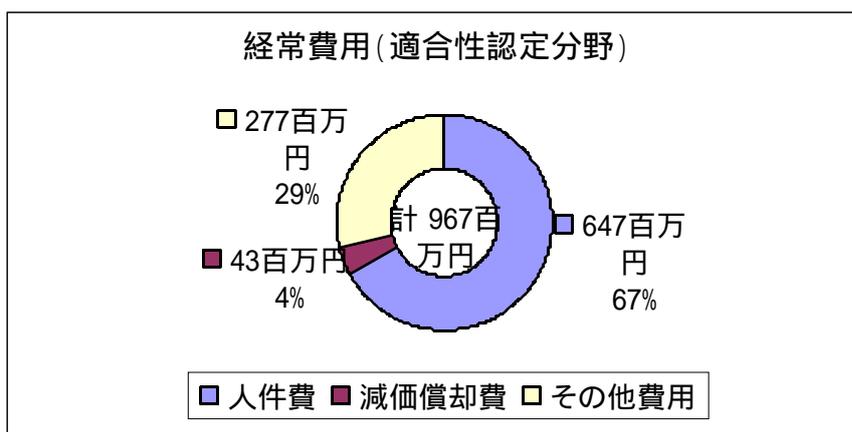
#### ウ 適合性認定分野

適合性認定分野では、我が国の中核的認定機関として国際相互承認に参加し、国際規格に適合した技術的信頼性の高い認定機関の運営、試験・校正事業者の能力の認定等を着実にを行うとともに、広範な分野における審査員の確保等の基

盤整備、内外関係機関との協力・連携活動を先導的に推進することを目的として、a) 国際規格に適合した技術的信頼性の高い認定機関の運営、b) 工業標準化法、計量法等に基づく認定業務、c) 製品安全関係法令等に基づく認証機関の登録のための調査等認定関係業務を実施している。

同分野の事業の財源は、運営費交付金 869 百万円のほか、自己収入等（手数料収入）97 百万円となっている。

なお、同分野の事業に要する費用は、967 百万円で対前年度比 8.9% の減となった。費用の内訳は他の分野に比べ人件費の割合が大きい支出構造となっている。

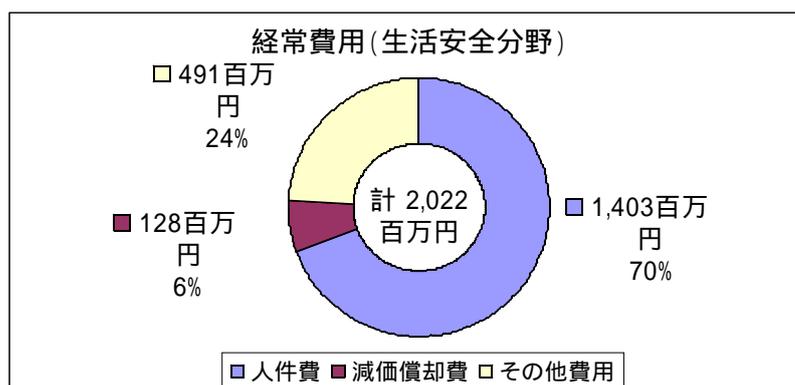


## エ 生活安全分野

生活安全分野では、くらしの中で国民が利用する様々な製品の安全性の十分な確保や、そのための技術基盤の整備を図ることを目的として、a) 製品の事故に関する情報の収集・調査・分析、原因究明等、b) 国内外の関係機関との連携、c) 事故の未然・再発防止のための情報提供等、d) 製品安全体系の高度化を目指した調査研究、d) 高齢者・障害者対応等の分野における標準化、e) 製品の安全確保のための標準化、f) 人間特性に係る技術的データ等の提供、g) 立入検査等及び国際機関による検査等の立合を実施している。

同分野の事業の財源は、運営費交付金 1,968 百万円となっている。

同分野の事業に要する費用は、2,022 百万円で対前年度比 7.0% の増となった。これは、製品の事故に関する情報の収集・調査・分析の件数が大幅に増大したことによるものである。



#### オ 講習関係業務

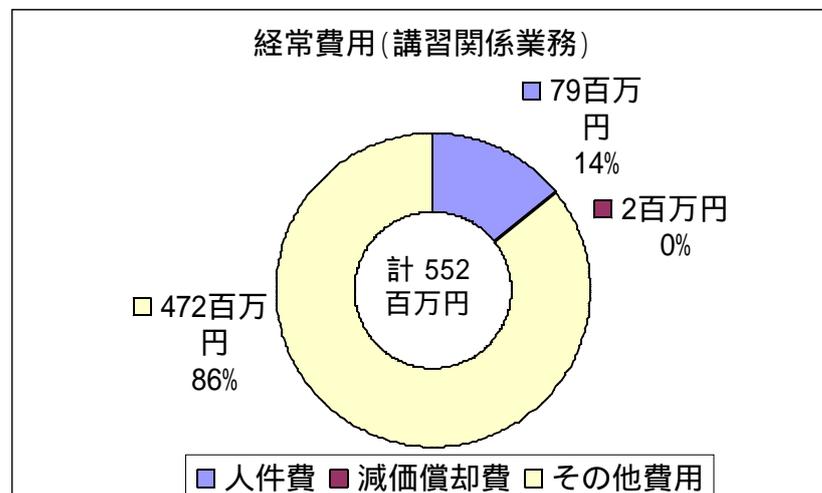
講習関係業務では、電気工事士法に基づく講習関係業務及び特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習関係業務を実施している。

同事業の財源は、自己収入等433百万円で、全て講習受講者からの受講料によって賄われている。

同事業に要する費用は、552百万円で対前年度比3.2%の減となった。

平成19年度は119百万円の損失を計上しているが、これは、電気工事士法に基づき有資格者が5年毎受講することとなっており、受講者数に5年毎の変動サイクルがあり、本年度は受講者数の少ない年に当たっているためであり、5年間トータルでの損益はゼロの見込みである。

なお、費用の内訳は、その他費用が86%を占めているが、これは主に外部委託による費用である。



## 6 . 当該事業年度の業務の実施状況

- a ) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置

### A . 共通事項

#### 1 . 戦略的な人材育成の推進

##### (1) 研修、内部教育訓練

###### a. キャリアパスの検討

各部門の計画課長級からなるキャリアパス検討会を5回実施し、NITEに相応しいキャリアパスについて検討を行った。

11の人材育成コースを設定し、コース別の育成すべき人材像、人材育成方針案を検討し、さらに、コース別に各階層での期待する行動指標、代表的なキャリアパスモデルコース例を取りまとめた。

人材育成方針は、職員自らが目指すべき人材像に向かって自己研鑽していくのに、必要な専門研修を用意するとともに、関連部署での業務経験を積んでいくことを基本とすることとした。

###### b. 研修

職員研修計画及び実施要領のイントラ掲示による周知、受講命令の電子化等の事務簡素化を図りつつ、以下の研修を実施した。

新規採用職員 新規採用職員7名が受講。

中堅職員 主任以下級の研修については、研修科目を職員の成長に合わせ4段階に再編成するとともに、より自律的な側面を育成させるために「モチベーションマネジメント研修」など3科目追加し、延べ147名が受講。主査級研修を23名が受講。

管理職等 次期管理職員である専門官級8名に対しマネジメント研修等を実施。管理職員に対し、課題解決型目標管理制度、人事考課に関する研修を実施し、延べ102名が受講。

その他 国際会議等に対応するための高度なマツ-マンによる英語研修を実施し、11名が受講。メンタルヘルスに対応する研修を実施し、管理職員60名が受講。

各分野の内部教育訓練等 製品安全リスクマネジメント手法、毒性QSAR勉強会、化学物質命名法勉強会、化学物質リスク評価概論、VIM(国際計量用語集)及びGUM(計測における不確かさの表現のガイド)の改訂状況、菌類の分類学に関する教科書(英文)の輪読会等

専門知識等を習得するための内部勉強会・研修を延べ431回開催。

##### (2) 分野別研修

専門技術の取得等のために、製品安全実務研修などNITE独自に15研修企画した。化学物質総合評価管理研修、バイオセーフティー技術講習会など各省庁、外部専門機関等が主催する66研修に参加した。また、海外2機関、国内3大学院への長期(6ヶ月以上)の派遣研修に6名が参加。

### (3) 戦略的人材育成

#### 人事交流

経済産業省に16名(うち3名は併任)、関係機関(新エネルギー・産業技術総合開発機構)へ1名出向している。

経済産業省から9名を受け入れている。

厚生労働省国立食品医薬品衛生研究所から6名を併任で受け入れている。

#### 国際会議等

米中製品安全サミット会議、北東アジア標準協力会議、A P L A C相互承認評議会、O E C D新規化学物質タスクフォース、世界微生物株保存会議等の国際会議、独認定機関、中国標準化研究所等の海外機関への調査に30代以下の若手職員延べ69名を積極的に参加させた。

#### 外部専門家の人材登用

専門家3名(バイオ分野2名、生活安全分野1名)を選考採用し、専門家5名(総務1名、バイオ分野2名、化学分野1名及び生活安全分野1名)を顧問として登用し、各々の分野で専門家として活用。

## 2. 戦略的な広報の実施

### (1) 広報活動・営業活動の推進

各分野の戦略に基づき実施された広報関係活動実績は以下のとおり。

#### バイオテクノロジー分野

- ・実際に微生物を使用して試験を行っている検査団体等に出向き、N B R C株の優位性を説明すると共に、現状での問題点、意見などのヒアリングを行い、実際に分譲業務の見直しに役立てている。

#### 化学物質管理分野

- ・化学物質管理の主体として重要な位置づけにある地方自治体の化学物質管理担当を重点とし、経済産業省主催の化学物質管理キャラバン2007、化学物質総合評価管理研修、自治体からの講演依頼等を通じて、N I T Eが作成するパンフレットの配布、ウェブコンテンツの紹介など、具体的な事例により利用の拡大を図った。  
また、国内大学等120ヶ所に初期リスク評価書を送付、日本化学会展示会において、パンフレット「化学物質のリスク評価について」を紹介するなど大学関係者への働きかけを行った。その結果、新たに1大学が講義において、当該パンフレットを使用することとなった。

#### 適合性認定分野

- ・日本防菌防黴学会年次大会のシンポジウムにおけるJ N L A講演(関西大学、参加150名以上)。  
抗菌剤ユーザが多く参加している同学会シンポジウムの中の1つの講演として、抗菌加工製品の試験の信頼性を確保できる試験所認定制度の仕組み及びJ N L A制度の説明を行い、メーカー自身の技術向上と併せて試験所認定制度のような適切な評

価体制づくりが消費者の信頼性確保には不可欠であることをPRした。

- ・航空自衛隊向けJCS Sセミナーの実施（航空自衛隊入間駐屯地30名）  
JCS Sの強力ユーザであり、かつ潜在的申請者でもある航空自衛隊向けに、JCS Sや関連する知識を紹介するセミナーを日本電気計器検定所と連携して実施した。結果は好評で、今後も実施してほしいとの反響が寄せられた。
- ・産業技術連携推進会議知的基盤部会におけるJNLAの講演（つくば）  
同会議は、JNLAの事業者候補、JCS Sの潜在的ユーザである公設試が一同に会する会議。その知的基盤部会総会において、JNLAチーム長がJNLA制度を紹介する講演を行った他、ASNITE、JCS S、JNLAの各認定・登録事業者による講演が行われた。  
(参加者100名)
- ・RMinfoでは、インターネットで標準物質供給者を調査し、食品・バイオ・化学分析等の展示会でRMinfoの個別PR活動を行い、また、展示会以外にも個別に5件の新規事業者への訪問活動を行った。平成19年度は7件の新規事業者について追加登録を完了し、約1,000件の標準物質を追加登録した。その他ダイレクトメールカードにて標準物質ユーザ向けにRMinfoの利用PRを実施し50件程度の問い合わせがあった。

#### 生活安全分野

- ・第6回失敗学会年次大会（学会参加者200名）  
従来とは異なる分野の専門家集団への展示であり、今後の関係の発展が期待される。事故品を展示し、製品事故防止のための事業者側の取り組みについて意識を高めてもらった。また、失敗学会HPでNITEが紹介されている。

#### (2) 成果発表会の開催、展示会への積極的参加

各分野において、以下の成果発表の開催及び展示会等への積極的出展に努めた。

##### バイオテクノロジー分野

- ・成果発表会（参加140名）NITE微生物資源シンポジウム「微生物の取り扱いに関わる各種規制について」を開催。部門長らからの口頭発表、ポスター発表を行い、バイオテクノロジー本部の業務について紹介した。アンケートでは、NITEの成果発表をもっと詳しくしてほしいという意見が複数件寄せられた。シンポジウムでは、バイオテクノロジーに関する各種規制というタイトルで外部演者にご講演をいただき、規制の重要性と問題点について、問題提起をすることができ、反響も大きかった。なお、シンポジウムの結果については、NITEニュース増刊号を作成し、NITE関係者及び微生物を中心としたバイオテクノロジー関係者に広く配布し、結果の報告とあわせ、NITEのバイオテクノロジー分野の広報を行った。
- ・展示会等へはバイオエキスポ、バイオジャパンの2件出展した。バイオテクノロジー業界(国内外の研究者、産業界、行政(地方自治体、バイオクラスター含む))、国内外の展示会参加者に広くバイオテクノロジー分野の業務を知らしめることができた。

#### 化学物質管理分野

- ・ 成果発表会（参加者 315 名）

国民、事業者、行政など各方面に広く化学物質管理センターの役割、成果、貢献を広報し、あわせて各方面からの当センターに対する意見、要望などを聴くことにより、今後の業務展開等に役立てることを目的として開催。口頭発表以外にポスターセッション、実演会場、化審法相談コーナーを設けたため、多くの参加者が会場を訪れ、個別業務について詳細にわたる意見交換ができた。

- ・ 展示会等への出展

ECO-Manufacture2007、エコプロダクツ2007の2件に出展。

エコプロダクツ2007（主催：社団法人産業環境管理協会、日本経済新聞社、参加者数：資料配布数 600、アンケート回収数 135、実験参加者数 115 名）は、一般人や子どもたちが多く訪れる展示会のため、市民向けの化学物質管理に関する情報提供として、化学物質安全管理の視点を加えた体験学習プログラムを実施。子供向けにやさしく書き直した MSDS による安全確認や反応をビニール袋の中で行うことの意味などを通じて、簡単な化学実験から化学物質の安全な管理と利用で新たな製品が生み出されることを学べるように工夫。実験には、3 日間でおよそ 15 校、120 名の児童・生徒が参加、社団法人日本化学工業協会や堺市教育委員会などの化学、教育関係者の方々も参観。

#### 適合性認定分野

- ・ 成果発表会（IAJapan 認定制度説明会、東京 160 名、大阪 90 名）

トレーサビリティ方針の改正ならびに JCS S 及び ASNITE の一般要求事項の改正に伴う変更点について認定・登録事業者に周知できた。

- ・ 展示会等への出展

トータル出展件数は、認定センターブースとして出展 3 件（計測展、計測標準フォーラム合同講演会、建築・建材展）、関係機関ブースへの支援等による出展 7 件（TEST、バリアフリー展、BIOEXPO、分析展、Japan Home & Building Show、BERM11、Car Testing Japan）を実施。研修講師も含め、講師派遣の全体件数は 20 件以上。

- ・ JCS S / ASNITE の認知度向上のため、計測展2007TOKYO（主催：日本電気計測器工業会、全体来場者は約 3 万人）において、関係機関・認定事業者 19 ブースの協力のもとで JCS S / ASNITE スタンプラリー他の実施。

記念品交換の来場者は約 350 名、アンケート結果でも好評を博した。また、同展の行事の一つである「JEMIMA 委員会セミナー」へ講師 2 名を派遣。JCS S に関連する最新動向を紹介（参加約 120 名）し、この結果も好評であった。これらの活動により、NITE 認定センターの JCS S 広報への取り組み姿勢を関係者に理解していただき、関係機関との良好な協力関係を構築していくためにも効果があったものとする。

- ・ 日本防菌防黴学会年次大会のシンポジウムにおける JNLA 講演（関西大学、参加 150 名以上）。抗菌剤ユーザが多く参加している同学会シンポジウムの中の 1 つ

の講演として、抗菌加工製品の試験の信頼性を確保できる試験所認定制度の仕組み及びJNL A制度の説明を行い、メーカー自身の技術向上と併せて試験所認定制度のような適切な評価体制づくりが消費者の信頼性確保には不可欠であることをPRした。(再掲)

- ・計測標準フォーラム合同講演会(参加者40名)の講演会運営に主体的かつ積極的に参加し、認定センターから2名の講師を派遣し、APLAC技能試験、国際技術文書の改正動向を紹介した他、APLAC広報委員会議長を招聘しAPLAC/MRAの意味と効果についての講演を実施した。当日は全体で350名の参加があった。また、併催行事としてチュートリアル「ビギナー向け」CSS登録講座(電気)の講師を産業技術総合研究所、日本電気計器検定所とともに担当し、好評を博した。

#### 生活安全分野

- ・成果発表会

東京、大阪の2会場で開催(東京374名、大阪221名)。平成19年度は、成果発表に加え、実験映像ビデオを放映したところ、消防機関や消費者団体等の方から製品事故の実態が理解しやすいと非常に好評であった。

- ・消費生活展の製品安全に関する展示会を、各支所の協力により全国で43回開催。

- ・第3回製品安全点検日セミナー(5月8日:NITE本所69名)

本所ナイトスクエアで開催し、事故事例の紹介の後、束ねた電源コードの発熱等の公開実験を行った。参加者の中には近隣住民をはじめとする消費者の方も多く、強く印象に残る注意喚起を実現。また当日の様子はNHKのニュース番組にも取り上げられ大きな広報活動となった。

- ・第6回製品安全点検日セミナー(9月11日:NITE大阪123名)

再現実験映像の放映や事故品展示など、より視覚に訴える企画が功を奏した。特にマスコミ関係者の参加の多さが目を引いた。セミナー当日14社の取材を受け、同夕刻の4社のテレビ局によるセミナーや再現実験の様子のニュース番組での放映により視聴者への効果的な注意喚起に結果としてつながった。

- ・第11回製品安全セミナー(2月12日:NITE本所110名)

NITEスクエアで開催し、石油機器に関する事故事例の紹介の後、発火事故などに関する再現実験映像による注意喚起を行った。また、セミナー終了後、テレビ局2社からの取材を受けた。

- ・シンポジウム

産業技術連携推進会議 ライフサイエンス部会 医療福祉技術分科会「第9回福祉技術シンポジウム」(約30名)で福祉用具標準化体系案の必要性、目的、福祉用具標準化体系案策定の考え方、共通規格の考え方及び共通規格の開発について発表。

- ・展示会等への出展

バリアフリー展(全体来場者数約10万人)、国際福祉機器展(全体来場者数約13万人)に出展。バリアフリー展では、パネル展示を中心に、国際福祉機器展では、福祉用具共通規格開発における試験方法などのデモンストレーション(NITEブース来場者約2,000名、デモへの参加者は500名以上)を中心に開催。

- ・技術成果報告会

生体親和性インプラント材料テクノロジーアセスメント技術成果報告会（東京・大阪で約350名）において、医療分野の標準化戦略における新製品開発のための基盤技術の整備、産業の育成の観点から、インプラント分野の標準化推進を目的とするNEDO委託事業の成果を発表。

- ・第6回失敗学会年次大会（学会参加者200名）

通常とは異なる専門家集団への展示であり、今後の関係の発展が期待される。事故品を展示し、製品事故防止のための事業者側の取り組みについて意識を高めてもらった。また、失敗学会HPでNITEを紹介。（再掲）

(3) マスコミを通じた積極的な情報発信

- ・プレスには14件(生活安全10、バイオ3、認定1)のリリースを行った。生活安全分野は、主に製品安全に係る注意喚起、バイオテクノロジー分野は微生物の共同探索、適合性認定分野は中国認定機関CNASと合同審査・認定を行ったASNITEの認定事例について発表した。

- ・新聞掲載件数は製品事故関係の記事が大幅に増加したことから262件(うち5大紙67件)(平成18年度153件(うち5大紙45件))となった。生活安全関係では、消費生活用製品安全法の改正、家電製品の事故、サンダル事故、電動車いす事故など、バイオ関係では微生物の探索についてなどが主な記事の内容。

- ・テレビ放映件数も製品安全関係の収録が増加し、56件(平成18年度23件)となった。NITEから製品安全関係の情報(製品事故防止のための製品解説、事故原因分析の様子など)を提供した。

- ・雑誌掲載件数は、106件(平成18年度49件)。

- ・ウェブサイトアクセス数は、月平均で222万アクセス(前年比27%増)となっている。

- ・認定センターでは、JNLA10周年関連PRとして平成18年度のアウトカム調査の結果を踏まえ、JNLAの潜在ユーザに対する広報活動を強化しているところ。特に平成19年度はJNLA創設10周年であることから、これをきっかけとしてJNLA試験事業者の潜在ユーザであるJIS工場等に対してPRするためのリーフレットを作成し、これを標準化大会が開催された全国8会場、JNLA登録事業者及び関係工業会、各種展示会に向けて多数配布するとともに、潜在ユーザや関係者向けにJNLAや試験所認定制度を紹介する講演を実施した。また、日刊工業新聞に対して、JNLAについて制度創設10周年とともに業務内容を紹介する企画記事を提案し、8月号に掲載された。

(4) 機構の業務全体の理解浸透、支持者・支援者の拡大

バイオテクノロジー分野

- ・NHKの教育番組10min.ボックスの「微生物の世界」という番組シリーズに対し、シナリオ作成及び映像作成への協力を行った。番組内で、バイオテクノロジー分野の業務についても紹介。結果、視聴いただいた関係者から大きな反響があった。これ

以外にも、TV番組、書籍等に微生物の電子顕微鏡写真を提供した際に同番組等にクレジットを入れていただくことによりNITEの名前の普及に努めた。

- ・NBRCブランドのさらなる浸透のためロゴマークを作成し商標の登録を行い、同ロゴ使用を開始した。
- ・バイオ分野職員各人の営業に対する心構えを築くために、職員(営業)心得案の取り纏めを行った。

#### 化学物質管理分野

- ・エコプロダクツ2007において、化学物質安全管理の視点を加えた体験学習プログラムを実施。子供向けにやさしく書き直したMSDSによる安全確認や反応をビニール袋の中で行うことの意味などを通じて、簡単な化学実験から化学物質の安全な管理と利用で新たな製品が生み出されることを学べるように工夫。実験には、3日間でおよそ15校、120名の児童・生徒が参加、社団法人日本化学工業協会や堺市教育委員会などの化学、教育関係者の方々も参観(再掲)。
- ・餃子への農薬混入事件など、話題になった化学物質について、分子模型と当該化学物質の当機構データベース(CHRIIP)における情報提供事例などの展示物を新たに作成した。

#### 適合性認定分野

- ・ホームページの改善  
ユーザの利便性向上のため、JCS SのホームページにJCS Sの登録区分、MRA対応・非対応、所在地の都道府県別に検索できる事業者検索システムを導入し、11月から公開した他、JNLAの事業者検索システムを3月末に構築し、来年度実装予定。
- ・強制法規への働きかけ  
9月に建築基準法所管課である建築指導課へ認定制度と日本認定機関協議会(JAC)活動の説明を行った。

#### 生活安全分野

- ・TV報道「スーパーJチャンネル」他平成19年8月14日放映(視聴者約224万人)鍋が飛ぶ衝撃映像と共に、製品事故の原因究明を使命とするスペシャリストとして紹介された。翌月には関西地区でも放映。
- ・北國新聞ニュース24(北陸)、ニュースピア(九州朝日放送)、TV宣言(広島テレビ)等平成19年10、11月に石川、広島、福岡県のローカル番組において、NITE職員が事故製品に関して説明する様子が放映され、広報活動に寄与した。

#### (5) その他

##### バイオテクノロジー分野

日本醸造学会特別表彰を受賞

- ・平成19年度の日本醸造学会で、バイオテクノロジー本部ゲノム解析部門と麹菌ゲ

ノム解析コンソーシアムが共同で平成13年から平成17年まで実施した「麹菌のゲノム解析」が特別表彰された。「国菌である麹菌のゲノム塩基配列を明らかにしたことが、醸造学のみならず広く科学技術の進歩発展に寄与する」が、その受賞理由。

#### 化学物質管理分野

第14回 環境化学論文賞を受賞。

- ・化学物質のヒト健康影響及び生態影響に関する初期リスク評価（より詳細なリスク評価が必要かどうかのスクリーニング）に用いる暴露評価手法を開発した研究論文「化学物質の初期リスク評価手法の開発」が受賞。

### 3. マネジメントの改善

- (1) 企画委員会の審議案件は、平成18年度の279件から平成19年度には147件となり、審議案件をより機構横断的議論、中期的なあり方等への議論に重点化することにより、高次の経営判断への貢献がなされた。

機構業務全体の効率的かつ機動的運営のため、一般管理業務に係る業務の項目見直しの考え方を検討・整理し、平成19年度においては非常勤職員の勤務時間管理についてアクションプランをとりまとめた。

(2)

#### a. 目標管理制度

分野ごとの課題を年度別業務課題として明確化することとし、課題設定のヒアリングにおいて予算要求も合わせて行い、予算（インプット）と目標管理に基づく業績（アウトプット）の一体化による事業管理の改善、効率的な運営を図った。

#### b. 業績評価制度

「目標管理制度」及び平成18年度に規程として明文化した「業績評価規程」に基づき着実に実施し、以下の取組により平成18年度に変更した制度の定着を図った。

評価に際し評価者に対して、留意事項の周知徹底を図るなど、評価の円滑化や精度の向上に努めた。

外部評価による補正の必要がなかったため、平成18年度より早い10月中旬に職員本人への評価結果通知を行った。

また、不服申し立てもなく全職員の評価を確定し12月の賞与に反映した。

その他、業績評価マニュアルやQ & Aの見直し等により、制度運営の更なる円滑化に向けた取り組みを実施した。

#### c. 能力評価制度

第1次試行の結果等を踏まえた制度の改善、職員への周知、研修による評価者の能力の向上、労組との協議等を行い、制度の導入に向けて第2次試行を着実に実施した。

平成18年度に実施した第1次試行の結果や職員アンケート調査の結果を踏まえ、問題点を検討するとともに国の試行の動向も踏まえて職務遂行能力基準の改善案（制度名も「職務行動評価」に改名）を作成した。

WGを設置し改善案の方針について検討を実施（計4回）して合意を得た。

全職員を対象とした説明会を開催（11月～1月：計1回開催）するとともに、管理職研修（人事考課研修）を実施し制度の改善点等の周知、評価者の能力の向上を図った。

改善案（新基準）を基に、平成19年4月から20年3月の12ヶ月間を観察期間とし、被評価者と第一次評価者の面談を行い、各個人の職務行動評価の第2次試行を行った。

その他、マニュアルやQ & A、行動事例等の見直して周知を行い、制度の理解促進を図った。

今後、第2次試行の結果等を踏まえ、制度の更なる見直しを行い、平成20年度に第3次試行（本格導入なみの内容）を実施し、21年度に本格導入を目指す。

### (3)アウトカム評価の活用による成果の普及

平成18年度に引き続き、各部門ごとに平成19年度取り組み内容の討議を行った結果、それぞれ以下のアウトカム評価に係る調査を実施。新規顧客の開拓、ユーザーズの把握を行い、業務成果の普及に寄与。

#### バイオテクノロジー本部

平成18年度に現場職員を中心に新たに作成したバイオ本部部門別ロジックモデルについて、アウトカム活動の実践に向けた職員による試行を、以下の点について平成20年度にかけて実施。

- ・微生物資源戦略における評価軸の作成及び同戦略をマップを踏まえたロジックモデルの見直し及びアウトカム指標の設定
- ・現場職員によるアウトカム評価活動の試行

微生物資源戦略をターゲットとして、平成18年度のロジックモデルを細分化し、ターゲットとの接点、またその際の評価軸を明確化することにより、評価指標に必要なデータの収集を実現し、評価基盤を構築することが出来、また、ターゲット分野のオピニオンリーダーや潜在ユーザーとのコンタクトにより、現場主導の顧客アプローチの試行が実現。今後、アウトカム評価活動の次へのステップに移行する。

#### 化学物質管理センター

P R T R関係では、化管法に関する届出事務等における当センターの提供サービスの認知度、必要性、利用度、満足度等について事業者及び自治体の化学物質管理担当者を対象としてアンケート調査を実施。

化学物質総合情報提供関係では、機構の提供するC H R I Pの認知度、必要性、利用度、満足度等について、事業者の化学物質管理担当者等を対象としてアンケート調査を実施。

これら、ユーザーズの把握、ユーザーとのコミュニケーションに努めることにより、業務の成果普及、P D C Aサイクルの実践を図っている。

#### 認定センター

職員によるアウトカム活動（指標設定、データ収集）の実現及びルーチン化に向けて、近年増加しつつある、JCSSの登録事業者数の増加の原因をさぐるとともに、潜在ユーザの発掘につとめ、JCSS制度の普及・促進のための方向性を得ること、改正案が議論されている計量法に係る市場ニーズの情報収集を図ることを目的として、アンケート設計から実施、ヒアリング実施までをJCSS登録事業者を対象に行った。

#### 生活・福祉技術センター

ユーザのターゲットが製品安全、標準化、人間特性それぞれ広範であることから、網羅的なデータ収集を目指した調査活動を実施しているところ。

製品安全では平成18年度から発刊を開始した「生活安全ジャーナル」について、消費者センター・工業会等、NITEから送付している関係団体を対象として、貢献度、内容の充実度、自由投稿（参加型企画への反応）、企業自らの社告情報の投稿の可能性等を調査項目として、アンケート調査等を実施。

人間特性関係では、平成18年度に引き続き、平成17年度調査において回答のあった企業について、ヒアリングを現場職員により実施し、直接人間特性DBの利用実態及びニーズを把握。これにより、自動車会社等による本DBの利活用状況を確認。

#### (4)内部統制

##### 業務遂行体制の在り方

##### 目標管理制度

分野ごとの課題を年度別業務課題として明確化することとし、課題設定のヒアリングにおいて予算要求も合わせて行い、予算（インプット）と目標管理に基づく業績（アウトプット）の一体化による事業管理の改善、効率的な運営を図った。

##### 業績評価制度

「目標管理制度」及び平成18年度に規程として明文化した「業績評価規程」に基づき着実に実施し、以下の取組により平成18年度に変更した制度の定着を図った。

- ・評価に際し評価者に対して、留意事項の周知徹底を図るなど、評価の円滑化や精度の向上に努めた。
- ・外部評価による補正の必要がなかったため、平成18年度より早い10月中旬に職員本人への評価結果通知を行った。
- ・また、不服申し立てもなく全職員の評価を確定し12月の賞与に反映した。
- ・その他、業績評価マニュアルやQ & Aの見直し等により、制度運営の更なる円滑化に向けた取り組みを実施した。（再掲）

##### 関連法人等との人・資金の流れの在り方

独立行政法人整理合理化計画（H.19.12.24閣議決定）に基づき、独立行政法人と関係法人との間の補助・取引等の状況、独立行政法人から関連法人への再就職状況について、3月中にホームページにより公開を実施した。関連法人への再就職の実績はない。

##### 管理会計の活用及び情報開示の在り方

部門別（4部門＋講習業務＋共通）にセグメントを分けて会計を管理しており、財

務諸表として公表すると共に、費用対効果の分析も行っている。

#### 監事監査等の在り方

年度内に常勤監事に係る規程を加える改正を行い、平成20年4月1日から常勤の監事が配置されたところ。監事の監査結果については、定期的に監事から報告を受けている。

#### 情報開示の在り方

情報の開示については、「NITEの情報公開」のページを作成し、関連法人への補助・取引等及び再就職の状況や随意契約に関する情報等を一覧性のある形で開示し、同ページへはホームページのトップからワンクリックで移行できるものとし、国民の情報へのアクセスの円滑化を図っている。

#### 4. その他NITE横断的な事項への対応

NITE全体の業務運営に関し、中期目標・中期計画に定められているもの以外についても、以下の取り組みを実施

##### ・分野横断的なリスク評価

これまで分野ごとに取り組んできたリスク評価・リスク分析について、分野横断的な「リスクマネジメント研究会」を設置し、NITE業務全体の効果的な実施のほか、リスク管理全体の体系的確立に向けた調査研究に着手

平成19年度は、役員及び各分野職員による勉強会を4回実施

##### ・地球温暖化対策

「京都議定書目標達成計画（平成17年4月28日閣議決定）」及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成19年3月30日閣議決定）に基づき、機構が行う具体的措置を策定

CO2の削減努力を全所に指示すると共に7月にHP上で公表

##### ・テレワークの導入

平成19年度中に全府省でテレワークの試行が実施されるところ、NITEにおいても職員の通勤負担の軽減等を通じて、時間の有効利用等による業務の生産性の向上や創造性の発揮、自由時間の拡大による職業生活と家庭生活の調和を図るため、テレワーク導入・在宅勤務時の課題等を検討。12月初旬から試行開始

##### ・メンタルヘルス対策

近年、我が国では心の健康問題による病気休職者が年々増加しており、労働者の心の健康の保持増進は大変重要な課題となっているところ、NITEにおいても同様に増加傾向にあり、その改善に向けて以下の対策を強化した。

全管理職員に対し、メンタルヘルス研修を実施するとともに全職員に対し、ストレスチェック診断を実施し、早期発見、早期治療及び復帰プログラム体制を整備した。

更に適切なメンタルヘルス対策を推進するため「心の健康づくり計画」を策定し、具体的な実施方策や実施体制の整備等を図った。

## B. バイオテクノロジー分野

### 1. 生物遺伝資源に係る情報等の提供業務

#### (1) 生物遺伝資源の戦略的収集・保存・提供

有用機能等の探索源となる微生物の収集・保存・提供

##### 【国内：3,016株を収集】

- ・山梨県、長崎県、千葉県、沖縄県、大分県、北海道、秋田県などにおいて採集した土壌、砂、腐朽木、リター、海藻、ナマコ、ホヤ、昆虫等の試料から、総計3,016株（アーキア1株、細菌1,130株、放線菌1,268株、酵母1株、糸状菌616株）を分離・選択した。系統解析結果などにより、この内の544株が未知微生物であった。

##### 【海外：3,479株を収集】

- ・モンゴル西部のウブス湖、東部のチョイバルサン及びウランバートル近郊において試料採集を行った。その結果、カビ1,060株、放線菌400株、細菌564株、酵母77株の合計2,101株を日本へ移転した。NITEで更に詳細に系統解析した結果、最終的に1,540株（カビ564株、放線菌396株、細菌503株、酵母77株）を保存した。
- ・インドネシアのカリマンタン島及びジャワ島中部において試料採集を行った。その結果、カビ486株及び放線菌500株の合計986株を日本へ移転した。NITEで更に詳細に系統解析した結果、最終的に807株（カビ340株、放線菌467株）を保存した。
- ・ベトナム北部のハロン湾で最大の島CatBa島の中心にあるCatBa公立公園、この島の近くのMonkey Islandの2カ所で試料採集を行った。その結果、カビ632株、放線菌520株の合計1,152株を日本へ移転した。NITEで更に詳細に系統解析した結果、最終的に1,132株（カビ627株、放線菌505株）を保存した。

##### 【遺伝子探索技術の開発】

環境試料中の微生物多様性解析手法を確立するため、SYBR Green を用いたCot解析による細菌の多様性評価の可能性について検証を行った。検証の結果、土壌からの微生物の分離方法、微生物からの細菌の選択方法、ハイドロキシアパタイトを用いた1本鎖DNAと2本鎖DNAの分離方法、SYBR Green を用いた反応系について、最適な方法を確立した。また、確立した方法により環境サンプルの多様性を評価するための指標算出方法について検討を行い、指標（案）を示した。

SYBR Green : 2本鎖DNAに結合することで蛍光発光する試薬

Cot解析：断片化した2本鎖DNAを熱変性させ、それが一定の条件下で2本鎖に再会合する際の速度係数

##### 【新規遺伝子の取得】

- ・PAI-PCR法により、イエシロアリから糖質加水分解酵素遺伝子の一つであるキシラ

ナーゼの新規遺伝子を17個取得した。

- ・インバースPCR法により、土壌や活性汚泥などの環境試料から、リパーゼの新規遺伝子19個を取得した。また、取得した遺伝子を宿主ベクター系（E.coliとpET）を用いて発現させ、可溶性タンパク質1個を取得したが、本酵素は新規な性質を有した。

PAI-PCR法：少量しかないゲノムDNAを増幅する方法のひとつ

インバースPCR法：DNAを環状にすることで、未知領域DNAを増幅する方法

#### 【二次代謝物生産遺伝子の探索】

280株において二次代謝物生産遺伝子を同定し、80株で新規な二次代謝物生産を行うかを確認した結果、新規物質と確認されたのは3株であった。

- ・インドネシアのマラッカ海峡の海水から石油分解菌を新たに200株を単離するとともに、181株を日本に移転した。また、石油集積培養後のマラッカ海峡およびジャカルタ湾沖海水中に含まれる菌が類似し、栄養塩濃度も殆ど差がないことから、これまでに得られたバイオレメディエーションの知見がマラッカ海峡に適用できる可能性があることが確認された。
- ・インドネシア・パリ島に設置した試験区で6種類の肥料を組み合わせた海浜模擬実験を実施し、微生物動態を解析した結果、効果的と判断される肥料を選抜した。
- ・石油分解過程における現場活躍菌の菌層変化を測定し、石油中に含まれる炭化水素の成分ごとに、特異的に分解する菌の種類を特定した。また、インドネシア海水における石油分解菌の主役は*Marinobacter*属細菌であることが示唆された。
- ・鉄腐食性の集積培養物から、鉄腐食能を安定して保持している鉄腐食性メタン生成古細菌 *Methanococcus maripaludis* OS7株を新規に分離した。OS7株は37付近で最大の腐食能を示し、硫酸塩還元菌を混合して培養することにより、激しい腐食能を示すことが明らかになった。また、腐食環境資料から安定的にDNAを抽出する方法として、スキムミルクの添加が有効であることが明らかになった。
- ・石油関連施設から分離した微生物の中に、これまで分離した鉄腐食菌とは異なる腐食形態を持つ菌株を発見し、これまで分離した菌株の培養方法を応用してOS7株に適用したところ、増殖が促進された。
- ・鉄腐食性メタン生成古細菌2株（OS7株、KA1株）のゲノム解析を行い、得られたデータと公開されている他のメタン生成古細菌（S2株、C5株、C6株、C7株）のゲノム比較を行った。

#### 【民間企業からの菌株の大量移転】

企業1社から菌株を大量に譲渡したいという申し出があり、相手方と菌株の受け入れについて契約書を締結し、NITEに移転した。

#### 【スクリーニング株の大量提供】

（6社・9，260株）

新規大量提供：953株

- ・モンゴルでの自社分離株 241 株を 1 社に提供した。
- ・モンゴルでの自社分離株 300 株を 1 社に提供した。
- ・ベトナムでの自社分離株 412 株を 1 社に提供した。

継続：8,307 株

- ・国内株 2,000 株、国外株 4,366 株、未知微株 500 株が 1 社において更に 1 年間の継続利用。
- ・国内株 34 株、国外株 2 株が 1 社において更に 1 年間の継続利用。
- ・国外株 2 株が 1 社において更に 1 年間の継続利用。
- ・国外株 930 株が 1 社において更に 1 年間の継続利用。
- ・国外株 473 株が 1 社において更に 1 年間の継続利用。

#### 【培養プロスによる提供】

(7,299 株)

- ・菌類 3,753 株、放線菌 3,226 株等の総計 7,299 株を複数の培地を用いて培養し、その 15,238 プロスを 1 社に提供した。

#### 【学会等における外部発表実績（論文発表、学会発表）】

NITE が保有する生物遺伝資源に関する情報の提供を目的として、保存微生物株及び収集微生物を用いての機能解析、分類学的研究等の成果を中心に、学会や学会誌等において外部発表を行った。

実績の主な内容

論文発表：13件

- ・ International Journal of Systematic and Evolutionary Microbiology(英国) : 6件掲載
- ・ Microbiology & Environmental : 4件掲載
- ・ Journal of Antibiotics : 2件掲載
- ・ Bioscience, Biotechnology, and Biochemistry : 1件掲載
- その他の紙上発表：8件
- ・ 日本菌学会ニュースレター : 3件掲載
- ・ 日本微生物生態学会誌 : 1件掲載
- ・ 日本医真菌学会雑誌 : 1件掲載 等
- 学会・講演会での発表：国内26件、海外6件
- ・ 14th International Symposium on the Biology of Actinomycetes : 3件
- ・ The 11<sup>th</sup> International Conference on Culture Collection : 1件
- ・ Gordon Research Conference, Applied & Environmental Microbiology : 1件
- ・ American Society for Microbiology 107th General Meeting : 1件
- ・ 日本農芸化学会 : 5件
- ・ 日本放線菌学会大会 : 4件
- ・ 日本微生物生態学会大会 : 4件
- ・ 日本菌学会大会 : 3件

- ・日本生物工学会大会：3件
- ・未知微P J国際ワークショップ：3件
- ・材料と環境2006：2件
- ・日本土壌動物学会大会：1件
- ・日本森林学会大会：1件

等

他機関の研究成果である微生物の収集・保存・提供

内訳としては、国内外の企業・大学・研究機関から寄託数725株、大量寄託1件、147株を保有するとともに、国内外との交換により292株、アジアの生物遺伝資源機関との共同研究により224株を保存した。これに加えて平成18年度の委託事業によって作成された大腸菌遺伝子欠失株2,547株の品質を確認し保存した。

平成19年度の分譲株数は7,241株であった。

#### 【学会等における外部発表実績（論文発表、学会発表）】

NITEが保有する生物遺伝資源に関する情報の提供を目的として、保存微生物株及び収集微生物を用いての機能解析、分類学的研究等の成果を中心に、学会や学会誌等において外部発表を行った。

実績の主な内容

論文発表：11件

- ・Mycoscience：1件掲載
- ・FEMS Yeast Research：2件掲載
- ・Int.J.Syst.Evol.Microbiol(英国)：6件掲載
- ・J. Gen. Appl. Microbiol.(日本)：1件掲載
- ・Microbes and Environments：1件掲載

その他の紙上発表：5件

- ・日本微生物資源学会誌：4件掲載
- ・細胞工学：1件掲載
- 学会・講演会での発表：国内28件、海外12件
- ・The 11<sup>th</sup> International Conference on Culture Collection：5件
- ・10<sup>th</sup> International Marine and Freshwater Mycology Symposium：2件
- ・14<sup>th</sup> International Symposium on the Biology of Actinomycetes：2件
- ・Workshop on Quality Management of Culture Collection for Curators：1件
- ・Asian Mycology Congress (アジア菌学会)：1件
- ・Ascomycete Workshop with Focus on the Xylariaceae and Hypocreales：1件
- ・日本微生物資源学会大会：5件
- ・日本乳酸菌学会大会：2件
- ・平成19年度第1回かずさバイオテクノロジーセミナー：1件
- ・日本菌学会大会：7件
- ・日本微生物生態学会大会：2件
- ・日本生物工学会大会：2件

- ・日本農芸化学会大会：5件
- ・日本農芸化学会第2回学術講演会：1件
- ・日本放線菌学会：2件
- ・微生物変異原性試験研究会：1件

#### DNAクローンの収集・保存・提供

「タンパク質機能解析・活用プロジェクト：スプライシング・バリエーションの取得技術の開発」で取得したヒトcDNAスプライシングバリエーション約24,000個のうち、12,000個をDDBJに公開し、分譲を開始した。平成19年度のDNAクローンの分譲実績は105クローン。

また、NITEがゲノム解析を実施した微生物を主に、6株のゲノムDNAの分譲を開始した。分譲実績は17個。

#### 生物遺伝資源の提供体制強化と利用促進

##### 【ISO9001の認証の維持・継続】

平成19年10月にISO9001の定期審査を受けた結果、指摘事項は無く、継続が認められた。

##### 【日本薬局方の試験方法に関する共同研究】

日本薬局方で用いられる菌株の品質を確保するために、国立医薬品食品衛生研究所と共同研究を実施し、菌体内のタンパク質、脂質等を分析することで、菌の品質を確認する方法の検討を行った。

##### 【東北支所での生物遺伝資源のバックアップ】

平成19年度新たに収集した微生物株等を東北支所に移送し、保管管理を行った。また、平成19年6月及び平成20年1月に東北支所での植物防疫法に基づく保管管理の許可が得られたため対象菌株についてバックアップを行った。

##### 【L-乾燥保存法の改良】

- ・保存法の汎用性の検討において、有用細菌としてBacillus属、Streptomyces属、Cellulomonas属、Rhodococcus属等15属90株、及び真核微生物としてSaccharomyces属6株、Candida属6株を用いた保存法の有効性を検証し、適用可能であることを確認した。
- ・磁性体ビーズ分注ツールの試作と評価において、ハンドリングツールの性能を検討し、同時に複数のビーズを分注可能にすることで菌株の生育速度等に関わらず確実に保存、復元出来ることを確認するとともに、ハンドリングツールに装着するチップを開発した。
- ・磁性体付着微生物の汎用乾燥法の検討において、乾燥のための条件の最適化、乾燥装置の小型化を検討した結果、ビーズの乾燥装置を変更することで、大幅な小型化を実現した。

- ・磁気ビーズを用いたL-乾燥保存方法について、大腸菌を用いた標準方法を完成した。
- ・ハンドリングツールの開発において、特許になりうる技術が開発された。(来年度特許出願される見込み。)

L - 乾燥保存法：微生物の水分を蒸発させ、真空状態でガラスアンプルに封入して保存する方法

#### 【産業界との連携】

- ・ユーザーニーズの掘り起こしのため、企業5社を訪問し、意見交換を行った。
- ・微生物の利用に当たっての課題を洗い出しそれに対する対応策を明確にするため、企業を組織化した「微生物の産業利用促進に向けた勉強会」をJBAと共同で開催し、微生物利用企業等の有識者からの情報収集に努めたほか、ユーザーとのディスカッションを行った。
- ・「網羅的解析技術の適用による微生物利用産業の拡大に向けた課題調査」に参加し、企業の抱える技術的課題を把握した。本調査と上述勉強会は、NITEとJBAで協議した結果、微生物利用促進のための課題抽出と技術開発を両輪として議論する仕組みを工夫したものである。
- ・バイオマスを分解する微生物由来の酵素についてもその活性評価手法や評価系構築のための調査を開始した。

#### 【普及啓発】

- ・モンゴル及びベトナムにおける国内企業3社との合同探索について3件の報道発表を行い、9紙の新聞に計10件の記事が掲載された。
- ・「微生物の取り扱いに関わる各種規制について」をテーマにNITE微生物資源シンポジウムを開催した。本シンポジウムの講演内容と、後日開催した講演者等による座談会の模様を合わせた内容を冊子としてまとめ、企業や大学等に広く配布した。
- ・バイオエキスポ2007及びバイオジャパン2007に出展し、バイオ本部事業について広報活動を行った。
- ・NHK教育TVの学習教材番組「10min.ボックス：微生物の世界」のシナリオ作成及び映像作成について協力を行った。
- ・学会等でNBRCの研究成果を発表し、生物遺伝資源の有用性について、啓発を行った。(再掲)

## (2) 国内及びアジア諸国との生物遺伝資源機関ネットワークの構築

### 国内生物遺伝資源機関とのネットワークの構築

平成18年度に公開した統合データベースのデータを更新するとともに、新たな4機関に参加を呼びかけ、調整を行った。また、参加機関拡大のために、「新たな収集用新フォーマットの制定」とサンプルデータを準備した。

さらに、6月に開催されたJSCC年次大会において地球規模生物多様性情報機構へのデータ提供に対する考えを示し、現行参加機関から了解を得た。

本データベースへは、国内外から約53万件のアクセスがあった。

### アジア諸国との生物遺伝資源機関(BRC)ネットワークの構築

第4回アジア・コンソーシアム（ACM）がインドネシアにて開催され、各国（参加10カ国）におけるBRCの現状と課題について報告された。新たに設置された「微生物資源移転管理」についてのタスクフォースでは、微生物の寄託と分譲に関する共通指針を作成するため、少人数の作業チーム（日・韓・タイ）を立ち上げることで合意した。

日・中・韓・タイで作成したACMの統合データベースへの参加を呼びかけ、フィリピン、インドネシア、ベトナムが参加を表明した。また、韓国のKACCとタイのTISTRにも参加を呼びかけ、TISTRが参加を表明した。LIPI（インドネシア）を訪問し、現状調査を行い、平成20年度中に、DBへの参加が可能となるように、今後、LIPIが行うべき事項を提案書としてとりまとめた。

#### GBRCN 枠組み構築への貢献

12月にパリにおいて開催されたOECDのワークショップに参加し、GBRCNにおける能力構築と維持の必要と機会についての明確化のための議論において、日本側（NBRC）からはアジアにおける国際共同研究及び行政官向けのトレーニングコースのプログラムについて報告し、各国にカルチャーコレクションを定着させる必要性と、技術の共有について言及した。また、データ共有の実際問題についての議論においては議長として参加し、当該議論ではGBRCNに向けた具体的方策の策定に向けた、各国の既存の事例と経験が紹介された。また、ドイツ（DSMZ）からグローバルBRCネットワークに関するデモンストレーションプログラムの開発について提案がなされ、各保存機関に対して協力の要請があった。

#### データベース等の充実と情報等の利用促進

新たに保存された微生物をカタログデータベースに追加するとともに新着情報としてホームページから提供を行った。

カタログデータベースの付加情報として保存株のrDNA解析を実施し、データをHPで公開した。このデータはNBRCから提供する微生物材料そのもののデータとして、内部の品質管理と合わせて、利用者においてはスクリーニング等で使用した微生物株の同一性や分類学上の位置づけを知るためのツールとなり、有用な微生物を選択する一助となる。このデータの充実と公開は今後も引き続き実施していく。

### (3) ゲノム解析等基本的機能の充実と社会的貢献

#### 【機構が保有する微生物株のゲノム解析】

生物遺伝資源の利活用を促進するため、NBRCが収集・保存する微生物株の中から、分類上の基幹となるもの（系統分類上の基準となる株、潜在的な利用価値の高い分類群の標準株）を選定し、共同研究先等と協力しながら、ゲノム解析（塩基配列の決定、遺伝子領域の推定、遺伝子機能の推定、遺伝子の発現解析等）を実施した。

系統分類上の基準となる株については、未利用の微生物資源の利活用を促進するという観点から、従来未培養であった微生物群から新たに分離された株に特に注力してきているところであり、平成19年度においては、メタノセラ属古細菌（水田由来の新規メタン生成古細菌）のゲノム解析を終了したほか、それぞれ特徴的な環

境から新たに分離されたオシリバクター属細菌（動物腸管）、サーモスルフィディバクター属細菌（海底熱水）、新規海洋性放線菌（海底泥）、カルディリネア属細菌（温泉硫黄芝）に着手した。また、ジェマティモナス属細菌のデータ公開準備を進めた。

一方、潜在的な利用価値の高い微生物群のうち、麹、酵母、乳酸菌、酢酸菌などは、長い食経験によって高い安全性が確認されていることから、産業上の利用価値が特に高いため、それぞれの標準的な株について解析を進めているところである。平成19年度においては、醤油醸造に用いられるテトラジェノコッカス属乳酸菌のゲノム解析及び遺伝子の発現解析（プロテオーム解析）を終了し、麹菌のプロテオーム解析に続いて、黒麹菌のゲノム解析に着手した。その他2種の酢酸菌、清酒酵母協会7号、食用ラン藻について、ゲノム解析を実施中である。

これらは食品産業のみではなく、安全な生物遺伝資源としての活用を期待され、NITEの解析は学会等から高い評価を受けており、9月に、日本醸造学会から麹菌（平成17年度実施）のゲノム解析について特別表彰を受けた。

#### 【塩基配列決定】

平成18年度から大学、産総研等との共同研究により解析を行ってきた以下の5菌について塩基配列決定を完了した。

グルコンアセトバクター属酢酸菌（*Gluconacetobacter xylinus* NBRC 3288）

セルロース生産菌（6.85Mb）

スピルリナ属光合成細菌（*Spirulina platensis* NIES39）

食用ラン藻（3.51Mb）

アクチノプラネス属放線菌（*Actinoplanes missouriensis* NBRC 102363(431)）

運動性放線菌（8.77Mb）

キタサトスポラ属放線菌（*Kitasatospora setae* NBRC 14216<sup>T</sup>（KM-6054））

setamycin生産放線菌（8.79Mb）

ミクロルナタス属細菌（*Microlunatus phosphovorius* NM-1(NBRC 101784T)）

リン酸蓄積菌（5.69Mb）

大学、企業等の共同研究先と協力し以下の11菌の解析に新たに着手。この内A-2及びB-3の菌については、塩基配列決定を完了した。

#### A. 系統分類上の基準となる株

##### A-1 門、綱、目、科などの高次の分類群を代表する株

ルブリヴィヴァックス属細菌（*Rubrivivax gelatinosus* NBRC 100245(IL144)）

紅色光合成細菌

サーモスルフィディバクター属細菌（*Thermosulfidibacter takaii* ABI70S6<sup>T</sup>）

嫌気好熱性細菌

セレノモナス属細菌(*Selenomonas ruminantium* subsp. *lactilytica* TAM6421)

ルーメン細菌

カルディリネア属細菌（*Caldilinea aerophila* STL-6-01<sup>T</sup>）通性嫌気性細菌

A-2 我が国で分離されて基準株として登録された株

アンフィバチルス属細菌 (*Amphibacillus xylanus* NBRC 15112<sup>T</sup>) 好アルカリ性  
キシラン分解細菌

オシリバクター属細菌 (*Oscillibacter valericigenes* Sjm18-20<sup>T</sup>(NBRC 1021  
3)) 偏性嫌気性細菌

バークホルデリア属細菌 (*Burkholderia plantarii* MAFF301723) イネ苗立枯病  
原細菌

B. 潜在的な利用価値の高い分類群の標準株

B-1 食経験のある微生物群の標準株 (伝統的に使用されているもの等)

黒麹菌 (*Aspergillus awamori* NBRC 4314)

B-2 放線菌類のうち分類上の標準となる株

新規海洋性放線菌 (*Marine actinobacterium* YM16-304)

B-3 極限環境、特殊環境に由来する微生物の標準株

スフィンゴビウム属細菌 (*Sphingobium* sp. SYK-6(NBRC 103272)) 低分子リグ  
ニン分解菌

メタノコッカス属古細菌 (*Methanococcus maripaludis* KA1及び OS7) 鉄腐食  
性古細菌

【遺伝子領域・機能の推定と確認】

アノテーション (機能推定) を完了した菌

メタノセラ属古細菌 (*Methanocella paludicola* SANAE) (2.79Mb)

SANAE株はライスクラスター I と呼ばれるメタン生成古細菌群の最初の分離株で  
あり、新しい科の基準株として論文発表が予定されており、系統分類上重要である。

また、メタンは重要なエネルギー資源である一方、強力な温室効果ガスであり、  
自然界から発生するメタンのうち数割が水田土壌に由来するものと推定されてお  
り、ライスクラスター I に属するメタン生成古細菌の寄与が大きいとされている。  
アノテーションによりメタン生成関連遺伝子等を特定した。今後の水田からのメタ  
ン生成メカニズムの解明に寄与することが期待される。

テトラジェノコッカス属乳酸菌 (*Tetragenococcus halophilus* NBRC 12172)  
(2.56Mb)

醤油醸造に用いられる植物性乳酸菌である。アノテーションにより、遺伝子レベ  
ルで安全性を確認できた。

また、醤油醸造に必要な耐塩性等に関する知見が得られた。今後、耐塩性、安定  
性に優れた酵素を多数生産するため、安全な遺伝子資源として、様々な産業応用が  
期待される。

平成18年度から継続してアノテーションを実施している菌

スピルリナ属光合成細菌 (*Spirulina platensis* NIES39)

平成19年度から新たにアノテーションに着手した菌

キタサトスポラ属放線菌 (*Kitasatospora setae* NBRC 14216<sup>T</sup>(KM-6054))  
(8.79Mb)

アクチノプラネス属放線菌 (*Actinoplanes missouriensis* NBRC 102363(431))  
(8.77Mb)

メタノコッカス属鉄腐食古細菌 (*Methanococcus maripaludis* KA1及び0S7)

このほか、次のゲノムのアノテーションを実施中(主として共同研究者が分担。)

好熱嫌気性細菌 (*Deferribacter desulfuricans* SSM1) (2.54Mb)

残留農薬分解菌 (*Sphingobium japonicum* UT26S) (4.42Mb)

アセトバクター属酢酸菌 (*Acetobacter* sp.) (3.34Mb)

高度好塩古細菌 (*Haloarcula japonica* TR-1) (4.29Mb)

清酒酵母きょうかい7号株 (*Saccharomyces cerevisiae* kyokai No.7)  
(12.17Mb)

グルコンアセトバクター属酢酸菌 (*Gluconacetobacter xylinus* NBRC 3288)

#### 【ゲノム情報の整備】

ゲノム情報データベースにより新たなゲノム情報の提供開始、更新によりデータベースの充実を行った。

遺伝子領域・機能情報

機構ホームページより公開している嫌気性超好熱古細菌 (*Pyrococcus horikoshii* OT3株) のゲノム情報を全面的に更新した。また、新たにコクリア属細菌 (*Kocuria rhizophila*) のゲノム情報を公開した。

#### 【学会等における外部発表実績(論文発表、学会発表)】

ゲノム解析により取得した遺伝子に関する情報等を以下のとおり提供した。

雑誌での発表: 1件

論文1報

Journal of Bacteriology: 1件(投稿中)

学会等での発表: 12件

国際学会発表 2件

26th International Specialised Symposium on Yeasts 1件

第10回アジア・オセアニア転写会議(ACT-X) 1件

国内学会発表 10件

BMB2007(第30回日本分子生物学会年会・第80回日本生化学会大会合同大会) 2件

ラン藻の分子生物学2007 2件

第71回日本植物学会大会シンポジウム 1件

日本ゲノム微生物学会 4件  
日本農芸化学会 2件  
日本化学会第88春季年会 1件

【遺伝子の発現解析（プロテオーム解析）】

テトラジェノコッカス属乳酸菌 (*Tetragenococcus halophilus* NBRC 12172) のプロテオーム解析を実施した。

- ・細胞膜破碎の困難を克服し、標準的な液体培養及び産業利用に近い塩化ナトリウム添加培養の菌体から、それぞれ実際に発現した1,329個（全推定遺伝子の52%）及び1,141個（同45%）、重複を除いた合計1,364個（同53%）のタンパク質を同定した。
- ・発現したタンパク質から耐塩性等に重要な知見を与えるタンパク質等を同定し、産業利用に有用な情報が得られた。

大腸菌W3110株及びMGF株

- ・大腸菌W3110株及び大腸菌MGF株について、プロテオーム解析を実施し、それぞれ、1,641（全推定遺伝子の38%）タンパク質、1,385（全推定遺伝子の43%）タンパク質を同定した。NITEで特許出願を行った解析技術を含めて解析した結果、大腸菌の網羅的プロテオーム解析として同定数が世界最高記録を上回る結果となった。
- ・一般的に困難である質量分析法による定量分析法を習得し、発現タンパク質の比較解析を実施した。必須遺伝子でありながら機能未知遺伝子のタンパク質発現の確認、翻訳開始位置を決定し共同事業先に提出した。最も研究された大腸菌においても複数の遺伝子情報の修正が必要であることを見出した。

【学会等における外部発表実績（論文発表、学会発表）】

国際学会発表 1件

55th ASMS Conference on Mass Spectrometry（米国質量分析学会）

国内学会発表 1件

BMB2007（第30回日本分子生物学会年会・第80回日本生化学会大会合同大会）

【特許出願】

- ・平成19年6月、解析が困難な難溶性タンパク質のプロテオーム解析技術をNITE独自で開発し、特許出願を行った。

【社会的・政策的に意義の高い微生物のゲノム解析】

- ・翌シーズンの流行株を予測し、適切なワクチン株を選定するとともに、薬剤耐性株のモニタリングや耐性マーカー解明のため、国立感染症研究所に集められた分離株を解析した。国立感染症研究所（感染研）から提供された06/07シーズン及び07/08シーズンのヒトインフルエンザウイルス分離株638株の不活化試料の

遺伝子（NA 遺伝子、HA 遺伝子、M 遺伝子）について塩基配列解析を行い、その配列データを取りまとめた。塩基配列データは感染研が統計解析、分子系統解析等により分析し、流行株の正確な予測や薬剤耐性株の監視体制の強化などに役立てるため、WHO のインフルエンザワクチン選定会議や、インフルエンザ薬剤耐性株サーベイランスネットワーク会議へ資料として提供された。

- ・流行予測に関しては、A ソ連型の遺伝子解析により、HA 蛋白質の抗原領域に特定のアミノ酸置換を持つウイルスへと推移していることが確認された。感染研において、この置換を代表する変異株を新たなワクチン株に選定していたところ、今シーズンは新しいワクチン株に類似の A ソ連型が近年にない大流行になった。耐性株の監視については、数年前から問題化しているアマンタジン耐性ウイルスに加え、今シーズンは欧州を中心にタミフル耐性ウイルスが急拡大し、大きな問題になったものの（ノルウェーでは A ソ連型の 70 % が耐性株）、感染研との連携によって薬剤耐性株の監視体制を整備したことにより、急浮上したタミフル耐性株の問題にも迅速に対処できた（日本での流行には至っていないこと、日本はタミフル最大の消費国であるが、タミフル耐性株が日本発でないことの確認に貢献）。
- ・平成 19 年度末に日本でもタミフル耐性ウイルスが発見され、WHO から感染研にサーベイランスの緊急要請があり、感染研から N I T E の協力が不可欠であるとして、遺伝子解析の協力依頼があったことから、タミフル耐性インフルエンザウイルスについて、平成 19 年度提出のあった 07 / 08 シーズンの A / H 1 N 1 型ウイルス 3 4 4 株の遺伝子解析に着手した。

#### 【真菌類基本情報の収集】

- ・N B R C が保有する糸状菌 7 , 0 6 0 株のうち 3 , 9 2 7 株について、D1/D2+ITS 領域の塩基配列を決定した。
- ・A F T O L 及び関連する重要文献約 7 0 報より、同様な配列データを糸状菌類 1 , 6 2 0 属にわたる 5 , 0 2 4 配列取得した。  
それぞれを整理することによって、糸状菌の分類学的位置の検証が迅速化される。

#### (4) 海外資源国との二国間協力体制の構築

##### 【二国間協力における共同事業の実施】

###### インドネシア

- ・インドネシアにおいて、7 月 1 1 ~ 1 3 日に第 7 回ワークショップ「微生物の同定における分子からのアプローチ」を開催、共同研究先以外からの参加者も含めて 2 2 名が参加し、微生物の分子系統解析に関する能力構築を行った。
- ・1 ~ 2 月にかけてインドネシア微生物探索プロジェクトのメンバー 2 名を招聘し、また 2 ~ 3 月にかけてインドネシア石油分解プロジェクトのメンバーを 1 名招へいし、共同研究・技術移転を実施した。

###### ベトナム

- ・ベトナムでの微生物探索に、日本企業 1 社から 1 名の研究員が参加し、それぞれカビ 4 1 2 株を分離・選択し、N I T E を経由して企業に移転した。

- ・ベトナムにおいて、11月13～15日に第4回ワークショップ「微生物の同定における分子からのアプローチ」を開催、共同研究先以外からの参加者も含めて14名が参加し、微生物の分子系統解析に関する能力構築を行った。
- ・1～2月にかけてベトナム微生物探索プロジェクトのメンバー1名を招へいしてNITEで共同研究を実施した。

#### モンゴル

- ・三重大大学の中島助教授にモンゴルプロジェクトに参加してもらい、現地で微生物探索を行った。
- ・モンゴルでの微生物探索に、日本企業2社から2名の研究員が参加し、それぞれ酵母77株及び細菌164株、カビ300株を分離・選択し、NITEを経由して各社に移転した。
- ・モンゴルにおいて、7月3日に微生物ワークショップを開催し、日本側から6名が話題提供した。
- ・9～11月にかけてモンゴル微生物探索プロジェクトのメンバー2名を招へいしてNITEで共同研究を実施した。

#### タイ

- ・PA2に基づき、BIOTECから酢酸菌・酵母・カビ計196株を受け入れた。
- ・PA2に基づき、BIOTECから延べ4名の研究者を招へいしNITEで共同研究を実施した。

#### 中国

- ・コレクションの交換により、基準株計18株が寄託された。

#### 【新たな二国間協力体制の構築】

- ・8月にオーストラリアを訪問し、先進国とのバイラテラルなABS（アクセスと利益配分）モデル作成の対象国として最適であると判断し、共同研究設立に向けての協議を行い、合意がなされ、共同研究契約書草案を作成した。
- ・9月、11月、3月にブルネイを訪問し、MOU等の成立に向けて交渉を行った。
- ・11月にブータンを訪問し、生物多様性条約（CBD）締約国会議におけるアジアグループの議長を表敬訪問するとともに、CBDに関する国内法を調査した。

#### 【マルチラテラルモデルの検討】

我が国の産業界、学术界が安心して微生物を利用できるモデルの構築を目指し、「CBD時代における微生物の移動並びに利用の促進」に関する勉強会を定期的に6回開催した。勉強会では、BRCへの菌株の寄託及びBRCからの菌株の分譲におけるCBDとの不整合について問題点を検討し、BRCからの海外株分譲における共通MTA（素材移転協定）の案を作成し、国境を越える微生物移動のマルチラテラルモデル案の提案を行った。

なお、上記問題点については、第4回ACMで提起し、議論した。来年度以降ACMに参加する各機関との議論を行い、ACM内での適応を目指していく。

#### 【生物多様性条約締約国会議への対応】

10月及び1月に開催されたアクセスと利益配分に関する作業部会（ABS-5及びABS-6）に参加し、締約国会議での懸案事項の1つであるアクセスと利益配分に関する最新の情報収集を行った。また、参加にあたっては事前に生物化学産業課、JBA等関係機関との意見交換を行い、会議に参加した。

#### (5) 特許微生物の寄託業務

##### 【特許微生物の寄託等事業の実施】

- ・業務開始以来最多となる205件(前年度比53%増)の特許寄託微生物を受領(うち動物細胞は28件)し、特許寄託微生物の受託・分譲、積極的な広報活動、東北支所への生物遺伝資源のバックアップなど特許微生物寄託事業を的確に実施した。
- ・平成18年度に引き続き、知名度向上や特許寄託制度への理解を広めることを目的にパンフレット等の配布、特許関係イベントへの参加、企業等への出張説明(企業15社、大学20校、公設試4機関)、ホームページのリニューアル等の広報活動を積極的に展開。
- ・平成18年度に受託した特許寄託微生物については、平成19年5月に標品の一部を東北支所へ移送し生物遺伝資源のバックアップを行った。
- ・平成19年度取り下げられた特許寄託微生物31株のうち、寄託者から譲渡を受けた9株について、NBRCからの分譲を準備中。

##### 【寄託者の負担軽減について】

寄託者の負担軽減の一環として寄託サンプル数削減を検討しているところである。特許庁において寄託者の負担の軽減を図るべく「寄託制度の軽減を図るべ」寄託制度の運用に関する調査研究委員会」が発足したことを受け、負担軽減サービス具体化の提案等を行った。

#### 受領件数

	国内寄託	国際寄託	合計
19年度	174	31	205
18年度	104	30	134
17年度	116	29	145
16年度	87	9	96

#### 保管数

国内寄託	国際寄託	合計
350	95	445

## 2. カルタヘナ担保法関係業務

### (1) カルタヘナ担保法に基づく立入検査業務

カルタヘナ担保法に基づく立入検査等は、経済産業大臣からの指示がなかったため平成19年度は実施していない。

## (2) カルタヘナ担保法施行に係る調査業務

平成19年度は、遺伝子組換え生物等の鉱工業利用事業所からの漏洩事故を想定し、製造工程中から土壌環境へ漏洩した遺伝子組換え微生物の収去・検査のための技術調査を実施した。また技術調査結果をもとに、「遺伝子組換え微生物の収去・検査マニュアル（骨子案）」を作成し、検証実験により検出技術の有効性を確認した。

技術調査の結果については、平成20年2月下旬に開催した「遺伝子組換え生物等の検出技術検討委員会」において検討後、報告書にとりまとめ、経済産業省あてに報告した。

## C. 化学物質管理分野

### 1. 化学物質の有害性等の情報の整備提供

#### (1) 化学物質総合情報提供システム（CHRI P<sup>注1</sup>）の整備を以下のとおり推進した。

注1：「化学物質総合情報提供システム」の英語名称「Chemical Risk Information Platform」の略で、NITEの登録商標。かつて、「ハザードデータベース」と呼ばれた。

月平均56万ページ（年675万ページ）のアクセス（平成18年比約28%増）  
関係省庁連絡会議によるGHS分類結果：月平均約7万ページのアクセス

第一期に収集整備した約4,000物質の法規制情報や有害性情報等について定期的にデータ更新（約180件）を行ったほか、内容について必要な修正等を行った。また、既に整備している有害性評価書をデータ項目の表形式で見られるように整理し、まとめたものを平成18年度に引き続き43物質について作成した。

平成18年度に作成した優先整備目標リスト約4,800物質に加えて新たに化審法監視化学物質となった物質について、物理化学性状（12項目）が未調査の588物質と、平成18年度に追加した項目（ヘンリー定数など4項目）の調査がなされていない3,045物質について、物理化学的性状調査を実施した。また、未整備の188物質について構造式を整備した。

約4,800物質リストについて、平成19年度に全て整備が終了。

また、経済産業省から平成17年度の製造輸入量実態調査結果の確定版が平成19年2月に提示されたことから、新たに優先整備物質選定の基準に合致した物質200物質程度を新たに選定し、平成20年度の優先整備物質リスト案を作成した。

改正労働安全衛生法において第57条の規定（GHS<sup>注2</sup>による表示義務）の対象となっている物質のデータ整備を行ったほか、CHRI Pの個別リストからGHS分類結果が検索可能とした。2.において作成し公表された初期リスク評価書の情報について引き続き追加整備した。

また、用途情報について情報を収集整理するとともに、経済産業省が取得した有害性情報をNITEに設置した委員会において評価し、24物質についてデータシート及びその要約を作成した。（平成20年度に公開予定）

さらに、物理化学的性状データ及び初期リスク評価書の情報について引き続き追加整備した。

注2) GHS : Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals (化学品の分類および表示に関する世界調和システム)

OECDで検討が進められているHPVグローバルポータルサイトの整備について、第1段階として参加データベースをリンクで繋ぐ形式のeChem PortalにCHRIIPは日本唯一の機関として参加し(現在、世界で米国環境庁(USEPA)などの7機関の8データベースが参加)、それに併せて必要なデータの提供を行った。(平成19年6月21日に一般公開された)また、OECD事務局からのデータ更新に関する調査等に対応した。

化学物質管理の専門家として、平成19年6月及び平成20年2月にパリで開催されたOECDの第41回、42回化学品合同会合に参加し、グローバルポータルの進捗とeChem Portalのデモンストレーション確認や化学物質管理に関する国際整合性にかかる最新の国際情勢について情報収集などを行った。

ユーザーの利便性の向上のため、webアンケートを引き続き実施した。

化学物質総合情報データベースシステムのハードの更新に伴うシステムの再構築については、NITE-LANの整備計画と一体化して平成20年度に整備することとし、データ提供環境を維持するために、必要な機器の整備などを行った。また、システム再構築のための仕様書の作成を行った。

## (2) 化学物質のリスク等に係る相互理解のための情報の整備提供

化学物質のリスク等に係るわかりやすい情報の提供及びリスクコミュニケーションを図る企業、自治体等の支援のための業務については、以下のように推進した。

国民、事業者、行政機関等の化学物質のリスク等に対する情報ニーズを把握するため、環境報告書を用いたリスコミ事例調査及びインターネットアンケートによる市民の意識調査を行うとともに、事業者が行うリスクコミュニケーション及び行政機関や事業者団体が開催する会合等に参加して情報収集及び意見交換等を行い、更なるニーズの把握に努めた。

これらの調査結果により、国民に対しては化学物質管理への関心を醸成することが優先であり、事業者・行政機関は具体的で実際に活用できる情報やシステムの提供を求めていることが明らかとなった。

このため、事業者、行政機関向けには当センターがホームページで提供する濃度マップやリスク評価体験ツール等を活用した系統的にリスク評価を学習するプログラムを作成した。国民・子供向けには化学実験を活用した化学物質管理を学ぶ体験学習プログラムを作成した。

また、体験ツールにおいて、環境中の生物への影響評価が可能になるように改修したほか、リスクコミュニケーションの国内事例を追加、「身の回りの製品に含まれる化学物質(洗剤)」のパンフレット版の作成を行った。

さらに、ニーズ把握調査などから、作成した体験学習プログラムなどの普及には、国民と事業者双方との接点を有する自治体との連携を深めることが効果的との分析

を行った。

なお、ホームページ「化学物質と上手につきあうには」についてコンテンツを整備・拡充した結果、アクセス件数は、月平均7万ページ（年間約82万ページ）となり、平成18年度比約43%増となっている。

事業者、行政機関等への活用できる情報の提供として、経済省、自治体、協会等が開催したリスクコミュニケーション事例報告会、研修会等へ要請に応じて講師派遣を行い、「身の回りの製品に含まれる化学物質シリーズ」、「リスクコミュニケーションの国内事例」、リスク評価の解説パンフレット等の紹介及びリスク評価体験ツールの実習等を行った。（15回）市民向けには、作成した体験学習プログラムを展示会において実施し、15校（115名）の児童・生徒等の参加を得た。また、平成18年度に開始したリスコミネットによる化学物質管理、リスクコミュニケーション関係者への情報発信を月1回行うなど、より活発な情報提供の場を目指している。（対象者約200名）

さらに、リスク評価を解説する冊子、身の回りの化学物質シリーズ等は事例報告会、講演会、消費生活センターブロック会議等において、講演等を行うとともに配布をするなどして教育テキストとして活用した。（配布先600ヶ所、講演5ヶ所）

独立行政法人国際協力機構（JICA）の委託を受け、中国、インドネシア、ヨルダンなどの開発途上国7カ国8人の研修生を受け入れ、2週間の化学物質管理政策研修をJICA東京国際センターにて実施し、日本の化学物質管理政策や関連法令、NITEにおける化学物質管理に関する取り組みについて講義を行い、我が国の化学物質管理政策の普及とNITEの海外ネットワークの構築を図った。

また、平成19年度の研修生に対して、海外ネットワークの維持及びフォローアップのために、研修後の研修成果の活用状況についてアンケート調査を実施した。さらに、過去の研修生からの、具体的な相談等には適宜対応を行った。

## 2. 化学物質のリスク評価・管理に係る業務

### (1) 化学物質のリスク評価等

リスク評価手法等

#### 1) 化学物質審査規制法（化審法）監視化学物質のリスク評価等

平成18年度に引き続き、化審法監視化学物質の段階的リスク評価スキームを構築するための手法検討を行った。なお、平成18年度は、主として、化審法を踏まえた評価の大枠について検討を行ったが、平成19年度は、リスク評価のより具体的な手法について検討等を行い、経済産業省に暴露評価の手法や有害性評価値等を提案した。

- ・監視化学物質の発がん性評価のため、スクリーニング試験である変異原性試験結果の取扱について検討し、この中で、国際機関等が公表している発がん性ユニットリスク等に係る情報を整理し、発がん性のスクリーニング評価に用いる有害性評価値を提案した。
- ・暴露評価への利用のため、国内外の暴露量推計手法を比較、検討し、暴露評価に

必要な推計式を選択、改良した。また、国内に適した入力データを選択、これにより、吸入、経口暴露評価を行えるようにした。

- ・既存の環境モニタリング情報を解析し、環境モニタリング情報の暴露評価における取扱い方法（不確実性を含める方法を含む）を検討した。
- ・物理化学性状に関する情報のない監視化学物質のリスク評価のため、排出量、生物濃縮係数、毒性値のみを用いたスクリーニング評価の方法を検討した。
- ・暴露評価への利用のため、排出量予測手法の検討で作成した用途分類の考え方とEUの排出係数を利用し、化審法の届出情報である用途情報等から排出量を予測する手法を検討した。
- ・監視化学物質約250物質についてスクリーニング評価に必要な情報を収集、整備し、リスク評価を実施。うち、10物質（第2種特定化学物質1物質を含む。）について更に詳細な試行的リスク評価を実施し、評価結果を踏まえてリスク評価スキームを高度化した。なお、これら10物質は、各物質ごとの情報量、平成18年度の検討結果、初期リスク評価結果を踏まえて選定した（初期リスク評価の結果、リスク懸念ありと判定した6物質を含む。）。
- ・暴露・リスク評価、有害性評価に関する研究機関、産業界の専門家からなる専門家レビュー会合を3回開催し、監視化学物質のリスク評価スキーム案を説明、委員からのコメントを反映し、また、法的管理に利用されることから、評価の不確実性と評価結果の解釈を含め、リスク評価スキーム案を作成した。また、検討内容は、関係3省庁の化審法見直し合同会合で紹介され、更に、NITEが経済産業省化学物質審議会の委員会で説明した。
- ・リスク評価に関する知見に基づき、化審法改正後の製造量、出荷量等の届出内容について経済産業省に意見提出した。

## 2) 化学物質排出把握管理促進法対象物質のリスク評価等

- ・NEDO事業で行った150物質の初期リスク評価結果について、最新のPRT Rデータとモニタリング情報を用い（モニタリング情報は、リスク懸念ありと要注意物質の計20物質）、フォローアップを行った。リスク評価の結果、新たにリスクが懸念される物質はなかった。
- ・リスク評価管理への利用のため、初期リスク評価書及び排出経路データシートの公開を継続し、平成19年度は43物質公開した（総計100物質）。
- ・ホームページを活用して、初期リスク評価等の理解のために作成した「化学物質管理のためのリスク評価書活用の手引き」を公開した他、化学物質管理に資するため、最新のPRT Rデータに基づく大気中の濃度マップを公開した。更に、ノニルフェノール等内分泌かく乱作用が疑われた3物質についての化学物質管理センター化学物質リスク評価管理研究会中間報告書要約について英訳し公開した。
- ・初期リスク評価結果等の普及のため、化学物質アドバイザー育成研修、「化学物質管理センター成果報告会2007」での発表や、展示会及び経済産業省主催の化学物質総合評価管理研修で説明を行った他、初期リスク評価書を印刷し、全国の公立図書館、地方自治体の環境関連研究機関、関係する大学図書館に送付した。

また、学会において、初期リスク評価結果と環境省環境リスク初期評価結果の相違点等、解析結果について口頭発表した。

- ・初期リスク評価の結果、詳細な評価が必要とされた二硫化炭素について、大口排出事業者、地方自治体を訪問し、初期リスク評価結果について説明を行った。
- ・初期リスク評価結果やリスク評価に関する知見に基づき、環境省の審議会での大気汚染防止法の優先取組物質見直しに係る検討へのモニタリングデータの取り扱いなどについての意見提出を行った。
- ・初期リスク評価結果については、一部の地方自治体で、化学物質 管理への利用が検討されている他、環境省の「化学物質ファクトシート2006年度版」に引用されている(52物質)。
- ・初期リスク評価に係る成果に基づく論文が環境化学論文賞を受賞した他、初期リスク評価に係る事業についてのNEDO事後評価が終了し、優良プロジェクトとの評価を得た。

マスメディアなどから公表されている有害物質検出情報や化学物質漏出事故等の情報、学会で注目されている物質に関する情報を収集・整理した。なお、事故等の収集情報を評価した結果、環境経由でリスクが直ちに懸念されると判断されたものは無く、改めて暴露評価・リスク評価等は実施しなかった。

化学物質審査規制法の監視化学物質の暴露評価、リスク評価に用いるため、製造・輸入量などの監視化学物質に関する公開及び非公開情報を調査・整理し、効率的評価のための情報整備、体系化を行った。また、暴露量推計への利用のため、より詳細な気象データを入手し、利用可能となるよう整理した。

## (2) リスク評価手法等の調査と手法開発

- ・環境媒体中への排出量の予測とこれに基づく環境濃度予測への利用のため、国内法規制、欧米等で利用されている化学物質の用途分類を整理し、日本版用途分類を作成した。また、これと併せて、国内外の既存の排出係数情報と、P R T R 情報及び P R T R 制度対象物質の取扱い等に関する調査情報から新たに作成した排出係数とを利用し、国際整合性を考慮した用途別排出係数一覧表を作成した。

さらに、作成した用途分類の考え方を化審法監視化学物質のリスク評価のスキームに活用した。

上記検討過程で作成した用途分類については、経済産業省を通じて産業界に提案して意見を求め、経済産業省が平成20年度に実施予定の既存化学物質の製造輸入量実態調査における用途分類として利用されることが決定した他、P R T R 届出外推計手法(裾きり推計)の精度向上のためにN I T E が行っている平成19年度のP R T R 対象物質の取扱い等に関する調査の中にも反映した。

- ・消費者製品からの直接暴露量を予測し、これを用いたG H S 表示のための消費者製品のリスク評価のためのガイダンスを作成するため、業界の専門家を含む検討会を行って検討を進め、暴露・リスク評価等に関する研究機関、大学の専門家のレビューを経て消費者製品リスク評価手法ガイダンスを作成した。また、同ガイダンスへの

利用も踏まえ、独立行政法人産業技術総合研究所から生活・行動パターン情報（暴露係数）調査事業を受託し、アンケート、文献調査による生活・行動パターンデータの取得を行った。

### 3．化学物質審査規制法関係業務

#### (1) 化学物質審査規制法施行支援業務

適正な化審法の施行のため、以下の化学物質審査規制法（化審法）施行支援業務を行った。

また、届出事業者の適切な試験の実施を可能とし、届出に係る労力と試験費用の負担の軽減のため、届出事業者からの試験等の進め方など技術的な問い合わせに的確に対応した。

新規化学物質の試験等の進め方など審査に関連する技術的事項についての事前相談・問い合わせ（589件）に対して、対応を検討し、適切に対応した。

- ・化審法に基づき届出された新規化学物質について、届出事業者からのヒアリング等（498件）を通じて、環境中での分解性、蓄積性及び人の健康影響に関する試験データ等を精査するとともに、3省共同化学物質情報基盤システム（以下「3省DB」という。）などを活用して審査に関連する各種調査を行い、その結果を整理して3省（厚生労働省・経済産業省・環境省）合同審議会関連資料を作成し、経済産業省へ提出した（447件）。また、3省合同審議会（10回開催）において資料の説明等を行った。
- ・審査が終了した新規化学物質及び規制対象となった既存化学物質について、官報公示名称原案を作成し、経済産業省、厚生労働省、環境省に提出した。
- ・官報公示のため、平成17～19年に届出された物質の官報公示名称原案について届出者に確認し、必要がある場合には名称を変更して、官報公示名称案として3省に提出した。
- ・3省に代わって新規化学物質の審査に必要となる試験報告書等の届出資料の受領を行うとともに、受領した資料を3省に対して配布した。更に、少量新規化学物質の申出（21,390件）について、申出書の内容確認（構造式・名称など）を行うとともに、中間物などの申出に係る事前ヒアリング（228件）に参加した。

既存化学物質の安全性点検結果については、分解性・濃縮性に関する試験データ（53件）の精査を行い、経済産業省に対して意見を提出した。

なお、Japanチャレンジプログラム事業に基づくものについては、評価対象となる有害性情報が経済産業省から提示されなかったため、行っていない。

- ・化審法に基づき提出された有害性情報報告（179件）については、報告されたデータの整理を行った。
- ・審査が終了し公示された新規化学物質について、CAS番号への対応付けのための調査（6,852物質）を行うとともに、CAS番号対応が適切か否かの確認（2,938物質）を行った。

		19年度	18年度	17年度	16年度
事前相談		589件	795件	913件	614件
事前ヒアリング*		498件	395件	330件	341件
審議会資料作成等 内、低生産量 <sup>注3)</sup>		447件 147件	364件 134件	299件 194件	343件 181件
官報公示名称 原案作成	経済省	新規337件 既存 50件	新規182件 既存 49件	新規188件 既存 3件	新規529件 既存 95件
	厚労省	新規194件 既存 15件	新規148件 既存 28件	新規196件 既存 17件	-
	環境省	新規191件 既存 50件	新規158件 既存 47件	新規196件 既存 41件	-
官報公示名称 案作成	経済省	104件	104件	161件	349件
	厚労省	194件	148件	196件	-
	環境省	203件	158件	196件	-
少量新規化学物質 <sup>注4)</sup>		21,390件	19,954件	17,048件	15,807件
中間物等 <sup>注5)</sup>		228件	195件	187件	215件
既存化学物質の安全 性点検 分解性 蓄積性 (内容確認)		31件 22件	29件 26件	24件 23件	22件 15件
	有害性情報の報告		179件	49件	75件

注<sup>3)</sup>：法改正により平成16年度から新たな業務となった。

注<sup>4)</sup>：申出書の内容確認(名称、構造式等)を行った。法改正に伴い実施した、オニウム塩に係る確認(平成19年度：約2,000物質)を含む。

注<sup>5)</sup>：法改正により平成16年度から新たな業務となった。中間物、閉鎖系等用途、輸出専用品の申出書の内容(名称、構造式等)を確認するとともに、経済産業省での内部検討会及び3省合同ヒアリングに参加した。

- ・化学物質の安全性審査において提出される試験データの信頼性確保に資するため、経産省製造産業局長あてにGLP<sup>注6)</sup>適合確認申請のあった試験施設について、書面審査、現地査察、報告書(案)作成等を行った。

19年度	18年度	17年度	16年度
3件	5件	6件	4件

注<sup>6)</sup>：Good Laboratory Practice、優良試験所基準。化学物質の各種安全性試験の信頼性を確保す

る手段として、OECDにおいて1981年に採択された。化学物質審査規制法では、昭和59年3月に導入し、平成12年3月に改正した。

第一種特定化学物質、第二種特定化学物質及び監視化学物質の適切な管理のため、監視化学物質の製造、用途、使用形態等の情報の整備等を行い、経済産業省にそれらを提供した。

また、経済産業省が平成20年度に国内事業所に対し実施する化学物質の製造・輸力量実態調査について、調査準備を行った。

平成18年3月から稼働を開始した3省DBについて、本システムの保守を行うとともに、JAPANチャレンジプログラムで得られたデータ公開等のための3省DBの公開版の改良項目、セキュリティ強化のための内部版の改良項目等について、3省連絡会議の開催等により3省から改良項目について意見を求めた。これを踏まえてNITEにおいて改良項目の検討・取りまとめ等を行い、システム改良を行った。

- ・また、既存化学物質について国が実施した分解性、蓄積性、生態毒性に係る試験報告書を公開するための報告書の修正等を行うとともに、平成19年度に届出された新規化学物質のデータ、中間物等申出に係るデータ等及び審議会相談案件データ等を入力した。試験報告書等について適切に保管した。

分解性・蓄積性データを整理・解析し、カテゴリー化手法確立のための検討を行い、その結果をNITE構造活性相関委員会（7月、10月、3月計3回開催）で議論した。その結果、数例のカテゴリーを作成し、カテゴリー化手法の方針をまとめた。カテゴリー化手法の確立に向けて引き続き検討予定。

- ・平成18年度に経済産業省に提出した分解性・蓄積性予測報告書16物質について、経済産業省への補足説明等フォローを行った。その結果、うち2物質について平成19年度に経済産業省が分解性・蓄積性を実施し、試験結果は12月の化学物質審議会において審議された。
- ・また、分解性・蓄積性評価スキームへのQSARの適用のための検証を行うため、平成19年度新たに届け出られた新規化学物質について複数の構造活性相関モデルにより分解性・蓄積性を予測し、実測試験結果と比較することにより、各構造活性相関モデルの適用範囲について検討を行った。その検討結果を毎月の化学物質審議会で報告した（既存延べ49物質、新規延べ190物質）。
- ・新規化学物質の試験データを用いて生分解性予測モデルを改良するための検討をブルガス大学と行い、改良の方針を定めた。具体的な改良方法について、引き続き生物濃縮性モデルの改良と合わせてブルガス大学と協議する予定。
- ・分解性予測に関して、加水分解性予測における活性化エネルギー計算精度の向上を目指し、山口大学の協力の下で上位の計算方法による再計算及び解析を実施した。その結果、活性化エネルギーの実測データと計算予測データとの相関が大幅に改善した。
- ・カテゴリー作成のためのツールであるOECDのツールボックスの開発の議論に参

加すると共に、試用版について改善を要する点の検討を行い、その結果をOECD第2回QSARアドホックグループ会合で報告した。

- ・ NEDOの「構造活性相関手法による有害性評価手法開発」プロジェクトに応募し採択され、反復投与毒性知識情報データベース等の構築の検討を開始した。試験報告書データベースの様式について検討し、これに基づき既存化学物質の28日間反復投与毒性試験結果154物質について、データ及び毒性所見を抽出した。毒性作用機序情報については、肝臓を中心とした情報及び関連する化学構造を毒性学の専門書から収集・整理する作業を実施した。  
また、150物質についての代謝に関する文献情報をデータベースから収集した。開発システムの統合プラットフォームの機能要件についても、関係者との調整を完了した。
- ・ 平成18年度までのNEDO「既存化学物質安全性点検事業の加速化」プロジェクトにおいて担当した分解性・蓄積性QSARの検証及び加水分解予測システムの開発について、事後評価のための関連資料作成を行った。また有識者による事後評価委員会分科会への参加及び成果発表を行った。その結果、優良プロジェクトとの評価を得た。
- ・ 「化学物質管理センター成果報告会2007」において、構造活性相関の行政利用検討についての口頭発表及び加水分解予測手法開発についてのポスター発表。第6回国際動物実験代替法会議にて、分解性・蓄積性評価に関する化学物質のカテゴリー化手法に関する成果を発表。加水分解予測システムに関する論文1報を日本化学会情報化学部会の学会誌に投稿し、査読の結果受理され、9/20から日本化学会情報化学部会ウェブサイト上に掲載。NITEのホームページ上のQSARの成果に関するページを更新し、論文へのリンクとともに加水分解予測システムの紹介を追加した。構造活性相関シンポジウム<sup>注7</sup>及び情報化学討論会<sup>注8</sup>合同会合で蓄積性データのカテゴリー化手法に関する成果、加水分解予測システムの詳細、及び反復投与毒性知識情報データベースの構築の検討に関する試験データの解析結果についてのポスター発表(3件)並びに加水分解予測手法開発の成果についての口頭発表(1件)を行った。

注<sup>7</sup>：日本薬学会主催で毎年1回開催される構造活性相関に関する学会。

注<sup>8</sup>：日本化学会主催で毎年1回開催される情報化学に関する学会。

海外の化学物質管理政策担当者等に対する講演（JICA集団研修、AOTS中国化学物質管理研修）を行った。

- ・ OECD等の次の会合等に出席し情報収集等を行った。
  - ・ 新規化学物質TF会合及び電話会議（23回）
  - ・ HPVグローバルポータル会議（2回）及び電話会議（2回）
  - ・ QSARグループ会合（2回）
  - ・ 化学品合同会合（6月）
- ・ OECD各国のポリマーデータ分析において、化審法の観点から必要となる収集対象データを指摘・意見として提出するとともに、個別に各国政府に詳細データの問

い合わせを行い、必要なデータ収集を行った。一方、これまで化審法に基づき得られているポリマーデータについて、調査（収集・整理・分析）を行った。こうして得られたデータを分析（EPA基準の妥当性）して、経済産業省とともに報告書としてとりまとめた。この報告書は経済産業省を通じて厚生労働省・環境省に提示・説明がなされた。

- ・MAN / パラレルプロセスにより化審法で初めて届出される可能性がある海外事業者に対して、事業者との連絡・調整や3省と連携しつつ中心となって対処方針のとりまとめを行った。また、事業者の理解を得るべく、化審法上必要な事項について指摘・説明等を行った。

事業者の化学物質審査規制法への理解をより深めることを目的として、NITE主催で化学物質審査規制法に係る講習会を東京及び大阪（いずれも11月）で開催した（参加者は東京が166人、大阪が90人）。

また、1団体から依頼を受けて化学物質審査規制法対応講習会へ講師を派遣した（1会場、聴講者164人）。

また、化学物質審査規制法の適切な施行を支援して普及・啓発を図るため、経済産業省と連携し、同法に関連する申出手続き等のお知らせ15件を化学物質審査規制法関連ホームページに掲載した。当該ホームページへのアクセス数は、平成19年度は約62万件であった。（平成18年度実績約62万件）

さらに、同法に関連する技術的な事項についての事業者からの照会（589件）に対して、その内容を検討して適切に対応した。（再掲C.2.(1) .2）

- (2) 化学物質審査規制法第33条第5項に基づく立入検査については、経済産業大臣の指示を受けて、経済産業省・厚生労働省・環境省の担当官と共に、中間物/閉鎖系用途の確認に係る事業所に対して立入検査を28件実施した。立入検査を実施した結果、165件の問題点の指摘を行い、経済産業省へ報告した。この報告を踏まえて、経済産業省ではそれぞれの問題点について対処方針を検討し事業者に改善を求めている。これにより、立入検査後の法令遵守の向上が図られている。

#### 4. 化学物質排出把握管理促進法関係業務

##### (1) 化学物質排出把握管理促進法施行支援

化学物質排出把握管理促進法（化管法）に基づく届出の集計処理業務を以下のとおり実施した。

平成19年度の届出件数は、40,980件（平成18年度届出件数40,795件）であった。このうち、電子届出は、届出システム等の改良、電子届出の普及・啓発活動などにより、全体の約40%（16,445件）となり平成18年度から約11%増加した。

- ・平成19年度は、平成18年度に引き続き、電子届出も含めた定型的な作業のアウトソーシングを実施し、NITE内の作業の効率化を図った。

外注管理を徹底することにより、作業の迅速化・適正化を図るとともに、外的要因

に起因した作業の遅れを最小限に留めた。

- ・また、集計結果公表と同時に公表される報告書の作成のため、年度届出データを解析し、結果を経済産業省に提供した。
- ・事業者、自治体等からの電子届出方法等の問い合わせが約4,072件(平成18年度3,422件)に増加したが、対応マニュアルを策定し、円滑な対応を行った。業務内容に応じた専門的知見を有する外部専門家を活用することにより、効率的な届出内容確認の業務態勢を構築し届出データの精度向上を図った。
- ・事務処理の効率化及び精度向上に有効な電子届出システムの利用の普及のため、平成18年度に引き続き、講習会等でのパンフレットの配布、書面及び磁気ディスクによる届出を行った事業者に対するダイレクトメールの送付により、電子届出の一層の普及に努めた。
- ・また、来年度の届出処理に向けた準備として、新たに県から事務が委任される花巻市などの担当者に対して、操作方法などの研修を行った。
- ・自治体等が使用するシステムについては、経済産業省及び環境省が制定した情報セキュリティポリシーに対応するための改良等を行った。
- ・今後のシステム改良等による更なる効率化のため、問い合わせ内容から事務処理やシステム等に関する要望や問題点を抽出・整理した。

化管法に係る普及啓発、事業者の自主管理の支援等のため、以下のような取組を行った。

#### 1)化学物質総合管理システムによる化管法関連情報のホームページを通じた提供

化管法に関するホームページを迅速に更新し、常に最新の情報を提供するよう努めた。技術的内容については、NITE独自で収集・調査・解析したものを提供しており、「平成17年度のPRTTR排出量マップ」、「平成18年度取扱量調査報告書」、「過年度比較報告書」、などを提供した結果、アクセス数は、以下のとおりである。

平成19年度：約140,000件/月

平成18年度：約160,000件/月

平成17年度：約132,000件/月

また、化管法に関する情報を海外に提供するため、英語版化管法ホームページに「平成16年度PRTTRデータの概要」、「PRTTR届出データの2001~2004年の比較」を追加しており、アクセス数は、以下のとおりである。

平成19年度：約8,000件/月

平成18年度：約8,000件/月

平成17年度：約8,000件/月

#### 2)問い合わせ対応、講師派遣による普及・啓発

化管法に関する事業者等の問い合わせに対応するとともに、自治体PRTTR担当者会議等に講師を派遣した。特に、講師派遣については、従来から実施している化管法及び排出量算出方法に関する説明だけでなく、PRTTR届出システムにおける処理の流れや操作方法の説明、PRTTRデータの活用に関する講演、海外の化学物質管理政策担当者に対する講演(JICA集団研修)などを行い、従来に比べ、内容、対象受

講者とともに広範な活動となった。

- ・照会への対応：282件
- ・化管法に関連する講演会等への講師派遣：15件

## (2) 化学物質排出把握管理促進法（化管法）に関する情報の収集及び解析

### 国内外の情報情報収集整理

#### 1) 国際会議等への対応

P R T R タスクフォース会合（3月）について、我が国のP R T Rの実施状況についての発表資料を作成するとともに、会合に参加し、海外のP R T R制度の動向に係る情報収集及び我が国のP R T Rに関する情報提供を行った。また、P R T Rタスクフォース会合、化学品合同会合のP R T Rに関連する部分の説明資料及び対処方針案を作成するとともに、タスクフォースの作業グループからの報告書案について、修正案を作成し、経済産業省・環境省との意見調整を行った。

#### 2) P R T R 対象物質取扱量実態調査

平成18年度に引き続き、化管法に基づくP R T R対象物質を取扱っている事業者を対象とした取扱量等の実態調査を実施した。50,000事業者に調査票を送付し、約16,000事業者から回答を得た。

また、平成16年度から追加された排出源別排出量推計方法の精度確保のため、調査項目を追加した。これにより、対象業種を営む事業者からの排出量の推計の精度向上に貢献した。

結果は、経済産業省に提供し、裾切り推計用データとして活用された。

さらに、平成18年度の調査報告書を約500部印刷し、関係機関・関係者に配布するとともに、「平成17年度取扱量調査報告書」、「平成18年度取扱量調査の集計結果データ」をホームページに掲載した。

#### 3) 化学物質管理状況調査

化学物質管理指針の普及等、事業者による自主管理の改善に関する状況調査を実施した。今回は、平成18年度の調査結果を受けて、対象業種を営む従業員20人以下の事業者及びこれらの事業者が多く所属すると考えられる業界団体合計約50社を対象に、化学物質管理の実例、実施によるメリットデメリット、対応できない理由などについて訪問ヒアリング調査を実施した。

### 情報の収集解析

平成18年度に構築した、事業者・事業所の環境報告書やI S O 14001認証取得状況、その他の化学物質管理に係る調査情報を整理したP R T R解析支援システムについて、データの追加整備を行うとともに、次のとおりデータ解析を実施し、その結果の提供等を行った。

- ・過去5年間のP R T R届出状況から届出のない物質の経年変化を整理し、経済省に提出した。当該データは、平成19年10月に開催された化管法対象物質見直し合同会合の審議資料に利用された。
- ・また、同会合で審議される見直し対象物質のリストを入手後、直ちに、上記システ

ム及び保有データを活用し、簡易リスク評価を実施し、対象物質の妥当性について取りまとめ、経済産業省に提出した。

- ・有害大気汚染物質対策の対象物質についてP R T Rデータを基に解析を行い経済省に提出した。提出したデータは、経済省において平成20年2月に開催された産業構造審議会環境部会産業と環境小委員会化学・バイオ部会リスク管理小委員会第6回産業環境リスク対策合同ワーキンググループにおいて資料使用された。
- ・さらに、過去5年間のP R T R届出状況についての推移を整理、取りまとめ、報告書として公表した。この結果については講演会等で積極的に公表した。

## 5．化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律関係業務

(1) 化学兵器禁止法第30条第5項に基づく国際機関による検査等の立会い業務については、全て経済産業大臣の指示に従って的確に実施し、その結果を速やかに経済産業大臣に報告した。8月の1検査においてオンサイト分析が実施され、複雑な装備品の受け入れに的確に対応し、無事終了させると共に、並行して立会い団としての対抗分析を実施し、検査団と同一の分析結果を得、対抗分析の目的である検査団の分析データの検証を実施した。

(2) 化学兵器禁止法第33条第4項に基づく立入検査等については、経済産業大臣の指示に従って的確に実施して、その結果を速やかに経済産業大臣に報告した。

(3) 上記の立会い業務及び立入検査等業務を的確に実施するため、以下の措置を講じた。

9月から10月にかけて化学物質評価研究機構と合同で分析実験を実施し、12月に主催した合同実験報告会においてその結果を経済産業省に報告した。

経済産業大臣の指示により、国際機関による検査等の対象事業所のうち約10ヶ所の事業所に対し実態調査を行い、その結果を速やかに経済産業大臣に報告した。

国際合意形成への貢献と分析方法の整合性確保のため、以下の活動を行った。

7月に、フィリピンで実施された「日豪共催：化学兵器禁止条約産業関係セミナー」に講師として参加し、N I T Eの国際検査受け入れ経験を紹介し、フィリピンにおける国内実施体制の整備に貢献した。

国際検査におけるオンサイト分析実施を支援するために、装備品輸送のための的確なロジ手配をし、必要な追加電源工事を事業所側に指示し、高圧ガス・ヒュームフード、実験台等検査団が必要とした装備を貸与した。

外務省と経済産業省との間で行われる、申し立てによる査察（チャレンジ査察）の実施受け入れについての検討会議は、平成19年度は実施されなかった。

## D．適合性認定分野

### 1．国際規格に適合した技術的信頼性の高い認定機関の運營業務

(1) 認定機関の信頼性確保

認定機関の技術的信頼性を確保するため、以下の業務を行った。

システム文書については154件の制定・改正を実施し、一週間以内(平均4日弱)での配布・差し替えを実施した。また、認定全職員に対しては21回にわたりE-mailでの周知を行った。

申請者の利便性向上と透明性を確保するため、インターネット上で公開中の文書を延べ120回改正、新規14文書を追加公表した。また、工業標準化法試験事業者登録制度（JNL A）登録の一般要求事項の改正についてはHP上でパブリックコメントを募集し、広く意見を求めた。

6月に事業者向けIAJapan認定制度説明会を開催し、製品評価技術基盤機構認定制度（ASNITE）サブプログラムの統合、IAJapanトレーサビリティ方針の制定及び計量法校正事業者登録制度（JCS S）文書改正・登録更新について説明を行った。

認定機関の信頼性確保のため、突発案件に対する迅速な対応策、入手した個人・事業者情報の安全保護対策、認定業務におけるリスク対応策、現地審査時の利害関係者との飲食に関する服務要領を作成し、認定全職員に周知し実施を求めた。

認定機関（認定事務所を含む）の運営に対して6月に内部監査を実施し、不適合事項等については是正を完了した。また、マネジメントレビューを10月に実施し、認定センター所長からの所見に対して期限を設け計画的に処置を実施した。

審査員及び審査工程管理用データベースについては統一的データベース確立のための基本方針案を取りまとめ、平成20年度以降の詳細検討に取りかかる準備を整えた。

審査員研修を3回実施、各回20名計60名が参加した。また、特定計量証明事業者認定制度（MLAP）の平成20年度の更新時期に備えて、新たにMLAP技アド向け3日間研修コースを立ち上げ11月に開催した（12名参加）。審査員の新規登録数は計58名（うち外部技術審査員53名（うちMLAP技術審査員20名））。

審査員連絡会は東京、大阪で各2回開催し、有用な情報伝達及び解釈・レベルの統一を図った。

審査員フォローアップ研修については新規に計画し、研修受入れ先、カリキュラム等を検討し、3月に東京及び大阪で開催した。

審査員向け不確かさ技術研修について、初級コース・中級コースを各1回開催した。

年度職員研修計画を作成し、計画に従い新規配属職員教育及び以下のような職員研修を実施した。

職員連絡会は1回（10月）開催、職員の資質の向上を図り業務の的確な遂行に資するため、リスク対応策と実施、内部監査結果、アジア太平洋試験所認定協力機構（APLAC）評価結果等を説明した。また、認定研究会を2回開催し、「計測における不確かさの表現のガイド（GUM）」及び「国際計量基本用語集（VIM）」の改訂等の動向（1回目）、標準物質生産者（RMP）認定の動向（2回目）について知識を深めた。さらに、JCS S短期研修を3回開催、延べ3名が受講、品質管理研修（外部）は2名が受講した（11月～1月）。

データベース運用に係る研修の試行として、新規に作成した運用マニュアルについて関係者周知を実施した。海外研修は、豪州の認定機関であるNATAへの長期派遣研修（10月～3月）へ1名派遣した。APLAC研修（評価員、標準物質生産者（RMP）の認定、臨床検査室の認定）へ5名参加。

## (2) 認定制度の信頼性向上、普及拡大

日本認定機関協議会（JAC）事務局として各種委員会やWGの活動を主導した。  
平成19年度の委員会活動の実績（計画）と主な活動内容は次のとおり。

運営委員会（全体的方針決定）	1回
技術委員会（共通技術事項検討）	4回（4回開催計画）
製品認証WG	3回（4回開催計画）
試験所認定WG（JLAC）	4回（4回開催計画）
情報委員会（広報、調査等検討）	1回（2回開催計画）

### （主な活動内容）

- ・「ISO/IEC 17011：適合性評価 - 適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」の基本的理解と各機関の運営事例勉強会を実施
- ・「ISO/IECガイド65：製品認証機関に対する一般要求事項」の共通解釈文書を検討
- ・審査員研修への講師派遣、研修生派遣の斡旋
- ・ドイツ認定機関協議会（DAR）及び製品認証機関の認定機関（DATECH）調査内容の検討と調査の実施
- ・JLAC技術情報セミナーを開催（220名参加）

## (3) 国際相互承認の維持

海外認定機関との協力体制を強化し、相互承認自体の信頼性を向上させるとともに国際的な地位の維持・向上を図るため、以下の業務を行った。

5月にMRA再評価受審に係るプロジェクトチームを発足させ、8回の会合を重ねて準備を図り、9月に拡大部分である標準物質生産者認定及び認定事務所を含めたAPLAC再評価を受けた。その結果、不適合事項がなく、12月のAPLAC/MRA評議会にて追加措置なしでMRAの追加・継続が承認された。

4月のAPLAC/MRA評議会、5月の国際試験所認定協力機構（ILAC）認定委員会等、7月のILAC市場情報委員会、10月のILAC総会等、12月のAPLAC総会等に出席した。12月のAPLAC総会では、選挙により理事職4選を果たした。

評価員活用の働きかけを実施し、APLAC相互承認評価員として米国2機関へ各1名を派遣した。これら活動は国際的にも高く評価された。

## (4) 標準物質情報の提供

標準物質総合情報システム（RMinfo）

- ・登録標準物質数：平成19年度5,851件
- ・登録機関数：平成19年度41機関
- ・標準物質情報委員会開催：平成19年度3回
- ・関係機関への調査、データベースの更新・充実

新規登録機関として7機関に働きかけを実施した。

平成18年度を含め登録の働きかけを行った7機関からの標準物質情報提供を受け登録完了。

登録業務の効率化のため、登録対象とする標準物質案を委員会に諮り、「登録対象物質に対する考え方（登録ポリシー）を明文化。

既登録機関34機関すべてにデータベースの更新、修正内容についての照会を郵送、電話、FAX、メール等で実施し、コンテンツの更新を180ページ、データの修正を約350件実施し、内容の刷新と充実を図った。

#### 国際標準物質データベース(COMAR)

標準物質情報委員会の了承を得た認証標準物質約120件をCOMARデータベースに登録、データの修正を約120件実施した。

日本で開催された国際会議に合わせて、COMAR会議の日本開催をCOMAR事務局であるドイツ連邦材料試験研究所(BAM)に働きかけたが、COMARサーバに大幅なシステム改修を実施中とのことで、平成19年度はCOMAR会議自体が行われなかった。

7月にCOMARへの韓国標準科学研究所(KRIS)の参加についてメールによる投票が行われ、標準物質情報委員会の意見を受け、日本代表として賛成投票を行った。

## 2. 経済産業省に係る法令等に基づく認定業務

### (1) 法令に基づく認定業務

法令に基づく認定業務について、次のとおり実施した。

#### イ JNLA

- ・申請受付：平成19年度 27件（うち、新規事業者14件、区分追加13件）
- ・評定委員会開催：平成19年度 6回
- ・登録件数：平成19年度 29件

（うち19年度申請分15件、18年度申請分 14件）

[参考]平成18年度78件

- ・登録申請から通知までの期間

平成19年度に処理した案件には、標準処理期間(150日)を超えたものはない。また、登録申請から登録通知までの期間が1年を超えたものは1件あったが、事業所の移転に伴う審査中断願によるものである。

- ・変更届出書の処理

登録試験事業者からの変更届出書229件については、迅速に内容確認を実施し、適切な処置を行った。

- ・技術委員会、技術分科会

JNLAの技術的課題及び横断的な基準文書の改正等にかかる技術的課題を検討するため、技術委員会を1回開催した。

各技術分野において、不確かさのガイド文書の作成、技能試験運営等に必要な技術

事項を検討するため、技術委員会分野別分科会を7回開催した。

## ロ J C S S

- ・申請受付：平成19年度 84件（うち、みなし登録事業者の登録申請34件、新規事業者25件、追加申請25件）
- ・評定委員会開催：平成19年度 8回
- ・登録件数：平成19年度 90件  
（うち18年度申請分44件、19年度申請分46件）  
[参考]平成18年度 74件

- ・60日を超える評定委員会での審議待ち件数：19年度 90件中 0件
- ・登録申請から通知までの期間

平成19年度に処理した案件には、標準処理期間(150日)を超えたものはなかった。また、登録申請から登録通知までの期間が1年を超えたものは6件あったが、いずれも、是正の遅延、審査中断願、事務所移転等、申請事業所の都合によるものである。

- ・変更届出書の処理

登録校正事業者からの変更届175件について迅速に内容確認を行い、所要の処置を行った。

- ・技術委員会、技術分科会

3区分にまたがるオシロスコープ校正をJCS Sに盛り込むための技術的課題及び横断的な基準文書の改正にかかる技術的課題を検討するため、技術委員会を書類審議を含め3回開催した。

各量において、新規区分の追加、既存文書の改正、技能試験運営等に必要な技術事項を検討するため、技術委員会各量別分科会を21回開催した。

このほかに、将来的にJCS Sで立ち上げる可能性のある先端技術分野の量及びさらなるJCS Sの普及を促進するため、経済産業省知的基盤課、産総研及び産業界関係者との事前検討会合・打ち合わせに積極的に参加し、迅速な認定の立ち上げが出来るよう支援した。

## ハ M L A P

- ・申請受付：平成19年度 12件（更新11、新規1）
- ・評定委員会開催：平成19年度 7回
- ・認定件数：平成19年度 5件（更新4件、新規1）；認定拒否1件  
[参考]平成18年度 28件

- ・処理期間（申請受付から評定結果通知までの期間）

平成19年度に処理した案件は、全て標準処理期間(100日)内に処理。

- ・変更届出書の処理

認定事業者からの変更届226件について、迅速に内容確認を行い、所要の処置を行った。

- ・普及・広報活動

イ J N L A 創設 10 周年の節目にあたり、リーフレット「J N L A 10 年のあゆみ」を作成し、登録試験事業者、関係機関等に配布するとともに、講演会、展示会での広報ツールとして活用し、J N L A 制度の広報・普及を行った。また、工業会等からの講師派遣の要請を受け、講師を 4 回派遣し、J N L A 制度の説明等を行った。

ロ J C S S 及び認定にかかる周辺情報の普及・広報のため、展示会、計測標準フォーラム及び全国数力所での各種講演会に講師を派遣し、J C S S 制度等の普及に努めた。

ハ M L A P では、来年度に更新申請の集中が予想されることから、円滑な更新処理のために、事業者に対して、認定の有効期限に対して余裕をもった早めの申請を促すお願いを H P に掲載するとともに、直接働きかけた。

#### ア J N L A

##### ・告示改正作業

平成 18 年 12 月末時点の J I S 規格の改正情報、区分追加の要望等に対応するため、告示を見直し、改正案を作成し、技術分科会（書面審議含む）で 136 件の改正内容を確認し、経済産業省が行う告示改正作業を支援した。

告示見直し結果は、平成 19 年 10 月 9 日の登録区分改正の告示に反映され、登録区分は 511 区分から 513 区分に拡大。告示改正を受け、J N L A 試験方法区分一覧を改正し、J N L A 制度の利用拡大を図った。

また、平成 19 年 6 月末の J I S 改正情報等に基づき告示見直し作業を実施し、経済産業省へ報告。

##### ・不確かさガイダンス文書等

事業者の申請を一層容易にするため、新規 4 件（繊維分野、給水・燃焼機器分野、電気分野及び車両分野）及び改訂 1 件（抗菌分野）の不確かさ評価のガイド文書を公表した。また、土木・建築分野、パルプ・紙・包装分野、医療・福祉・保安用品分野でガイド文書の最終案を作成し、平成 20 年度公表予定。

#### イ J C S S

最新の校正技術への対応等のため、55 技術的適用文書の改正とともに「表面性状」「真円度」「低周波インピーダンス等」及び「オシロスコープ」について、4 技術的適用指針文書を新たに制定・公表した。また、新規 4 件及び改訂 20 件の「不確かさの見積りに関するガイド」文書を公表し、事業者の申請の利便性向上を図った。

#### ウ M L A P

M L A P では、事業者の申請の利便性向上に留意した品質マニュアル作成の手引きの改訂を行い、公表した。また、審査の質の向上を目的として、審査員用の審査・検査チェックリストの改訂を行った。

立入検査、フォローアップ調査及び満足度調査について、次のとおり実施した。

#### イ J N L A

- ・法律に基づく立入検査は、試験所の移転等による変更届出書の提出に伴い 3 件実施した。
- ・審査に対する満足度調査

認定制度の信頼性向上及び普及、並びに顧客サービスの向上を図るため、認定委員会での審議終了後、アンケート調査を実施した。

アンケート回収率は84%（61件中51件）

アンケート回答に対して処置する事項はなかった。アンケート結果については集計のうえ分析し、審査員連絡会等で報告し周知した。

#### ロ J C S S

##### ・立入検査実績

平成19年度 1件 [参考]平成18年度 0件

##### ・審査に対する満足度調査

認定制度の信頼性を更に向上させ、普及、顧客サービス向上を図るため、認定委員会での審議終了後、アンケート調査を実施した。

アンケート回収率は56%（140件中79件）

アンケート回答に対して個別な対応が必要な事項については、回答者に説明を求め、審査員に対する事情聴取を行い、遅滞なく対処した。アンケート結果については集計のうえ分析し、審査員連絡会等で報告し周知するとともに、必要に応じ個別教育訓練を実施した。

#### ハ M L A P

##### ・フォローアップ調査

認定後の事業者の信頼性確保のためにフォローアップ調査を実施。計画70件のうち2件は調査実施前に事業廃止したため、68件を実施した。

##### ・審査・調査に係る満足度調査

審査、フォローアップ調査を実施した事業者に対して、満足度についてのアンケート調査を実施した。

アンケート回収率は63%（回答44件/送付70件）

アンケート回答対応等については、個別に対応が必要な事項については、回答者に説明を求め、審査員に対する事情聴取を行い、結果について分析し、審査員連絡会等で報告し周知した。

#### (2) 社会ニーズに基づく認定業務

製品評価技術基盤機構認定制度（ASNITE）について、次のとおり実施した。

##### ・ASNITE校正事業者の認定

10件（うち9件は国家計量標準研究所の認定）について標準処理期間（150日）内に認定を行った。

##### ・ASNITE標準物質生産者の認定

4件（うち2件は国家計量標準研究所の認定）について標準処理期間（150日）内に認定を行った。

##### ・ASNITE試験事業者の認定

社会の認定ニーズに基づき、平成19年4月1日付けでASNITE試験方法区分一覧を制定し、新規申請2件（特定計量器検定検査規則試験方法）を受付け、審査を実施中。

また、電気分野（太陽電池試験方法）に関する新たな認定ニーズについて技術委員会で検討・承認し、迅速に改正案を作成し、電気技術分科会で審議。平成20年2月1日付けで改正し、認定ニーズへの対応を図った。

・ASNITE試験事業者IT（ITセキュリティ評価機関）の認定  
2件（うち1件は海外事業者）について標準処理期間（150日）内に認定を行った。

5月にMRA再評価受審に係るプロジェクトチームを発足させ、8回の会合を重ねて準備を行い、9月に拡大部分である標準物質生産者認定及び認定事務所を含めたAPLAC再評価を受けた。その結果、不適合事項がなく、12月のAPLAC/MRA評議会で追加措置なしでMRAの追加・継続が承認された（再掲）。

認定制度の信頼性を更に向上させ、普及、顧客サービス向上を図るため、評定委員会での審議終了後、アンケート調査を実施した。

アンケート回収率は56%（18件中10件）

アンケート結果については集計のうえ分析し、審査員連絡会等で報告し、周知した。

年度当初のASNITEサブプログラムの統合に伴い、ASNITE試験事業者及び校正事業者等認定の一般要求事項、手引きを作成・公表し、申請者の利便性の向上を図った。また、ASNITE校正事業者及びASNITE標準物質生産者では認定業務を効率的に遂行するため、JCSSと合同の評定委員会を開催し、3件の認定と3件の認定継続をした。

### (3) 定期検査等

定期検査について、次のとおり実施した。

#### イ JNLA定期検査実績

- ・申込み受付：平成19年度 57件 [参考]平成18年度 10件
- ・継続通知件数：平成19年度 30件 [参考]平成18年度 7件

#### ロ JCSS定期検査実績

- ・申込み受付：平成19年度 47件 [参考]平成18年度 41件
- ・継続通知件数：平成19年度 50件（うち、19年度実施44件、18年度実施6件） [参考]平成18年度 42件

#### ハ ASNITE定期検査実績

- ・ASNITE校正事業者  
継続通知件数：平成19年度8件（うち6件は国家計量標準研究所）
- ・ASNITE標準物質生産者  
継続通知件数：平成19年度3件（うち1件は国家計量標準研究所）
- ・ASNITE試験事業者IT  
継続通知件数：平成19年度2件  
認定事業者等の能力を確認するため、技能試験を次のとおり実施した。

#### ア JNLA

平成22年度までの技能試験4か年計画を作成し、7月に公表するとともに、2分野2プログラム（化学分野、抗菌分野）の技能試験の実施を公表した。また、そ

他の分野について平成20年以降に実施する技能試験用サンプルの作成・均質性確認等を事前に開始した。

外部機関等が実施する技能試験4プログラム(繊維分野3プログラム、土木・建築分野：1プログラム)について承認を行い、活用している。

技能試験：平成19年度 技能試験 2分野2プログラム

参加者数 国内62事業者

海外 なし

[参考]平成18年度 技能試験 2分野2プログラム

認定センターが主体となって実施している技能試験業務の一括外部委託化を推進するため、平成18年度から公募により専門の外部機関に対し技能試験プロバイダー育成業務を実施しているが、平成19年度は平成18年度からの継続として1機関(電気分野)、新規に2機関(土木・建築分野、抗菌分野(繊維))と委託を行い、業務運営の一層の効率化を進めている。

[参考]18年度 3機関(電気分野、繊維分野、抗菌分野(繊維以外))

#### イ J C S S

圧力区分で1件(差圧計)、放射線及び放射能区分で1件(放射線量計)粘度区分(粘度計)で1件の技能試験を実施し、24事業所が参加した。

また、技能試験参加実績のない個別のJ C S S登録申請に対する申請事業所の技術能力を確認する技能試験(測定監査)を32件実施した。

電気区分4件及び温度区分1件の計5件について、外部機関の技能試験を審査・承認し、その結果を活用した。

#### ウ M L A P

第2回MLAP技能試験は、133事業所から結果を回収・集計し、7月に中間報告を作成、配布した。その後、統計的解析による評価と、産業技術総合研究所による参加事業所ごとの結果の詳細評価を終了。これらの評価結果を、事業廃止した2所を除く131事業所ごとに取りまとめ、必要な場合は原因調査と是正報告を求める通知書を作成した。

#### エ A S N I T E

ASNITE標準物質生産者について、岩石標準物質を用いた測定監査を1回実施した。

### 3. 経済産業省に係る法令に基づく認証機関の登録のための調査等認定関係業務

#### (1) 法令に基づく認定関係業務

工業標準化法に基づく登録認証機関の登録関係業務について、次のとおり実施した。

ア 工業標準化法に基づく経済産業大臣からの認証機関の登録のための調査依頼については、事務所審査11件、工場立会審査11件、試験所立会審査8件を実施し、その結果を速やかに経済産業大臣に報告した。

イ 工業標準化法に基づく経済産業大臣からの認証機関の基準への継続した適合性の検査を13件実施し、その結果を速やかに経済産業大臣に報告した。

製品安全4法に基づく国内(外国)登録検査機関の登録等関係業務について、次の

とおり実施した。

ア 経済産業大臣の指示に従って、製品安全４法に基づく国内登録検査機関の登録等のための調査を４件実施し、その結果を経済産業大臣に速やかに報告した。

イ 経済産業大臣からの検査の指示はなく、実績はない。

特定機器相互承認法に基づく適合性評価機関の認定等関係業務について、次のとおり実施した。

ア 経済産業大臣からの調査の指示及び申請はなく、実績はない。

イ 経済産業大臣からの検査の指示はなく、実績はない。

計量法に基づく濃度に係る計量証明事業者等に対する立入検査業務については、経済産業大臣の指示（１０件）に基づき、立入検査を計画。その後、事業廃止予定のため立入検査取りやめと自治体から連絡のあった１件を除き、９件実施し、その結果を経済産業大臣に報告した。

工業標準化法の一部を改正する法律による改正前の工業標準化法に基づく指定（承認）認定機関等に対する立入検査業務については、経済産業大臣からの検査の指示はなく、実績はない。

## (2) 国際提携関係業務

- ・オーストラリア政府との会議を２回実施し、その中で要請された新システムによる監査の手順、報告書の記載方法、添付資料を決定した。また、新システムのＯＪＴをかねた合同監査（ＣＯＰ）を１０／１７－１９に豪州で実施、ＮＩＴＥからは３名が参加し新システムによる審査方法を習得した。さらに、新システムを含む研修及びＯＪＴを終了し、審査員を３名増やした。また、豪州で研修を受けていない審査員３名に新システムのＯＪＴを実施し、対応可能とした。
- ・平成１９年度の検査実績はＣＯＰ８件、ＴＦＩ４件（うちＣＯＰ５件、ＴＦＩ３件は新システムに対応）であり、いずれも標準処理期間内に実施し、オーストラリア政府へ報告した。
- ・内部監査（９／２８）、マネージメントレビュー（１０／１０）を実施し、国際提携関係業務の運営について見直しを行った。

## E．生活安全分野

### １．製品安全関係業務

#### (1) 製品の事故に関する情報の収集・調査・分析、原因究明等

消費者が利用する製品のうち、消費者の生命又は身体に危害を及ぼす可能性のある製品に適切な対応を図るため、以下の業務を行った。

#### 事故情報収集状況

年 度	事故受付 件数 (注 <sup>1</sup> )	内 訳					
		事業者等	新聞等 (注 <sup>2</sup> )	経済産業省	消費者 センター	消防・警察 (注 <sup>3</sup> )	その他
19年度	7,298	2,970	1,433	1,323	786	384	402
18年度	4,084	1,234	1,819	222	378	250	181

注<sup>1</sup>：事故受付件数は、受付けた総件数であり、重複案件等を含む。

注<sup>2</sup>：新聞等には、web情報を含む。

注<sup>3</sup>：その他は、自治体、製品安全協会、消費者、病院からの通知である。

事故情報の総受付件数は、7,298件で、前年度比179%と著しく増加した。これらのうち、改正消安法施行に伴う事業者からの通知が2.4倍増、経済産業省からの通知が6倍増と著しく増加した。

また、機構の全国組織を活用しつつ、消費生活センター、消防等における地域関係機関等との緊密な協力・連携を更に強化した結果、消費者センターからの通知は2.1倍増、消防等からの通知は1.5倍増になった。

#### 事故品確認・現場調査等

消費者センター、消防等との連携強化により、現場調査と事故品確認の件数が、前年度比約100%増の1,099件となった。

外部有識者、専門技術者等で構成する事故原因技術解析ワーキンググループ及び事故動向等解析専門委員会をそれぞれ年4回開催すること等によって、原因究明の精度向上を図り、事故原因及び事業者が講じた再発防止対策等について評価を行った。事故未然防止を図るため、評価結果を外部公表した。また、特に国民生活における暮らしの安全・安心に直結するものについては、特記ニュースの発行等により、国民への周知を図った。

#### 事故情報リスク分析等

- ・ 経済産業省が受け付けた重大事故1,190件のうち、NITEへ調査指示のあった801件について、過去の類似事故、社告情報の検索・分析を行い、経済産業省に調査結果を報告した。
- ・ NITEとしての定量的なリスク評価手法の開発のため、業界団体等で評価されているR-Map(リスクマップ)手法を用い、過去に重大事故のあった7品目について、リスク評価を行い事故原因、再発防止措置等を検証し、手法の有用性の確認を行った。
- ・ 経済産業省から要請のあった、以下の事故についてリスク分析を行い、消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査を的確に行った。

- ・ 各種製品の劣化による事故情報リスク分析

- ・ リチウムイオン電池事故に係る事故リスク分析

- ・ 石油ストーブ事故に係る事故リスク分析

- ・ 自転車事故に係るリスク分析

- ・ 受付情報についてリスク評価を開始し、経済産業省との検討会においてリスクの高いものを報告するとともに、事業者対応案を提示。

#### 事故原因の究明、再発防止措置等

- ・ 事故の未然・再発防止の観点から、事故原因究明テストを適切かつ迅速に実施した。実施した主な品目は以下のとおり。

- ・ 浴室換気乾燥暖房機の火災事故

- ・ ポリ塩化ビニル手袋の皮膚障害事故

特に、ポリ塩化ビニル手袋による皮膚障害事故では、医療機関との連携のもとアレ

ルギー物質を特定し事業者に提示したことにより、事業者は消費者注意喚起と使用原料の変更を行い、関係工業会も傘下企業に当該原料を使用しないよう注意を呼びかけるなど、再発事故防止に活かされ、国民の安全・安心な暮らしに寄与した。

- ・原因究明の精度向上を図るため、「導体の一・二次被熱条件別解析データの蓄積」の事故原因究明手法の開発を行い、その研究結果を利用して、「焼損コンデンサ等の発火元可否解析技術データの蓄積」の手法の開発に着手した。

市場モニタリングテスト

以下の11品目について適切かつ迅速に実施した。

- ・取引試買テスト（4品目）
  - ・毛(カシミア)を全部又は一部に使用した繊維製品
  - ・はっ水表示のあるコート
  - ・ステンレス鋼のなべ
  - ・エアゾール製品
- ・製品安全テスト（5品目）
  - ・やかんの取っ手
  - ・カラーコンタクトレンズ
  - ・サンダル
  - ・電気ストーブ
  - ・ハンドル形電動車いす（三輪・四輪車）
- ・消費生活センターテスト支援（2品目）
  - ・電気ケトル
  - ・省エネ型電気ジャーポット
- ・モニタリングテストを実施した品目のうち、電気ストーブから放散される揮発性化合物（VOC）、おしゃれ用度無しカラーコンタクトレンズ及びハンドル形電動車いすについては、人体への影響が懸念されるものであることを経済産業省に報告した。
- ・中古家電販売店に出向き、約740台の電気製品の絶縁耐力試験を適切かつ迅速に実施した。
- ・中古電気製品の耐電圧試験装置を事業者へ無償貸出を実施した。（29事業者、1,759件）

## (2) 国内外の関係機関との連携

<<国内>>

- ・経済産業局及び消費生活センター等との連携を強化するため、全国9ブロック（平成18年6ブロック）で開催した結果、122機関（平成18年度87機関）の参加があり、協力を要請すると共に情報共有を行った。
- ・国民生活センターと、お互いが必要とする情報の提供・共有化等について、今後の連携・協力の推進が必要との結論に至り、合意を取り交わした。また、効率的かつ効果的な製品事故再発・未然防止対応に向け、国民生活センターのパイオネット端末をNITEに接続した。

- ・製品安全協会、消費生活センター等との連絡会議の開催により、有用な情報の収集・分析を行った。また、地域消防機関、地方公設試験所、大学及び地域工業会の苦情相談窓口担当（C R（Consumer Relation）会）等との情報交換により、有用な情報収集を行い、昨今の事故情報に係る分析等を行った。

#### <<海外>>

- ・C P S C（米国消費者製品安全委員会）との協力ガイドラインに基づき、N I T E 職員2名をC P S Cに派遣し、業務研修、工業会（米国製造業協会、米国家電協会）との意見交換などを実施した。
- ・韓国で行われた国際シンポジウムに参加し、日本の製品安全体系及び現状について説明した。併せて韓国の製品安全執行機関であるK A T Sと会談を行った。
- ・中国北京で開催されたI C P H S O（国際消費者製品健康安全機構）のアジア会議に参加し、日本の現状を報告。
- ・米中サミット会議に参加し、M O Uに基づく米中の具体的連携内容について調査した。
- ・I C P S C（国際消費者製品安全執行担当官会議）トルコ会議及びP R O S A F E（欧州製品安全執行フォーラム）会議に参加。I C P S C運営委員メンバーに選出された。
- ・I C P S C（国際消費者製品安全執行担当官会議）運営会議メンバーとして、I C P S Cのメールマガジン用の記事に日本における製品安全情報の提供を開始。
- ・I C P H S O（国際消費者製品健康安全機構）総会（米国ワシントンD C）に参加。併催されたI C P S C会議に参加。会議期間中にM E T Iとともに、C P S C、韓国（K A T S）とそれぞれ個別会談を行い、今後の協力関係のあり方について意見交換を行った。
- ・C O P O L C O（消費者政策委員会）国内委員会の委員として、製品安全ワーキンググループの対応を実施。また、マレーシアで開催されたA N C O（標準化への消費者参加に関するアジアネットワーク）会議に参加し、日本の製品安全体制及び法令改正の現状について説明。

### (3) 事故の未然・再発防止のための情報提供

平成18年度事故情報報告書をインターネットにより公表するとともに、冊子として消費生活センター、消費者団体、行政機関、消防・警察、原因究明機関等関係機関に配布した。また、国民に情報提供が必要な事故情報について、特記ニュースにより消費生活センター、消費者団体、行政機関、消防・警察、原因究明機関等の関係機関に、情報提供した。

#### <<成果発表会>>

製品安全に係る業務成果を関係機関・企業等に直接情報提供することを目的に、東京及び大阪の2会場で開催した。参加者は合計で600名弱（平成18年度370名）であった。

#### <<年度・四半期報告書>>

（ホームページ公表）

- ・平成18年度報告書(平成19年12月4日)
- ・平成18年度4四半期報告書(平成19年7月20日)
- ・事故情報データベースへのアクセスページ数  
19年度 294万ページ(18年度 212万ページ)
- ・平成19年4月より最新事故情報の公表を開始した(毎週月曜日に直近の1週間分を公表)。  
(刊行物)
- ・年度報 平成18年度版 2,500部(平成17年度版 2,500部)
- <<社告・リコール情報>>
  - ・ホームページで社告・リコール情報を公表  
アクセスページ数 約27万ページ/年
- <<特記ニュース>>
  - ・消費者に迅速に危険情報を周知させるため7回発行し、各回約2,300ヶ所に送付した。
  - ・ホームページで特記ニュースを掲載  
アクセスページ数 約24万ページ/年
- <<電子メールマガジン>>
  - ・平成17年7月から隔週に配信しているメルマガ「PSマガジン」を、平成19年度は、24回、特記ニュースとして7件配信した。読者は4,387名(前年度比39%増)となった。
- <<英語版電子メールマガジン>>
  - ・英語版電子メールマガジンを海外の製品安全業務に携わっている関係者向けに配信した。
- <<広報誌の創刊>>
  - ・製品安全業務に携わっている方々を対象に平成18年度に創刊した製品安全に関する広報誌「生活安全ジャーナル」を3回(4号~6号)、各6,000部発刊した。
- <<マスコミへの対応>>
  - ・NITEの製品安全に係る取り組みに関して、テレビ局、新聞社からの取材要請に対応した。(テレビ報道 54件、新聞報道 88件)
- <<経済産業省関係>>
  - ・経済産業省主催の「製品安全点検日セミナー」に積極的に協力をい、本所(5月)及び生活・福祉技術センター(大阪)(9月)において各一回実施した。平成20年2月にも本所において実施。
  - ・事故防止のための啓発リーフレットを夏の事故、冬の事故及び新生活に向けての3回作成し、点検日セミナー及び全国の消費生活センター等へ配布した。  
夏の事故：10,000部  
冬の事故：50,000部  
新生活スタート：30,000部
  - ・製品安全総点検への共催  
11月19日に経済産業省と共催で製品安全総点検セミナーを開催した。

- ・視力補正を目的としないカラーコンタクトレンズの調査について、4回の委員会を開催し、カラーコンタクトレンズの障害実態調査、海外の規制状況、品質性能テスト等を踏まえ、平成19年度中にカラーコンタクトレンズの安全性のあり方についてとりまとめを行い、経済産業省及び厚生労働省に報告書を提出した。

<<その他>>

- ・大阪にも事故品の展示室を開設した。
- ・NITEスクエア及び大阪の展示室で展示している事故品を各地で開催している消費生活展等の展示等に貸し出すとともに、説明担当者の派遣を行った。平成19年度は、43回（去年同期7回）。
- ・消費生活センター、消防機関、工業会等の要請に応じ、116回の講演会に講師を派遣し、消費者への啓発や、事故防止のための情報提供を行った。

#### (4) 製品安全体系の高度化を目指した調査研究

- ・平成18年度に実施した製品安全基準の整備（製品安全規格体系の調査）報告書を政府及び関係機関に報告し周知を図った。
- ・製品安全規格体系のあり方について、家電製品業界を対象に、平成18年度報告書の説明会を開催した。

## 2. 標準化関係業務

### (1) 高齢者・障害者対応等の分野における標準化

高齢者・障害者が安全で使いやすい製品の普及、製品・消費者の価値観等の多様化等に対応した市場形成の観点から、以下の業務を行った。

#### -1 技術面からの連携・協力によるJIS整備の推進、連携強化

##### 国際医療福祉大学との連携

11月、高齢者・福祉分野における福祉用具などの評価手法開発、標準作成などに係る連携・協力協定を締結した。この締結を踏まえて12月の連絡協議会の場で、共同事業1件、設備等の相互利用2件について合意を得た。

##### 埼玉県産業技術センター(SAITEC)との協力

8月にSAITEC福祉・デザイン部において、「福祉用具標準化体系案」の説明を実施するとともに、共通機能別規格の開発協力を依頼した。

日本福祉用具・生活支援用具協会(JASPA)及び(財)日本文化用品安全試験所が事務局となっている「福祉用具の試験方法開発委員会」の委員長として入浴用いす等4品目の試験方法開発を取りまとめた。

JASPAが事務局となっている以下の委員会で委員として技術面を含めた協力を行った。

【ISO車いす幹事会(2回)、ISO車いす幹事会WG(3回)、ISOベッド委員会(1回)、ISOリフト回答原案委員会(1回)、日中韓協力標準化委員会(2回)、福祉用具のJIS規格作成調査研究(3回)、体位変換器分科会(6回)、入浴排泄用部会(6回)、標準化部会(2回)に、延べ33人参画】

(財)日本規格協会が事務局となっている「高齢者福祉用具規格調整分科会」委員として出席し、5件の日本工業規格(JIS)原案を審議した。

## -2 共通規格の開発

「福祉用具標準化体系案報告書」のコアとなる約80の共通機能別規格の開発のためのアクションプランを見直し、約500の文献調査、関係者へのヒアリング(大阪府立介護情報・研修センター等)を実施、外部有識者(福祉用具技術部会)の承認を得た上で、アクションプランに沿って開発した検証システムを活用して、37機能についての試験方法(約200項目)を確立した。

日本工業標準調査会が開催する高齢者障害者支援専門委員会に委員として参画し、平成18年度に策定した「福祉用具標準化体系案報告書」について報告すると共に、同体系案のコアとなる機能別共通規格の開発概要について報告した。また、産業技術連携推進会議福祉技術シンポジウム、北東アジア標準化協力会議(日中韓協力)等で発表を行った。

## -3 継続テーマ

視覚障害者誘導用ブロック等の視認性に係る標準化(16年度~20年度)

- ・色特性計測の被験者200名確保のため、新たにロービジョン者45名の医学的屬性計測を実施するとともに、ロービジョン者27名の視力・視野の確認(16年度~20年度までに456名実施)を行々とともに、色特性計測データ(165名)を取得・整理した。(計測場所:NIITE、徳島大学、兵庫県福祉のまちづくり工学研究所、国立身体障害者リハビリテーションセンター)
- ・標準化推進WGを6回開催し、色特性計測実験計画及びフィールドテスト実験計画(案)を検討・作成した。作成した実験計画等に基づき、色特性計測装置を開発・整備し、フィールドテスト実験設備の検討を行った。
- ・視覚障害者誘導システムの標準化に強い発言力を持つ米国のアクセスボード(ワシントンDC)を訪問して米国の関連規格を入手するとともに、点字ブロック視認性に関する国際標準化実施への協力を取り付けた。
- ・平成18年度までの成果を基に、点字ブロック視認性に関するJIS原案を検討するとともに、ISOに提案するNWI案の検討を行った。

年代別聴覚閾値分布の標準化(18年度~19年度)

- ・(独)産業技術総合研究所(AIST)との共同事業として、引き続き80名分のデータを収集し、全910名分(AISTでのデータも含む)等の解析・検討を行い、新たに高周波領域(8kHz~16kHz)を含めてISO 7029の形式に準じたデータとした。(ISO/TC43/WG1次回は5月開催予定)。
- ・測定結果を論文として日本音響学会聴覚研究会で報告し、ISO規格に反映するための作業を行い、ISO/TC159/SC5/WG5(10月、タイ)において経過報告を行った。

## -4 調査研究終了テーマ

生体親和性インプラント材料のテクノロジーアセスメント技術(14年度~18年度、NEDO委託事業)フォローアップ(19年度)

- ・NEDOプロジェクトにより確立されたインプラントの力学的評価技術に基づ

き、主要なインプラント2種類（髄内釘、 ネイル）についてのTR案を作成。

- ・ N E D Oの事後評価分科会でのプレゼン資料としてプロジェクトの概要説明資料（公開版、非公開版）、事業原簿等の関係資料を作成し、事後評価分科会に対応した。
- ・ ASTM（米国材料試験協会）春季国際会議にプロジェクトの一員である京都大学再生医療研究所とともに参加し、N E D Oプロジェクトの成果を発表した。
- ・ 東京、大阪において、プロジェクトの成果報告会を開催（約350名が参加）した他、第46回日本生体医工学大会におけるN E D Oワークショップに参加し、本プロジェクトの成果発表を行った。
- ・ 本プロジェクトの成果の標準化を行うため、整形インプラントに係る2つの委員会に委員として参画しJ I S原案作成に協力した。

これまでに得られた聴覚閾値に係る調査研究の成果に基づき、平成18年度、「デジタルオーディオ音質評価法J I S原案作成委員会」を設置し関連J I Sの原案を作成したが、ここで作成したJ I S原案3件について、（財）日本規格協会が主催する「規格調整分科会」において、原案説明者として出席し、日本工業標準調査会（J I S C）に提出した。当該案件は平成20年4月11日に開催される電子技術専門委員会で審議され、平成20年度にJ I S規格として発行される予定である。

平成18年度に終了した「手すりの工学的安全性評価方法の開発」、「浴槽内いす・すのこの工学的安全性評価」、「体位変換器の工学的安全性評価」については、J A S P Aが実施する品目別分科会に委員として参画した。特に体位変換器については、新たな対象製品の評価方法を迅速に提案する等、産業界への支援を実施した。

手すりの工学的安全性評価方法

J A S P A主催の福祉用具試験法開発委員会に平成18年度作成した手すりの工学的安全性評価方法を提供し、J I S化へ向けた審議に参画した。

車いすの国際標準案作成

J A S P Aの車いす国際標準案作成調査WGに出席して、リクライニング立ち上がり補助いすの工学的安全性評価方法開発で得た知見を提供し、車いすのリクライニング試験方法国際標準案の作成に参画、民間機関の行っている標準化を支援した。

国際標準化関係

ISO/TC61(プラスチック)

ISO/TC61/SC2（機械的性質）については、9月にインドで開催されたSC2総会、SC2/WG2会議、SC2/WG7会議、SC2コンビーナ会議、コンビーナ研修、SC2研修及び年次会議代表団会議にWGコンビーナ及びプロジェクトリーダー（以下、「P L」という。）として出席。

SC2/WG2（硬度及び表面特性）にP Lとして出席し、DIS2をFDISに進めることで全会一致の合意を得た。また、SC2/WG7（破壊じん性試験）にコンビーナとして出席し、4件の国際規格案を取りまとめるとともに、PLとして進めているCD18874「薄肉材料の破壊じん性試験方法」についてはCD投票を開始することとなった。

WG7コンビーナとしてISO/TC61/SC2における活動を円滑に進めるため、欧州を中心としてプラスチックの破壊力学分野の専門家が一堂に会するESIS（欧州構造物健

全性協会) /TC4 (Polymers and Composites) に日本からエキスパートを派遣し、ISOにおける動向を伝えて理解を求めた。

ISO/TC159 (人間工学)

ISO/TC159/WG2に参加。データ提供した部分についての追加作業に対応し、成果物のTR22411 (アレルギー部分についてはNITEが作成) は近日中に発行される予定である。

SC3 (人体計測と生体力学) の国際幹事として、平成18年度作成した「SC3の活性化に係る提言書」に基づきWG1及びWG4に係る6つのプロジェクトテーマを発掘、そのうちWG4の2つのプロジェクトをNWI (新規業務) としてISO本部へ提出するなど、SC3の事業活性化に貢献した。

ISO/TC173 (障害のある人のための支援製品) /WG1 (歩行補助製品) 国際事務局として、ISO/TC173/WG1会議を日本及びフランスで開催すると共に、国内事務局として国内対策委員会を2回開催し、国際会議における日本対処方針等をまとめた。

歩行補助具用先ゴムの要求事項及び試験方法 (摩擦)

- ・第40回WG会議 (5月、東京) に出席し、DIS案の説明を行った。DISは5月から10月に実施された国際投票で承認された。
- ・第41回WG会議 (11月、仏) でDIS投票の各国コメントを検討した結果、必要な修正を行った上でFDIS (最終国際規格案) とする旨合意を得た。
- ・次回のWG会議で修正案を検討し、FDIS登録へ進める予定。

歩行補助具用先ゴムの要求事項及び試験方法 (耐久性)

- ・国際投票の結果、NITEが提案したISO 24414-2 (歩行補助具用先ゴムの耐久性試験) がISOの新規業務として認められ、同時にNITE職員がプロジェクトリーダーに就任した (5月)。規格原案の作成方針について、第40回及び41回WGで詳細を説明し、委員の同意を得た。
- ・平成18年度開発した二種類の耐久性試験装置による精度検証及び試験条件の検証並びにWG会議での積極的な活動によってWD案 (作業原案) が完成した。今後、WD案をブラッシュアップし、次回のWG会議で承認を得る予定。

ISO/TC173WG7 (歩行領域における視覚障害者誘導のための設備と方法)

国際事務局としてFDIS 23600 (音響信号機) のproof (内容の最終確認) を行いISO23600発行に貢献した。

CD 23599 (視覚障害者用誘導用ブロック等) について、DIS登録作業を実施したが、プロジェクトが停止。国内対策委員会がリハビリテーション工学協会からJISCに移る等、産官学での協力体制の構築がなされている。

IEC/TC89 (耐火性試験)

IEC/TC89/WG12 (試験用火災と熱に対する抵抗性) については、2回の国際会議 (5月英国、10月フランス) にエキスパートとして参画し、CD3をDTS (Draft Technical Specification) に進めた。また、エキスパートであるNITE職員が、2007IEC1906賞を受賞した。

見直し期限の近づいたJIS

5件の規格(JIS L1091、S0014、S0031、S0032、S3201)について5年見直しを実施。

更に、民間での標準化体制が確立されてきたことを踏まえて以下を実施

- ・繊維関連の7規格を、(社)繊維評価技術協議会へ移管。
- ・ファスナー関連規格(1件)についてクラレファスニング(株)と、綿手袋について(財)日本繊維製品品質技術センターと移管についての打合せを実施。

## (2) 製品の安全確保のための標準化

ISO/COPOLCO(消費者政策委員会)については、以下を実施

- ・5月にブラジルで開催されたCOPOLCO総会/製品安全WGにエキスパート代理として参加するとともに、COPOLCO国内審議委員会に2回参画
- ・2月にマレーシアで開催されたCOPOLCO/ANCO(The Asian Network on Consumers' Participation in Standardization)会合に出席。

ISO/TC61/SC2(機械的性質)については、9月にインドで開催されたSC2総会、SC2/WG2会議、SC2/WG7会議、SC2コンビーナ会議、コンビーナ研修、SC2研修及び年次会議代表団会議にWGコンビーナ及びプロジェクトリーダー(以下、「PL」という。)として出席。

- ・SC2/WG2(硬度及び表面特性)にPLとして出席し、DIS2をFDISに進めることで全会一致の合意を得た。

また、SC2/WG7(破壊じん性試験)にコンビーナとして出席し、4件の国際規格案を取りまとめるとともに、PLとして進めているCD18874「薄肉材料の破壊じん性試験方法」についてはCD投票を開始することとなった。

WG7コンビーナとしてISO/TC61/SC2における活動を円滑に進めるため、欧州を中心としてプラスチックの破壊力学分野の専門家が一堂に会するESIS(欧州構造物健全性協会)/TC4(Polymers and Composites)に日本からエキスパートを派遣し、ISOにおける動向を伝えて理解を求めた。(再掲)

IEC/TC89/WG12(試験用火炎と熱に対する抵抗性)については、2回の国際会議(5月英国、10月フランス)にエキスパートとして参画し、CD3をDTS(Draft Technical Specification)に進めた。また、エキスパートであるNITE職員が、2007IEC1906賞を受賞した。(再掲)

更に、

ISO/IEC/JTC1/SC28(事務機器)については、9月にISO/IEC28360(電子機器からのVOC(揮発性化合物)測定方法)が発行されたことから、消耗品を使わない電子機器について、METIからの委託を受けて事務局として国際規格との整合を図ったJIS原案を作成した。

ISO/TC146(大気の質)については、(財)建材試験センターからの依頼を受けて、エキスパートとして英国で開催されたSC6/WG2に参画した。ISO16000-3に関する日本からの修正提案が採用された。

電子機器等からのSVOC(準揮発性有機化合物)などの放散測定方法技術開発委

員会（東大加藤研究室）に参画し、提言・助言等を行い、報告書の作成を支援した。

「チャンバー法による電子機器からのVOC等放散測定方法標準化調査研究」での知見を活用し、電気ストーブからのホルムアルデヒド放散量の技術基準策定（METI 電機工業会）に係る試験方法等の検討・助言を行った。

### (3) 人間特性に係る技術的データ等の提供

製品の安全で使いやすい設計に資するため、企業等におけるデータ収集・分析を促進する観点から、以下の業務を行った。

#### 基本人間特性に関わるデータの充実

人間特性計測検討委員会を2回（7月、12月）開催し、第2期人間データベース（DB）構築の計測項目・方法等を審議した。計測項目の検討段階においては、データユーザに対し製品設計上必要なデータに関する対面調査等を行い計測項目等の内容に反映させた。

3月の第3回委員会（書面審議）において最終案を審議し、第2期DB計測計画を確定した。また、被験者募集、計測マニュアル作成、計測作業、計測者のトレーニング等のアウトソース化検討を進めているところである。

人間特性データの冊子化については、人間特性計測検討委員会の検討結果を踏まえ、第1期人間DBのデータ集に追加すべきデータを整理し原稿を作成した。

使いやすいDB構築を目指して、第1期DBのデータ活用度を向上させるためデータ項目間の相関関係を検証し、関節トルクを従属変数、身体寸法を独立変数とする、単回帰または重回帰式を作成しHPで公開した。

人間特性DBへのアクセス件数は、月間約2万件であり、これらのデータは、製品設計、製品評価、研究素材、教育素材等として活用されている。

#### 基本人間特性計測手法の標準化

- ・これまでにNITEと産業技術総合研究所で取得したデータについて、委員会・展示会等の場で要望調査を行い、要望の高かった視覚（視力、文字サイズ）、聴覚（聴覚閾値）についてのデータから優先的にDB整理を実施した。視力（111名分）、分光視感度（97名分）、輝度差検出（98名分）、聴覚閾値（663名分：重複有り）について、DB化のためにデータを整理・加工した。また、新たに嗅覚のデータを収集するために、嗅覚関係の調査を実施し、産業技術総合研究所と測定方法等について検討を行った後、被験者実験（50名）を実施した。
- ・東京都立老人総合研究所から、高齢者の転倒防止を図るための基礎データ2000名分を入手した。
- ・ISO/TC159/WG2に参加。データ提供した部分についての追加作業に対応し、成果物のTR22411（アレルギー部分についてはNITEが作成）は近日中に発行される予定である。（再掲）

#### 中国標準化研究院（CNIS）との連携開始

- ・4月、CNISが人間特性計測研究調査のためNITEを訪問、6月、NITEが訪中し連携に向けて意見交換を行った結果、人間特性を中心に国際標準化活動の推

進を図るため、C N I Sとの間で交流・協力協定を締結することとなった。

- ・10月、N I T E 理事長以下3名が訪中、C N I Sにおいて双方の交流・協力に関する覚書(M O U)を締結した。今後、人間特性計測分野における研究開発、標準化の推進・普及、人材育成、情報交換等の交流・協力を行う予定である。

#### D / B ネットワーク化

地元企業と多くの連携・開発を行っている地方公設試のうち、人間特性データのユーザとして活用が期待される産業技術連携推進会議ライフサイエンス部会デザイン分科会と新たに連携を始めた。また、そこで得られたネットワークから2カ所の地方公設試と意見交換を行った。

また、人間特性ポータルサイトを構築し、人間生活工学研究センター(H Q L)が持つ人体寸法データベースを始めとする各データベースとリンク(交通バリアフリー協議会(国交省)、健康日本(厚労省)等の5機関)を貼り、人間特性に関心を持つユーザーに対して容易に人間特性データへアクセスできる環境構築を開始した。

#### I S O / T C 1 5 9 (人間工学)

- ・S C 3 (人体計測と生体力学)の国際幹事として、平成18年度作成した「S C 3の活性化に係る提言書」に基づきW G 1及びW G 4に係る6つのプロジェクトテーマを発掘、そのうちW G 4の2つのプロジェクトをN W I (新規業務)としてI S O本部へ提出するなど、S C 3の事業活性化に貢献した。(再掲)

人間特性計測検討委員会の審議をふまえて、第2期D B構築事業に必要な下記計測手法を確立し、H Pで公開した。

- ・立ち上がり、姿勢維持、重心移動
- ・(等速性)最大発揮力、上肢操作力、関節可動域

九州大学との連携による計測手法検討のテーマは「安全に計測可能なパラメータによる筋力推定方法の開発」である(3年計画)。具体的には、パラメータとして超音波エコー法で取得した体肢の横断面画像データを基に筋断面積を算出し、筋断面積から筋力を推定する手法の確立を目指している。平成19年度は計測装置の構造を決定し、筋断面積計測の試行を行っているところである。

### 3. 講習関係業務

電気工事士法及び特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく法定講習を以下のとおり実施した。

#### (1) 電気工事士法に基づく講習関係業務

平成19年度は、5年で一巡する定期講習の中で、平成18年度とほぼ同様に受講対象者数が最も少ない年度であった。約26,000名の対象者に対し、全国で182回の講習を開催し、23,883名が受講した。受講率は過去最高の91%であった。

講習業務の円滑な運営、関係者と協力強化を目的として、全国9地区で電気工事士法に係る行政担当者、電気工事関係団体の代表で構成する定期講習運営連絡調整会議を計画どおり開催したこと及び47都道府県の担当者等を集めた定期講習関係都道府県担当者会議を3月に開催、N I T Eの取り組みや考え方を提示し、理解を求めらな

ど、問題意識の共有や協力関係を更に強化した。

次年度計画の決定と当該年度の請負付託額の査定に当たり、請負先と詳細な交渉を行い、経費節減可能な項目についてその請負額の節減を図っている。

#### (2) 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習関係業務

資格講習、認定講習及び再講習について、全国で133回（平成18年度は134回実施）の講習計画を立て計画どおり開催し、合計12,307名が受講した。

#### 4. 経済産業省に係る法令等に基づく製造事業者への立入検査等業務

工業標準化法に基づく認証製造業者等及び認証加工業者に対する立入検査について、平成19年度の経済産業大臣からの指示は9件予定されていたが、当該指示がなく立入検査を実施しなかった

なお、当該業務に係る大臣指示があった場合、いつでも立入検査員証を発行して検査を実施する体制を維持した。

JIS試買検査については、計画（試買検査6品目及び調査1品目の7品目を計画）どおりに検査を行い、その結果を3月10日開催の試買検査運営委員会で審議した後、その結果を経済産業省へ年度内に報告した。

工業標準化法の一部を改正する法律による改正前の工業標準化法に基づく認定製造（加工）業者に対する立入検査は、経済産業大臣から指示のあった88工場のうち、認定辞退、不明の9工場を除く79工場について立入検査を実施した。その結果は、経済産業大臣へ年度内に報告した。

なお、過去3年間の経済産業大臣からの立入検査指示件数は、次のとおり。

19年度	88件
18年度	125件
17年度	100件

製品安全4法に基づく製造事業者等に対する立入検査は、経済省が過去に改善指導を行った事業者、平成18年度に技術基準等が開催された品目に係る事業者など、フォローアップが必要な事業者に対し、経済産業大臣から289件の立入検査の指示があった。立入検査の指示があった全件について、的確に立入検査を実施するとともに、その結果は経済産業大臣へ年度内に報告した。

なお、過去3年間の経済産業大臣からの立入検査指示件数は、次のとおり。

19年度	289件
18年度	300件
17年度	300件

計量法（適合性認定分野で実施するものは除く。）に基づく届出製造事業者等に対する立入検査は、経済産業大臣から立入検査の指示はなく実施しなかった。

なお、大臣から指示があった場合、いつでも立入検査員証を発行して検査を実施する体制を維持した。

家庭用品品質表示法に基づく製造事業者等に対する立入検査は、経済産業大臣から立入検査の指示はなく実施しなかった。

なお、大臣からが指示あった場合、いつでも立入検査員証を発行して検査を実施する体制を維持した。

製品安全４法で定める「主務大臣による適合性検査業務実施」に係る業務は、経済産業大臣からの適合性検査の指示がなく実施しなかった。

なお、大臣から指示があった場合、当該検査を的確に実施できるよう製品安全４法等の業務を通じ、既存技術を維持した。

## F．その他業務

### 1．登山用ロープ

10事業者から依頼があり、消費生活用製品安全法に規定する適合性検査に係る登山用ロープの試験を29件、85本実施した。

検査依頼書受付件数：29件（18年度実績 28件）

ロープ試験実施本数：85本（18年度実績 55本）

### 2．容量分析用標準物質の依頼検査

7事業者から亜鉛、アミド硫酸、塩化ナトリウム、しゅう酸ナトリウム、フタル酸水素カリウム、ふっ化ナトリウム、よう素酸カリウムの7種類10件の依頼があり、外観検査を10件（不合格0件）、品質検査を10件（不合格0件）を実施した。認証書は新規10枚及び再発行84枚を発行した。検査の信頼性の確保及び依頼検査の認定制度移行に必須な基準物質の再設定については、平成18年に引き続き独立行政法人産業技術総合研究所との共同研究を実施し、その成果を国際学会で発表したほか、国内外の学術雑誌に投稿し掲載された。

また、依頼業者が自ら検査をする体制への変更と認定制度の適用については、関係者とともに検討を行っており、基準物質を必要としない3物質について平成19年度末に検査終了。

外観検査： 10件（18年度 7件）

品質検査： 10件（同 8件）

認証書発行：94枚（同 6,195枚）注<sup>1</sup>

注<sup>1</sup>：認証書の発行方法を、1件の依頼において依頼本数分の認証書を発行する方法から、1件につき1枚の認証書を発行する方法に規程改正したため、発行枚数が減っている。

### 3．電気用品安全法に基づく絶縁耐力試験

依頼に応じて絶縁耐力試験を実施できるよう、体制を維持した。

### 4．中国向け輸出化粧品原料等品質証明確認業務

経済産業省の定めた品質証明確認基準に基づく審査を行い、9月末までに50件の品質証明確認書を交付した。

7月30日付けで、中国政府が8月30日をもって化粧品BSE証明書（品質証明確認書）不要の公告を発したことにより、経済産業省からの通知を受け、9月26日をもって本業務を終了した。

10月15日付けで、化粧品品質確認業務室が廃止された。

品質証明確認申請：47件（18年度 57件）

確認申請原料数（延べ数）

・化粧品原料：64原料（同 81原料）

・化粧品完成品：12原料（同 18原料）

合計 76原料（同 99原料）

品質証明確認書交付：50件(注)（同 62件）

(注)確認書交付50件の内訳

18年度に申請受理し、19年度に交付したもの3件と19年度に申請受理し、19年9月末までに交付した47件の合計数。

## G. その他業務運営に関する計画

### 1. 独立行政法人産業技術総合研究所との共同事業

年度計画に基づき、独立行政法人産業技術総合研究所と共同事業契約を締結して役割分担を行い、同研究所の共同利用施設である「くらしとJISセンター」において、標準化関係業務を実施した。

平成19年度の共同研究の実績は下記のとおりである。

視覚障害者誘導用ブロック等の視認性に係る標準化

年齢別聴覚閾値分布の標準化

人間感覚データベース（視覚及び嗅覚）

### 2. 試験等の評価結果の信頼性確保

生活・福祉技術センター大阪本部、北関東支所、北陸支所、中部支所及び九州支所の人間生活福祉5部署は、JISQ17025に適合したマネジメントシステムの確保・維持のため、PDCAサイクルを内部監査、マネジメント・レビュー等により継続的に運営し、更なる改善のために、マネジメントシステムの維持・管理を行った。

さらに、絶縁耐力試験等の依頼に応じて実施できるよう信頼性確保のために必要な機器の構成・維持・管理を適切に行った。

### b) 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置

運営費交付金を充当した業務経費については、外部機関との協力・連携の推進、外部人材の活用、内部職員の機動的な配置等による効率的な業務運営を行ったことにより、消費生活用製品安全法の改正による新規業務の追加を含めても、0.7%の削減となった。

一般管理費については、省エネ対策による電気料の抑制、自動音声応答装置の導入による電話交換業務の廃止等による一般管理費の削減のほか、支所の会計業務の段階的集約化（北陸 九州、中国 中部）、支所を含めた全国の調達・契約（複写機賃貸借、NHK受信料、防災備蓄品等）の一括処理を進めることにより、支所管理業務の負担を軽減し、管理コストの削減に努め前年度比7.8%の削減を行った。なお、平成19年度に契約済みで未支出（平成20年度の一般管理費として計上予定）の案件60百万円が

あるため、これを勘案すれば3.2%の削減となる。

具体的な取り組みは以下のとおり。

## 1. 外部機関との協力・連携の推進

### (1) バイオテクノロジー分野

#### 【共同研究等外部機関との協力・連携の推進】

以下の事業について共同研究を実施している。

日本薬局方の試験方法に関する共同研究の実施：国立医薬品食品衛生研究所

ゲノム情報に基づいた未知微生物遺伝資源ライブラリーの構築プロジェクト：アステラス製薬(株)、味の素(株)、日鉄環境エンジニアリング(株)

N I T E 保有生物遺伝資源の産業利用の可能性に関する共同事業：大量提供を希望した国内5社

モンゴルにおける生物遺伝資源の保全と持続的利用に関する共同事業：国内2社

ベトナムにおける生物遺伝資源の保全と持続的利用に関する共同事業：国内1社

微生物保存法開発（大量ハンドリングに適したL-乾燥法の開発）業務：(株)海洋バイオテクノロジー研究所

「インドネシアにおける石油の海洋汚染対策」：インドネシア科学研究所（LIPI）

MOU等に基づくアジア各国との協力関係

- ・インドネシア：インドネシア科学研究所(LIPI)
- ・ベトナム：ベトナム国家大学ハノイ校(VNUH)
- ・モンゴル：モンゴル科学院生物研究所(MAS)
- ・中国：中国科学院微生物研究所(IM-CAS)
- ・タイ：タイ国立遺伝子工学バイオテクノロジーセンター(BIOTEC)

生物遺伝資源の利活用促進のためのゲノム解析

- ・アナエロリネア属細菌：(独)産業技術総合研究所
- ・アシディフィリウム属細菌：早稲田大学
- ・デフェリバクター属細菌：(独)海洋研究開発機構
- ・ハロアーキュラ属古細菌：近畿大学、東京工業大学、東洋大学、インシリコバイオロジー株式会社
- ・清酒酵母きょうかい7号株：(独)酒類総合研究所等24機関(3)
- ・アセトバクター属酢酸菌：山口大学
- ・テトラジェノコッカス属乳酸菌：野田産業科学研究所
- ・メタノセラ属古細菌：(独)海洋研究開発機構、長岡技術科学大学
- ・スピルリナ属光合成細菌：埼玉大学、東京大学、昭和女子大学
- ・グルコンアセトバクター属酢酸菌：山口大学
- ・ミクロルナタス属細菌：(独)産業技術総合研究所
- ・アクチノプラネス属放線菌：山梨大学、東京大学、北里大学、国立感染症研究所、長瀬産業株式会社、メルシャン株式会社
- ・キタサトスポラ属放線菌：北里大学、東京大学、山梨大学、大阪大学、国立感染症研究所、長瀬産業株式会社、メルシャン株式会社
- ・ルブリヴィヴァックス属細菌：(独)産業技術総合研究所、首都大学

- ・サーモスルフィディバクター属細菌：(独)海洋研究開発機構
- ・セレノモナス属細菌：東北大学、尚絅学園、北里大学
- ・アンフィパチルス属細菌：東京農業大学、千葉大学
- ・スフィンゴビウム属細菌：長岡技術科学大学、東京農工大学、(独)森林総合研究所、株式会社豊田自動織機、東北大学  
共同研究分担； NITE：全塩基配列の決定等  
民間企業等各試験研究機関：遺伝子の機能解析

( 3 ) 次の機関が参画。

- ・企業 9 社： アサヒビール、大関、菊正宗酒造、キリンビール、月桂冠、サッポロビール、サントリー、日本盛、白鶴酒造、
  - ・大学等 8 学校： 大阪大学、九州大学、京都大学、東京工業大学、東京大学、山口大学、東京農業大学、神戸市立工業専門学校、
  - ・研究機関等 2 機関：(独)酒類総合研究所、(財)日本醸造協会
  - ・自治体関係 5 機関：愛知県産業技術研究所、鹿児島県工業技術センター、群馬県立群馬産業技術センター、広島県立食品工業技術センター、福岡県工業技術センター
- 遺伝子の発現解析に関する研究等
- ・麹菌の遺伝子の発現解析において関係企業と共同研究を実施  
共同研究分担；  
NITE：発現酵素・タンパク質の同定  
金沢工業大学：菌体の培養・転写解析  
産業技術総合研究所：発現解析・遺伝子情報の高精度化  
東京大学：遺伝子情報の高精度化
  - ・テトラジェノコッカス属乳酸菌の遺伝子の発現解析について野田産業科学研究所と共同研究を実施。

#### 【その他外部機関との連携等に関する実績】

I F O の助成による「我が国における微生物の多様性解析とインベントリーデータベースの構築（亜熱帯域と冷温帯域の比較から）」：岐阜大学流域圏科学研究センター、山梨大学大学院

日本微生物資源学会のカルチャーコレクション委員会委員長としてバーチャル統合カタログへの参加機関拡大のために、「新たな収集用新フォーマットの制定」とサンプルデータを準備するなどの調整を行った。

ヒトインフルエンザウイルス分離株の遺伝子解析について、国立感染症研究所と共同事業を実施。

N E D O 委託事業（高性能宿主細胞創製技術の開発、微生物反応の多様化・高機能化技術の開発）について、協和発酵工業（株）との間で連携（菌株提供を受ける）を図った。

J B A と協力して、微生物利用促進のための課題抽出と技術開発を両輪として議論する仕組みを構築した。具体的には、微生物の利用に当たっての課題を洗い出し

それに対する対応策を明確にするため、企業を組織化した「微生物の産業利用促進に向けた勉強会」を立ち上げた他、N E D O 先導調査「網羅的解析技術の適用による微生物利用産業の拡大に向けた課題調査」( J B A 受託 ) の企画立案及び組織作りに参加し、企業の抱える技術的課題を把握した。

## (2) 容量分析用標準物質

容量分析用標準物質において、独立行政法人産業技術総合研究所と共同し、認定制度の適用を推進するための基準物質の開発などを行い、その結果について報告として取りまとめ、その成果を国際学会で発表したほか、国内外の学術雑誌に投稿し掲載された。

また、N E D O の「構造活性相関手法による有害性評価手法開発」プロジェクトに応募し採択され、厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所、ブルガス大学(ブルガリア)、関西学院大学、富士通株式会社と反復投与毒性知識情報データベース、等の構築の検討を開始し、各種毒性試験結果からの毒性所見の抽出や整理作業を行った。

さらに、産業技術総合研究所から生活・行動パターン情報(暴露係数)調査事業を研究受託し、アンケート、文献調査による生活・行動パターンデータの取得を行った。

## (3) 試験・校正事業者認定関係業務

- ・計測展2007TOKYOでは、JCSS/ASNITEスタンプラリーを登録事業者・関係工業会と連携して実施し、350名が来場した。
- ・計測標準フォーラム合同講演会について、独立行政法人産業技術総合研究所計量標準管理センターと連携し開催を行った。講演会は350名の参加があった。
- ・TEST2007、バリアフリー展、バイオEXPO、分析展、BERM11、Japan Home & Building Showにおいて、関係機関の出展ブースにてJCSS、JNLA、ASNITE、RMinfo等のパンフレット等広報ツールの配布をしていただく協力関係が得られ、全体で数千部が配布できた。
- ・JCSSの強力なユーザであるとともに潜在的申請者でもある航空自衛隊向けに、JCSSや関連する知識を紹介するセミナーを日本電気計器検定所と連携して実施した。
- ・日本認定機関協議会の活動として、関係機関との協力・連携により、ISO/IEC17011の基本的理解と各機関の運営事例勉強会の実施、ISO/IECガイド65の共通解釈文書の検討、JLAC技術情報セミナーの開催(1月)、審査員研修への関係機関からの講師・研修生参加促進、関係機関からの委員会委員への就任促進を実施した。
- ・関係機関と委託業務契約を行う事などにより、7機関からの技術専門家を認定審査・検査に活用できる体制とし、活用を図った。

## (4) 事故情報収集状況

年 度	事故受付 件数 (注 <sup>4</sup> )	内 訳					
		事業者等	新聞等 (注 <sup>5</sup> )	経済産業省	消費者 センター	消防・警察 (注 <sup>6</sup> )	その他

19年度	7,298	2,970	1,433	1,323	786	384	402
18年度	4,084	1,234	1,819	222	378	250	181

注<sup>4</sup>：事故受付件数は、受付けた総件数であり、重複案件等を含む。

注<sup>5</sup>：新聞等には、web情報を含む。

注<sup>6</sup>：その他は、自治体、製品安全協会、消費者、病院からの通知である。

事故情報の総受付件数は、7,298件で、前年度比178%と著しく増加した。これらのうち、改正消安法施行に伴う事業者からの通知が2.4倍増、経済産業省からの通知が6倍増と著しく増加した。また、機構の全国組織を活用しつつ、消費生活センター、消防等における地域関係機関等との緊密な協力・連携を更に強化し、消費者センターからの通知は2.1倍増、消防等からの通知は1.5倍増になった。(再掲)

#### (5) 標準化関係業務

独立行政法人産業技術総合研究所とは、産学官連携部門の工業標準部との定期的な会合(平成19年度は2回開催)に参加し、情報交換を図りながら、共同研究施設である「くらしとJISセンター」の研究施設を活用し、視覚障害者誘導用ブロック等に係る標準化他2件の調査研究を実施。

また、視覚障害者誘導用ブロック等の視認性に係る標準化業務については国立大学法人徳島大学、兵庫県社会福祉事業団福祉のまちづくり工学研究所と、年齢別聴覚閾値分布の標準化については国立大学法人九州大学と技術情報の交換を密にするなど、協力・連携を図り効率的な業務運営を行った。(再掲)

山形大学とISO/TC61/SC2分野における国際標準化に係る学術的・技術的支援を得るための委託締結(4/12)で以下を実施

- ・ESIS(欧州構造物健全性協会)/TC4、ISO/TC61ゴア年次会議への参加
- ・ISO/DIS19252.2nd原案作成、コメント対応

平成18年度締結した九州大学との連携・協力協定に基づき以下を実施

- ・合同セミナー開催(6/1)
- ・職員派遣(10~12月)
- ・安全に計測可能なパラメータによる筋力推定方法の開発(超音波エコー法による筋断面積による筋力推定手法の開発)に着手

中国標準化研究院(CNIS)と人間特性に関するMOUを10月に締結(再掲)

国際医療福祉大学と福祉用具に関する連携・協定を11月に締結し、業務連絡委員会において、設備相互利用(2件)及び共同事業(1件)を合意

埼玉県産業技術センター(SAITEC)では、「福祉用具の標準化に関する調査研究」を平成20年度に実施。

## 2. アウトソーシングの推進

(1) ゲノム解析のドラフトシーケンス(精密解析の前段階として行う機械的な解析)について、現行機器を用いた場合のNITEと他機関のコスト、納期等を比較検討。また、次世代型シーケンサーを用いた場合と現行機器を用いた場合のコスト等を比較検

討し、ドラフトシーケンスの一部を、次世代型シーケンサーを用いてゲノム解析する外部委託を試行中。

- (2) J N L Aについては認定センターが主体となって実施している技能試験業務の一括外部委託化を推進するため、平成18年度から公募により専門の外部機関に対し技能試験プロバイダー育成業務を実施しているが、平成19年度は平成18年度からの継続として1機関(電気分野)、新規に2機関(土木・建築分野、抗菌分野(繊維))と委託契約を行い、業務運営の一層の効率化を進めている。それに伴い常勤職員0.5人を削減しJ N L A登録件数の増加に係る事務処理作業に充当した。

J C S Sについては電気区分4件及び温度区分1件の計5件について、外部機関の技能試験を審査・承認し、その結果を活用した。

M L A Pについては外部1機関に対する技能試験プロバイダー育成(平成18~19年度)を完了、平成19年度中に当該機関単独での試行の技術試験を実施した。次回以降の技能試験において外部委託化が実現すれば常勤職員0.3人を削減できる予定。

### (3) 講習業務について

電気定期講習、特定ガス消費機器設置工事監督関係のそれぞれの講習について、地域における講習需要の把握から、地域別講習実施計画案の作成、具体的会場手配に至る講習実施業務を一括的に請負付託契約により請け負わせ、的確に実施した。

- (4) 人間特性D Bの普及促進を図るために実施している、人間特性データの冊子化及びD Bガイドブック作成業務をH Q Lへアウトソースした。さらに、20年度から開始を予定している次期D B構築のためのデータ取得に向け、被験者募集、計測マニュアル作成、計測作業、計測者のトレーニング等のアウトソース化検討を進めているところである。

- (5) 海外出張に係る保険業務、出納業務等、アウトソーシング候補について費用対効果等について具体的な検討を行った。検討結果を受け、順次実施する予定。

## 3. 外部人材の効果的活用

- (1) 外部審査員所属機関と委託業務契約を行う事などにより7機関からの技術専門家を認定審査・検査に活用できる体制となった。また、M L A Pについては来年度認定更新による審査件数増を見越し、M L A P技術アドバイザーに対して新設の3日間研修及び従前からの審査員研修への参加を求め実施した結果、M L A P技術審査員は計20名増。

- (2) 製品安全に係る調査能力を有する外部人材を製品事故調査員として、全国で19名(平成18年度14名)委嘱し、製品安全業務における事故情報の調査・分析業務で積極的に活用し、製品安全業務における事故情報の調査分析能力の向上を図った。

## 4. 機動的な内部組織の構築と人員配置

- (1) 地方支所において、経済産業局はじめ地域の関係機関等と連携強化を図るとともに、改正消費生活用製品安全法の施行に伴う製品事故情報の大幅な増加に対応するため、各支所に製品安全担当調査官を設置し、体制の強化を図った。

また、平成20年2月1日には、全国の支所長を含めて支所の果たすべき機能・役割分担の在り方について検討を行い、製品事故に関する情報の収集・調査を的確かつ効率的に実施するため、事故の種類（電気、機械）に応じて3支所（中部、九州、北陸）で専門的な調査を分担させる体制に見直した。

- (2) 独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針等に基づき、国における随意契約の見直しの取り組みを踏まえ、一般競争入札の範囲を拡大するため、随意契約の適用範囲等を国の基準に整合させる等、会計規程等の改正及び職務権限の見直しを行い、迅速な対応を可能なものとした。
- (3) 分野・業務に投入された人員について、その投入量の適切な把握に努め、人員配分、組織改編案の策定に資する基礎資料を確立。更に、業務の見直し、アウトソーシング等の結果を受け、人員、施設、資金の効果的な資源配分を行った。

## 5. 業務の電子化の推進

### (1) 業務・システム最適化

平成18年度決定の業務・システム見直し方針に基づき、業務・システム最適化計画を年度内に策定し、公表するにあたり、機構の各ネットワークの統合、運用管理の効率化等の課題に必要な調査、分析を行い、機構情報システムの効率的投資計画として同計画を策定・公表した。

### (2) 情報システム整備事業計画

平成19年度機構の情報システム事業計画を取りまとめ、経費構造、後年度負担等の分析、予測等を行うことにより、効率化検討の基礎を整備出来たほか、副次的には総務省、会計検査院に対する情報システム関係経費の機構全体での管理、調整が図られている証左として活用され、透明性、健全性に資することができた。

### (3) 調達、審査体制の強化

IT政府調達基本指針の独立行政法人への準用要請に対し、迅速に導入体制、規定化を行うことにより、同指針の求めるIT調達の透明性、公平性の確保を実現。CIO補佐官のIT調達全件審査参加等一層の透明性の確保に努め、政府レベルと同等以上の調達審査制度、体制の強化が図られた。

### (4) 情報セキュリティ体制、対策の整備

機構の情報セキュリティポリシーに基づき、機構の全規定の分析、情報セキュリティ状況の調査、分析を実施した結果をもとに、政府の要請する情報セキュリティレベル確保に必要な規定、マニュアルの整備を実現した。また、全役職員への情報セキュリティ教育と併せ、組織レベルでの多角的な対応を実施した。

- (5) その他、テレワーク制度導入のための情報システムのインフラ整備、国民生活センターとの連携の一環として、PIO-NETの接続環境、認証環境を整備することにより、執務環境、業務実施環境の改善をタイムリーに行い、情報セキュリティ面でも過不足のない利用環境を実現した。